

(平成20年度外務省委託研究)

核軍縮を巡る新たな動向

平成21年3月

財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

はしがき

本報告書は、当センターが平成20年度の外務省軍備管理軍縮課の委託により行った「核軍縮を巡る新たな動向」研究会の成果をとりまとめたものである。

核軍縮は長く停滞してきたが、「核兵器のない世界」に向けた核軍縮推進の気運が高まっており、昨今、米ロ間の交渉に新たに進展の兆しが見えるとともに、英仏も核軍縮に取り組む姿勢を表明している。また、ノルウェー政府開催の会合に見られるように非核兵器国によるイニシアティブも示されている。さらに、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」の設立などに見られるように、政府以外からの様々な提案や動きも活発になっている。

本研究では、こうした世界的な流れの中で我が国として取るべき軍縮外交政策の策定に寄与することも目的に含めつつ、上述のような核軍縮に関する取り組みや提案の概要や動向をとりまとめるとともに、新たな国際環境を背景にした核軍縮をめぐる動向が国際安全保障、ならびに北東アジア地域の安全保障に与える影響などに関して考察した。

本研究会の委員は、下記の通りである。

秋山 信将	一橋大学准教授
石川 卓	東洋英和女学院大学准教授
小川 伸一	防衛省防衛研究所研究部長
黒澤 満	大阪女学院大学教授（主査）
戸崎 洋史	当センター主任研究員（幹事）
福島 康仁	当センター研究員補
古川 勝久	科学技術振興機構 社会技術研究開発センター主任研究員

（五十音順、敬称略）

本報告書は、この議論の経緯を踏まえ、研究会の委員により執筆されたものである。本報告書が今後のわが国の軍縮・不拡散政策および安全保障政策に少しでも貢献できれば幸いである。最後に、研究会への参加や報告書の執筆を通じてご貢献いただいた関係各位に対して、甚大なる謝意を表すものである。

なお、本報告書に表明されている見解は、すべて各執筆者のものであって、日本政府および当センターの意見を代表するものではない。

平成21年3月

財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター
所長 阿部 信泰

目 次

第1章 新たな核軍縮への取り組みおよび提案——核兵器国、主要非核兵器国・グループの取り組み・提案-----	1
第2章 新たな核軍縮への取り組みおよび提案——米国などの主要シンクタンク・グループによる核軍縮の提案-----	21
第3章 現在の国際安全保障環境と核軍縮-----	35
第4章 米国の核戦略・政策と核軍縮-----	45
第5章 核軍縮と日米同盟——拡大抑止への影響-----	56
第6章 中国の核戦力増強と北東アジアの安全保障および核軍縮-----	68
第7章 透明性、不可逆性、検証可能性-----	81

第1章 新たな核軍縮への取り組みおよび提案
—核兵器国、主要非核兵器国・グループの取り組み・提案—
黒澤 満、福島 康仁

1986年に70000発を超えた世界の核兵器備蓄は、2008年には約25000発まで減少した¹。その一方で、核兵器国は依然として核兵器に抑止力としての意義を認め核戦力の更新を行っており、さらに新たな核兵器保有国も登場している。本節では核兵器国ならびに主要な非核兵器国・グループによる核軍縮に関する取り組み・提案について、概要のとりまとめと分析を行う。

1. 核兵器国による核軍縮に関する取り組みの現状と分析

(1) 米国

米国は、2008年1月現在、約10435発の核弾頭を保有しているといわれる²。そのうち運用可能な核弾頭（operational nuclear warheads）は約4075発であり、3575発の戦略核弾頭と500発の非戦略核弾頭によって構成されている³。この他にも米国は、予備弾頭を1260発、退役し解体待ちの弾頭を5100発ほど保有していると考えられている。運搬手段については、2008年1月現在、大陸間弾道ミサイル（ICBM）を488基、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を276基、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）を14隻、戦略爆撃機を104機ほど保有している⁴。

米国の核軍縮に関する取り組みは、ロシアとの二国間協定に基づくものと一方的なものに分けることができる。ロシアとの二国間協定に基づく取り組みとして履行されているのは、第1次戦略兵器削減条約（START I）と戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）である⁵。1994年に発効したSTART Iは、米ロ双方の配備戦略核弾頭を6000発に、戦略核運搬手段（ICBM、SLBM、戦略爆撃機）の総数を1600基（機）に削減することを規定しており、米国は2001年12月、条約に基づく義務の履行完了を宣言した⁶。2003年に発効したモスクワ条約は、実戦配備戦略核弾頭（operationally deployed strategic nuclear warhead: ODSNW）を2012年までに1700～2200発に削減することを規定している⁷。米国は2009年2月の時点で、2200発以下への削減を完了したといわれている⁸。なお、モスク

¹ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament* (Stockholm: Almqvist & Wiksell, 2008), p. 366.

² Ibid., p. 367.

³ 運用可能な非戦略核弾頭のうち、約350発は欧州に配備されている。Ibid., p.372.

⁴ 戦略爆撃機の機数は、訓練・試験・予備用のものを含む。Ibid., pp. 368-372.

⁵ START Iは厳密には米ロ二国間協定ではない。ソ連崩壊に伴い、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシもSTART Iの当事国となった。

⁶ U.S. Department of State, *Fact Sheet: START Treaty Final Reductions* (December 5, 2001) <<http://www.state.gov/t/ac/rls/fs/2001/6669.htm>>, accessed on December 1, 2008.

⁷ 米国政府によると、実戦配備戦略核弾頭（ODSNW）とは、発射基に搭載済みのICBMの再突入体（re-entry vehicle）、潜水艦搭載の発射基に搭載済みのSLBMの再突入体及び、戦略爆撃機に搭載済みか戦略爆撃機の基地に保管されている核兵器を指す。ロシアは、必ずしも米国と同等の定義に基づいて削減を行う必要はない。U.S.

ワ条約は START I と異なり、運搬手段に関する規定はない。

ジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）政権はまた、2001年12月に議会に提出した「核態勢見直し報告」（NPR）を実施するなかで、自主的な核軍縮を行った。2001 NPR は、米国と同盟国・友好国の安全保障上、必要最低限の水準の核戦力を維持すると同時に、ミサイル防衛や通常戦力を重視することによって核兵器への依存を低下させると明記している⁹。また2008年9月にエネルギー省長官と国防長官の連名で公表された「21世紀における国家安全保障と核兵器」は、ビル・クリントン（Bill J. Clinton）政権の「主導と備え」（lead and hedge）政策を踏まえ、核削減を「主導」する一方で応答的な核兵器設計と製造基盤を通じて「備え」という方針を打ち出した¹⁰。これは、信頼性のある代替核弾頭（RRW）を相当数配備すれば、信頼性問題に対する「備え」として備蓄している多くの未配備核弾頭を削減することが可能であることを示唆したものであった。

こうした方針と連動して、ブッシュ政権は核兵器の削減を実施した。2001年11月、ブッシュ大統領は今後10年間に、ODSNWを1700～2200発まで削減すると発表した¹¹。これは、2001 NPRにも盛り込まれるとともに、前記のとおり、後にモスクワ条約の下での義務として実施されることとなった。つづく2004年6月、ブッシュ大統領は2012年までに米国の核兵器備蓄（実戦配備弾頭および予備弾頭）を、政権就任時と比べて50パーセント近く削減することを指示した¹²。2007年12月には、2004年に設定した目標を5年早く達成したことを受けて、2012年までにほぼ15パーセントの追加削減を行うことを指示した。これは、戦略核弾頭の備蓄総量を1950年代以来最低レベルとし、1990年の規模より80パーセント小さくするものである¹³。現在、核弾頭の解体は、毎年約350発のペースで行われており、2022年までに全ての退役核弾頭を解体する予定であるといわれる¹⁴。運搬手段についても、2012年を目途として、ICBM450基、SSBN14隻、戦略爆撃機76機という規模まで削減す

Department of State, *2008 Annual Report on Implementation of the Moscow Treaty* (May 13, 2008) <<http://www.state.gov/t/vci/rls/rpt/104637.htm>>, accessed on February 20, 2009.

⁸ Hans M. Kristensen, “United States Reaches Moscow Treaty Warhead Limit Early,” *FAS Strategic Security Blog* (February 9, 2009) <<http://www.fas.org/blog/ssp/2009/02/sort.php#more-770>>, accessed on February 10, 2009.

⁹ U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review* (Excerpts) (2002) <<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>>, accessed on February 20, 2009.

¹⁰ クリントン政権は「備え」の手段として、未配備核弾頭とそれらを配備するための戦力構成を想定していた。一方、ブッシュ政権は「備え」の手段として、応答的な核兵器設計と製造基盤を想定していた。U.S. Department of Energy and Department of Defense, *National Security and Nuclear Weapon in the 21st Century* (September 2008) <<http://www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf>>, accessed on February 10, 2009.

¹¹ White House, *President Announces Reduction in Nuclear Arsenal* (November 13, 2001) <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011113-3.html>>, accessed on December 1, 2008.

¹² Christina Rocca, Permanent Representative of the United States to the Conference on Disarmament, *Statement Delivered in the General Debate of the United Nations’ First Committee* (October 8, 2008), pp. 2-3. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/8OctUS.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

¹³ Ibid., p. 3.

¹⁴ Kristensen, “United States Reaches Moscow Treaty Warhead Limit Early”.

ると発表している¹⁵。その他、包括的核実験禁止条約（CTBT）は未批准であるものの、1993年以降は核実験を停止している。兵器用核分裂性物質の生産も1988年に停止している。

2009年1月に発足したバラク・オバマ（Barack H. Obama）政権は、「核兵器のない世界」という目標を掲げ、米国の核兵器備蓄を一層削減する方針を打ち出している¹⁶。新しい核兵器の開発中止や、米ロ双方が保有する弾道ミサイルの即時発射警戒態勢（hair trigger alert）の解除、米ロ双方が保有する核兵器および核物質の備蓄量の劇的削減などを行うとしており、実際に2010会計年度の予算教書でRRWの開発を中止する方針が示された¹⁷。米ロの核兵器削減については、両国ともに未だ公式提案を行っていないものの、米ロ双方の核兵器備蓄量を80パーセント削減し、それぞれ1000発とする構想が存在するといわれている¹⁸。CTBTについても批准に向けて民主・共和両党間のコンセンサス形成に向けて努力する方針を示している¹⁹。

ただし、オバマ政権は核兵器が存在する限り、強力な抑止力を維持することも明言している²⁰。米海軍も2008年に改良型D-5 SLBMの生産を開始したり、2029年に退役を開始するオハイオ（Ohio）級SSBNの後継艦（SSBN(X））の検討作業を開始したりしている²¹。

(2) ロシア

ロシアは、2008年1月の推計で、約14000発の核弾頭を保有している²²。そのうち運用可能な核弾頭は5189発であり、戦略核弾頭3113発や非戦略核弾頭1343発等で構成されている²³。その他、

¹⁵ U.S. Department of State, *2008 Annual Report on Implementation of the Moscow Treaty*.

¹⁶ White House, *The Agenda: Foreign Policy* (2009) <http://www.whitehouse.gov/agenda/foreign_policy/>, accessed on February 20, 2009.

¹⁷ White House, *FY 2010 Budget: Department of Energy* (2009) <http://www.whitehouse.gov/omb/assets/fy2010_new_era/Department_of_Energy.pdf>, accessed on March 2, 2009.

¹⁸ Tim Reid, "President Obama Seeks Russia Deal to Slash Nuclear Weapons," *The Times*, February 4, 2009. <http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/us_and_americas/article5654836.ece>, accessed on February 4, 2009.

¹⁹ Platform Standing Committee, "Renewing America's Promise," Report of the Platform Committee, August 13, 2008, p. 32. <<http://www.demconvention.com/assets/downloads/2008-Democratic-Platform-by-Cmte-08-13-08.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

²⁰ White House, *The Agenda: Foreign Policy* (2009)

²¹ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 371; Gerry J. Gilmore, "U.S. Seeks Successor to Trident Submarine," *American Forces Press Service*, February 20, 2009. <<http://www.defenselink.mil:80/news/newsarticle.aspx?id=53167>>, accessed on February 20, 2009.

²² Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 375.

²³ モスクワ条約で規定されている配備戦略核弾頭の数は、2009年の推計で約2700発まで減少している。Kristensen, "United States Reaches Moscow Treaty Warhead Limit Early".

ロシアは予備弾頭と退役し解体待ちの弾頭を合計で約 8800 発保有しているといわれる²⁴。戦略核運搬手段については、2008 年 1 月の推計で、ICBM を 430 基、SLBM を 176 基、SSBN を 14 隻、戦略爆撃機を 79 機保有している²⁵。非戦略核の運搬手段については、核任務用戦術航空機や海洋発射巡航ミサイル、核魚雷等を保有している²⁶。

ロシアの核軍縮に関する取り組みも、米国との二国間協定に基づくものと一方的なものに大別することができる。START I については、2001 年 12 月、米国とともに義務履行の完了を宣言している。モスクワ条約については、「成功裏に実施中」であるとしているものの、米国と異なり未だ義務履行を完了していない²⁷。

ロシアの一方的な核軍縮に関する取り組みとしては、核兵器備蓄を 1991 年以来、5 分の 1 まで削減したと宣言し、非戦略核兵器については 1991 年以来、4 分の 3 を削減したと表明していることがあげられる²⁸。また、1990 年に核実験の実施を停止し、2000 年には CTBT を批准した。兵器用核分裂性物質の生産も 1994 年に停止している。

その一方でロシアは、核兵器の役割増大や核戦力の強化を行っている。国家安全保障政策および軍事ドクトリンにおける核兵器の役割を明示的に拡大させており、軍事計画の中に戦域核兵器を使用するオプションを再び挿入したといわれる²⁹。核戦力の強化については、新型の ICBM (Topol-M) や SLBM (Bulava)、SSBN (Borei 級) の開発を行っている³⁰。核兵器の研究開発や製造を行う基盤も維持しており、核弾頭を新たに生産する態勢も整っているといわれる³¹。

(3) 英国

英国は、2008 年 1 月の推計で、約 185 発の核弾頭を保有している³²。そのうち、運用可能な核弾頭は 160 発弱であり、残りは予備弾頭である³³。英国の核戦力は、SLBM48 基とそれらを搭載する SSBN4

²⁴ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 375.

²⁵ Ibid., pp. 374-380.

²⁶ Ibid., p. 374.

²⁷ Anatoly Antonov, Director of the Department for Security Affairs and Disarmament of the Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, Head of the Russian Delegation in the First Committee of the 63rd Session of the UN General Assembly, *Statement Delivered in the First Committee of the 63rd Session of the UN General Assembly* (October 7, 2008), p. 4. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/7OctRussia.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

²⁸ Ibid., p. 4.

²⁹ U.S. Department of Energy and Department of Defense, *National Security and Nuclear Weapon in the 21st Century*, p. 8.

³⁰ Ibid., pp. 7-8.

³¹ Ibid., p. 8.

³² Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 382.

³³ Ibid., p. 382.

隻のみであり、ICBM や戦略爆撃機、非戦略核戦力は保有していない³⁴。

英国の核軍縮に関する取り組みは、米口間にみられるような他国との協定に基づくものではなく、一方的なものである。英国は、2006年12月に公表した「英国の核抑止力の将来」と題する白書において、運用可能な核弾頭を200発以下から160発以下へと削減し、核弾頭の総量を20パーセント削減する方針を打ち出した³⁵。既に英国は160発以下への削減を完了し、冷戦終了時と比較して核兵器の爆発力の総量を75パーセント削減したと宣言している³⁶。英国はまた、核戦力の即応態勢（notice to fire）を数日まで緩和しており、平時はいかなる国に対しても核攻撃の照準を合わせないという政策を採用している³⁷。核実験については1991年に停止し、フランスとともに1998年にCTBTを批准した。兵器用核分裂性物質の生産も1995年に停止している。英国はまた、軍事用の核分裂性物質の備蓄について歴史的記録を作成し、軍事的に余剰な備蓄を国際的な保障措置の下に置いている³⁸。

他方で英国は、将来の不確実性とリスクに対する保険（insurance）として今後も核抑止力を維持していく方針を明示している³⁹。その一環として英国は、2020年代中ごろに退役を始めるヴァンガード（Vanguard）級SSBNの後継艦の開発及び、既存のトライデント（Trident）型SLBMの延命を行う決定をしている。また、代替核弾頭を開発するか否かについて、次の議会で決定される予定である⁴⁰。核ドクトリンについても核使用のタイミング・方法・規模について曖昧さを意図的に維持し、核兵器の先行使用について肯定も否定もしない政策を採用している⁴¹。この他、英国は核兵器を保有しないNPT加盟国に対して消極的安全保証を約束する一方で、核兵器国と同盟を組んで英国やその同盟国を攻撃する場合は例外であるとしている⁴²。

(4) フランス

フランスは、2008年1月の推計で348発の核弾頭を保有しており、288発の戦略核弾頭と60発の

³⁴ Ibid., p. 382. 英国は1998年に航空機搭載用核爆弾を退役させた。U.K. Ministry of Defence, *Strategic Defence Review* (July 1998) <http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/65F3D7AC-4340-4119-93A2-20825848E50E/0/sdr1998_complete.pdf>, accessed on February 20, 2009.

³⁵ The Secretary of State for Defense and The Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, *The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent* (December 2006), p. 12. <<http://www.premier-ministre.gouv.fr/IMG/pdf/DefenceWhitePaper2006.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

³⁶ U.K. The Foreign & Commonwealth Office, “Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons,” A Policy Information Paper, February 2009, p. 12. <<http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/pdf1/nuclear-paper>>, accessed on February 20, 2009.

³⁷ Ibid., p. 39.

³⁸ Ibid., p. 34.

³⁹ The Secretary of State for Defense and The Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, *The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent*, p. 5.

⁴⁰ U.K. The Foreign & Commonwealth Office, “Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons,” p. 29.

⁴¹ Ibid., p. 43.

⁴² Ibid., p. 35.

非戦略核弾頭によって構成されている⁴³。フランス政府は予備弾頭を保有していないと宣言している⁴⁴。運搬手段については、SLBMを48基とそれらを搭載するSSBNを4隻、核任務用航空機を84機保有しているといわれる⁴⁵。

フランスの核軍縮に関する取り組みは、英国と同様に一方的なものであり、他国との協定に基づくものではない。2008年3月、ニコラ・サルコジ (M. Nicolas Sarkozy) 大統領は、核任務用航空機と空対地巡航ミサイル、核弾頭をそれぞれ3分の1に削減する方針を打ち出した⁴⁶。この削減によりフランスの核弾頭数は300発以下となり、冷戦期の最盛期と比較して半減されることになる。同年6月公表の国防白書はまた、陸上配備型の核任務用航空機を60機から40機へと削減すると明記している⁴⁷。いかなる国に対しても核攻撃の照準を合わせない政策も採用している⁴⁸。核実験については1996年にモラトリアムを宣言し、1998年に英国とともにCTBTを批准した。南太平洋の核実験施設についても閉鎖・解体を完了している。兵器用核分裂性物質の生産は1996年に停止し、製造施設を閉鎖・解体した。

しかしながら、フランスも他の核兵器国と同様に、今後も核抑止力を維持する方針を明示している。サルコジ大統領は2008年6月の演説で、「核抑止は不確実な世界における国家の生命保険」であり、「独立と行動の自由を保障」するものであると述べた⁴⁹。同月公表された国防白書も「核抑止は国家安全保障上の不可欠な概念」であり、「能力および戦略面において完全に独立した核戦力」を今後も保持していくと明記している⁵⁰。実際、フランスは核戦力の近代化を進めており、2009年には新型の空対地巡航ミサイル (ASMPA)、2010年には新型のSSBN (Triumphant級) とSLBM (M-51) の配備を予定している⁵¹。これら2種類のみ사일には新型弾頭が搭載される予定である⁵²。

⁴³ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 384.

⁴⁴ M. Nicolas Sarkozy, President of the Republic, *Speech on Defence and National Security* (excerpts) (June 17, 2008) <<http://www.ambafrance-ca.org/spip.php?article2269>>, accessed on February 20, 2009. ただし、若干数、予備弾頭を保有しているとの指摘もある。Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 384.

⁴⁵ Ibid., p. 384.

⁴⁶ M. Nicolas Sarkozy, President of the Republic, *Speech: Presentation of SSBM "Le Terrible"* (March 21, 2008) <<http://www.ambafrance-uk.org/President-Sarkozy-s-speech-at,10430.html>>, accessed on February 20, 2009.

⁴⁷ *The French White Paper on Defence and National Security* (June 2008), p. 11. <http://www.ambafrance-ca.org/IMG/pdf/Livre_blanc_Press_kit_english_version.pdf>, accessed on February 20, 2009. フランスは陸上配備型の他に、空母搭載型の核任務用戦術航空機を保有している。

⁴⁸ Sarkozy, *Speech: Presentation of SSBM "Le Terrible"*

⁴⁹ Sarkozy, *Speech on Defence and National Security* (excerpts)

⁵⁰ *The French White Paper on Defence and National Security*, pp. 7-8.

⁵¹ Ibid., pp. 10-11.

⁵² U.S. Department of Energy and Department of Defense, *National Security and Nuclear Weapon in the 21st Century*, p. 9.

(5) 中国

中国は、2008年1月の推計で、約240発の核弾頭を保有している⁵³。そのうち運用可能な弾頭は176発であり、残りは予備弾頭である⁵⁴。運搬手段については、ICBMを46基、中距離弾道ミサイル（IRBM）を35基、SSBNを3隻保有している⁵⁵。

中国政府は、核兵器の規模と開発に関して最大限の抑制を行っており、核軍備競争に参加したことはないし今後も決して参加しないと宣言している⁵⁶。また2009年1月公表の国防白書において、核兵器の先行不使用政策、「自衛的な核戦略」（self-defensive nuclear strategy）の追求、非核兵器国や非核兵器地帯に対する無条件の消極的安全保証、平時においていかなる国に対しても核兵器の照準を合わせないことなどを掲げている⁵⁷。核実験については1996年の実験後、モラトリアムを宣言している。中国はまだCTBTを批准していないものの、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会による条約早期発効のための準備作業を支持し、国際監視システム（IMS）の設立に貢献しているとしている⁵⁸。

他方で中国は、核戦力の近代化を継続しており、靖志遠（Jing Zhiyuan）第二砲兵司令官は核戦力強化を加速させると明言している⁵⁹。2009年2月公表の米国の国家情報長官（DNI）による「年次脅威評価」も、中国は今後10年間、核戦力の増強を行うと見積っている⁶⁰。その目的は、米国等の戦略的偵察（strategic reconnaissance）や精密打撃、ミサイル防衛に関する能力向上に直面する中で、核戦力の残存性を確保することにあるといわれる⁶¹。核兵器備蓄については、5核兵器国の中で唯一増加させているとも指摘されており⁶²、また5核兵器国の中で唯一、兵器用核分裂性物質の生産に関す

⁵³ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: World Armaments and Disarmament*, p. 386.

⁵⁴ Ibid, p. 386.

⁵⁵ The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2009*, (London: The International Institute for Strategic Studies, 2009), p. 382.

⁵⁶ Wang Qun, Head of the Chinese Delegation, *Statement at the General Debate of the First Committee of the 63rd Session of United Nations General Assembly* (October 6, 2008), p. 3. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/6OctChina.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

⁵⁷ Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's National Defense in 2008* (January 2009) <http://www.fas.org/programs/ssp/nukes/2008DefenseWhitePaper_Jan2009.pdf>, accessed on February 20, 2009.

⁵⁸ Ibid., p. 51.

⁵⁹ “Chinese Military Chief Vows Nuclear, Conventional Build-Up,” *Agence France-Presse*, February 2, 2009. <<http://www.spacewar.com/2006/090202071918.rp03vss3.html>>, accessed on February 20, 2009.

⁶⁰ Dennis C. Blair, Director of National Intelligence, *Annual Threat Assessment of the Intelligence Community for the Senate Select Committee on Intelligence* (February 12, 2009), p. 23. <http://www.dni.gov/testimonies/20090212_testimony.pdf>, accessed on February 20, 2009.

⁶¹ Ibid., p. 23.

⁶² U.S. Department of Energy and Department of Defense, *National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century*, p. 6.

るモラトリアムを宣言していない⁶³。

(6) その他の核兵器保有国

NPT 上の 5 核兵器国以外にも、核兵器を保有している国家および保有を疑われている国家が存在する。1998 年に核実験を実施し、核兵器の保有を公表したインドは、2008 年の推計で、核弾頭を約 70 発保有しており、そのうち約 50 発が運用可能な段階にあるとされる⁶⁴。運搬手段としては IRBM と短距離弾道ミサイル (SRBM)、核運用可能な航空機を保有している。インドは信頼性のある最小限核抑止力 (minimum nuclear deterrent) の整備と、その一環としての先行不使用、ならびに非核兵器国に対する不使用政策の採用を宣言している⁶⁵。核実験についてはモラトリアムの継続を表明している。その一方でインド政府は、「核の三本柱」(nuclear triad) の整備を進める意向を表明している⁶⁶。三本柱のうち、現状において完全に実戦配備レベルに到達しているのは航空戦力のみであり、陸・海の核抑止力については発展途上にある。この点について、インドは地上発射型弾道ミサイルと SLBM、原子力潜水艦、核運用可能な巡航ミサイルの開発を進めている⁶⁷。CTBT の署名・批准も行っていない。兵器用核分裂性物資の生産も継続しているといわれる⁶⁸。

パキスタンは 2007 年の推計で、約 60 発の核弾頭を保有している⁶⁹。運搬手段としては、地上発射型弾道ミサイルと核運用可能な航空機を保有している⁷⁰。インドと同様に、パキスタンも核戦力を増強する方針であるといわれており、弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発を進めている⁷¹。核実験についてはモラトリアムの継続を表明しているものの、CTBT の署名・批准を行っていない。兵器用核分裂性物質の生産も継続しているといわれる⁷²。

⁶³ ただし、中国は非公式に兵器用核分裂性物質の生産停止を示唆しているといわれる。International Panel on Fissile Materials, *Global Fissile Material Report 2008: Scope and Verification of a Fissile Material (Cutoff) Treaty* (October 2008), p. 7. <http://www.fissilematerials.org/ipfm/site_down/gfmr08.pdf>, accessed on February 20, 2009.

⁶⁴ Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “Nuclear Notebook: India’s Nuclear Forces, 2008,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol. 64, no. 5 (November/December 2008), p. 38. <<http://thebulletin.metapress.com/content/t884046w31156318/fulltext.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

⁶⁵ Hamid Ali Rao, Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary, Permanent Representative of India to the Conference on Disarmament, Geneva, *Statement at the General Debate of the First Committee, 63rd Session of the UN General Assembly* (October 10, 2008) <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/10OctIndia.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

⁶⁶ Norris and Kristensen, “Nuclear Notebook: India’s Nuclear Forces, 2008,” p. 38.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 39.

⁶⁸ International Panel on Fissile Materials, *Global Fissile Material Report 2008: Scope and Verification of a Fissile Material (Cutoff) Treaty*, p. 7.

⁶⁹ Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “Nuclear Notebook: Pakistan’s Nuclear Forces, 2007,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol. 63, no. 3 (May/June 2007), p. 71. <<http://thebulletin.metapress.com/content/k4q43h2104032426/fulltext.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

⁷⁰ *Ibid.*, p. 72.

⁷¹ *Ibid.*, pp. 71-72.

⁷² International Panel on Fissile Materials, *Global Fissile Material Report 2008: Scope and Verification of a*

イスラエルは公式には保有を認めていないものの、最大 200 発の核弾頭を保有していると推定され⁷³、核弾頭の搭載が可能とされる IRBM と SRBM を保有している⁷⁴。イスラエルは CTBT に署名したものの未批准であり、兵器用核分裂性物質の生産も継続しているといわれる⁷⁵。

北朝鮮は 5～15 発の核兵器を保有している可能性があるといわれる⁷⁶。米国政府も、2006 年 10 月の核実験が行われる前の段階で、北朝鮮は少なくとも 6 発の核兵器を製造するのに十分なプルトニウムを保有していたと見積っている⁷⁷。CTBT については署名・批准を行っていない。

*

以上のとおり、5 核兵器国のうち、少なくとも米ロ英仏の 4 カ国は明示的に核弾頭と運搬手段の削減に取り組んでおり、これら 4 カ国はまた、兵器用核分裂性物質の生産停止も宣言している。核実験については、5 核兵器国全てが実験を停止し、ロ英仏の 3 カ国は CTBT の批准を完了している。米国のオバマ新政権は、米ロ双方の核兵器備蓄の大幅削減や、CTBT の早期批准、検証規定を含む FMCT 交渉の開始などを公約として掲げており、今後一層の核軍縮が進む可能性がある。

他方で 5 核兵器国は、抑止力としての核兵器の役割を否定したわけではなく、いずれの核兵器国も核戦力の更新を明示的に進めている。とりわけ、中国による核戦力の近代化は顕著であり、運搬手段の更新のみならず、核弾頭の増強を行っているとの指摘もある。加えて、NPT の枠外で核兵器を保有する（もしくは保有すると疑われている）インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮といった国家も存在する。とりわけ、インドとパキスタンについては核戦力の増強ならびに兵器用核分裂性物質の生産に取り組んでいることが明らかとなっている。またこれら 4 カ国は CTBT の発効要件国であるが、いずれも批准を行っていない。

2. 核兵器国、主要非核兵器国・グループによる核軍縮に関する提案と分析

(1) 米国

オバマ新政権は、「核兵器のない世界」の追求を掲げ、そのための具体策として、米ロ双方の弾道ミサイルの即時発射警戒態勢解除や、米ロ双方の核兵器および核物質の備蓄量の劇的削減の追求、米ロ

Fissile Material (Cutoff) Treaty, p. 7.

⁷³ The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2009*, p. 249.

⁷⁴ *Ibid.*, p. 249.

⁷⁵ International Panel on Fissile Materials, *Global Fissile Material Report 2008: Scope and Verification of a Fissile Material (Cutoff) Treaty*, p. 7.

⁷⁶ Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "Nuclear Notebook: Global Nuclear Stockpile, 1945-2006," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol. 62, no. 4 (July/August 2006), p. 66. <<http://thebulletin.metapress.com/content/c4120650912x74k7/fulltext.pdf>>, accessed on March 3, 2009.

⁷⁷ Blair, *Annual Threat Assessment of the Intelligence Community for the Senate Select Committee on Intelligence*, p. 24. なお、2009 年 2 月公表の韓国の国防白書は、2006 年の白書の「核兵器 1-2 個を製造した」という推定から、核兵器 6、7 個程度を製造できる「40 キログラム余りのプルトニウムを過去 3 回の再処理で抽出した」というものに変更を行っている。「韓国国防白書 北朝鮮 米意識し戦力強化」『日本経済新聞』2009 年 2 月 24 日。

間で締結した中距離核戦力（INF）全廃条約のグローバル化などを掲げている⁷⁸。

米ロ双方の核兵器の削減問題については、2009年12月に失効するSTARTの後継枠組みが焦点となっている。この点について、ブッシュ前政権は2008年4月の米ロ戦略枠組み宣言において、STARTの後継枠組みを追求することでロシアと合意した⁷⁹。米国は同年10月に新条約の草案をロシア側に提示し⁸⁰、同年11月には条約の規定に基づき条約延長問題に関する交渉をロシアと行った⁸¹。また12月には新条約草案に関する協議をロシアと行ったものの、ロシアの同意を得ることはできなかった⁸²。

オバマ新政権は未だ具体的な提案をロシアに行っていないものの、START I とモスクワ条約よりも踏み込んだ内容とすることを目指している⁸³。双方の核兵器備蓄を80パーセント削減し、それぞれの備蓄を1000発とすることをロシアに提案するとの報道もある⁸⁴。2009年3月、ヒラリー・クリントン（Hillary R. Clinton）国務長官は、セルゲイ・ラブロフ（Sergey V. Lavrov）外相と初会談を行い、最優先事項としてSTARTの後継条約の締結に取り組むことを明らかにした⁸⁵。オバマ大統領は2009年4月に行われるメドベージェフ（Dmitry Medvedev）大統領との首脳会談において同問題について協議する予定である⁸⁶。

兵器用核分裂性物質についても、オバマ新政権は新たな生産を禁止するグローバルで検証可能な取り決めの実現に向けて交渉を行うと宣言している⁸⁷。これは検証に関する規定を含んでいる点で、そもそも検証は不可能であるとして検証を含まない条約を提案していたブッシュ前政権とは異なるアプローチである⁸⁸。

(2) ロシア

ロシアは、STARTの後継枠組みについて、米国と同様に支持を表明している。前記のとおり、米

⁷⁸ White House, *The Agenda: Foreign Policy* (2009)

⁷⁹ White House, *U.S.-Russia Strategic Framework Declaration* (April 6, 2008) <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/04/20080406-4.html>>, accessed on December 12, 2008.

⁸⁰ 「START 後新条約草案を提示 米が露側に」『読売新聞』2008年12月19日。

⁸¹ START I は、条約失効の1年前までに条約延長問題について協議を行うことを規定している。協議には米ロの他に、ベラルーシとカザフスタン、ウクライナが参加した。

⁸² 『読売新聞』2008年12月19日。

⁸³ “U.S., Russian Leaders to Discuss Nuclear Arms Cuts in April,” *Global Security Newswire*, February 17, 2009. <http://gsn.nti.org/gsn/nw_20090217_6226.php>, accessed on February 17, 2009.

⁸⁴ Reid, “President Obama Seeks Russia Deal to Slash Nuclear Weapons”.

⁸⁵ Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, *Remarks With Russian Foreign Minister Sergey Lavrov* (March 9, 2009) <<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/03/120124.htm>>, accessed on March 9, 2009.

⁸⁶ “U.S., Russian Leaders to Discuss Nuclear Arms Cuts in April”.

⁸⁷ White House, *The Agenda: Foreign Policy* (2009)

⁸⁸ *Fissile Materials Cut-off Treaty (FMCT)*, Reaching Critical Will. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/fmct.html>>, accessed on February 20, 2009. ブッシュ前政権は2006年5月、ジュネーブ軍縮会議（CD）に検証規定を除外したFMCTの草案を提出した。International Panel on Fissile Materials, *Global Fissile Material Report 2008: Scope and Verification of a Fissile Material (Cutoff) Treaty*, p. 2.

ロは2008年4月の戦略枠組み宣言において、後継枠組みを追求することで合意済みである。同年11月には条約の延長問題について協議を行い、12月には米国の新条約草案について協議を行った。ただし、ロシアは米国提案の受け入れを拒否した。

ロシアはSTARTの後継枠組みに、核弾頭のみならず運搬手段に関する規定を含めることや⁸⁹、核弾頭に関する規定に配備弾頭のみならず予備弾頭を含めることを主張している⁹⁰。さらに戦略攻撃兵器（strategic offensive arms）の領域外配備に関する禁止規定を含めることや、運搬手段に核弾頭を再装填するアップロード能力（uploading capability）の問題を考慮に入れることが重要であるとの立場をとっている⁹¹。ロシアはまた、戦略的安定を維持する上で適切な最低レベルまで戦略兵器を削減するという目標について、米国だけではなく他の核兵器国とも交渉する用意があると表明している⁹²。ただしロシアは、グルジアとウクライナのNATO加盟は、既存の軍備管理レジームと軍備管理交渉を危険にさらし、かつロシアによる軍事的対抗措置を招来するものであると主張している⁹³。米国によるミサイル防衛システムの東欧配備についても、対抗措置をとると警告するとともに、STARTの後継枠組みでもこの問題を議論の対象に含めるべきであるとしている。

この他、米国との共同イニシアティブとして、INF条約のグローバル化提案を行っている⁹⁴。CTBTについては、全ての発効要件国に対して、遅滞なく条約を署名・批准するよう求めている⁹⁵。兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）についても支持を表明している⁹⁶。

(3) 英国

英国は2009年2月、全ての核兵器のグローバルな禁止を実現するために必要な3つの条件と6つ

⁸⁹ Sergey B. Ivanov, Deputy Prime Minister of the Russian Federation, “Non-Proliferation of WMD. The Case for Joint Effort,” Speech at the 45th Munich Security Conference (February 6, 2009) <http://www.securityconference.de/konferenzen/rede.php?menu_2009=&menu_konferenzen=&sprache=en&id=232&>, accessed on February 6, 2009.

⁹⁰ “Russia Outlines Strategic Arms Control Goals,” *Global Security Newswire*, February 20, 2009. <http://gsn.nti.org/gsn/nw_20090220_7662.php>, accessed on February 20, 2009.

⁹¹ Ivanov, “Non-Proliferation of WMD. The Case for Joint Effort,” Speech at the 45th Munich Security Conference.

⁹² Victor Vasiliev, Alternate Head of the Russian Delegation to the First Committee of the 63rd Session of the UN General Assembly, *Statement Delivered in the First Committee of the 63rd Session of the UN General Assembly* (October 15, 2008), p. 2. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/15OctRussia.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

⁹³ Blair, *Annual Threat Assessment of the Intelligence Community for the Senate Select Committee on Intelligence*, p. 26.

⁹⁴ Ivanov, “Non-Proliferation of WMD. The Case for Joint Effort,” Speech at the 45th Munich Security Conference.

⁹⁵ Ibid.

⁹⁶ Anatoly Antonov, *Statement for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (April 28, 2008), p. 7. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/RussiaApril28.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

のステップを提案した⁹⁷。具体的には次のとおりである。

条件 1：原子力の平和利用が拡大する中で、より多くの国家やテロリストに核兵器が拡散することを防止するための隙のない手段

ステップ 1：一層の拡散の阻止と、NPT 加盟国間の協定の保証

ステップ 2：民生用原子力産業の発展を望む国々が安全とセキュリティを確保し核拡散のリスクを最小化する形で原子力産業の発展に取り組むことができるように支援することを目的とした IAEA との協働

条件 2：最小限の備蓄と、核兵器に厳重で検証された制約を付与する国際的な法的枠組み

ステップ 3：全核兵器備蓄の大幅削減に関する米ロ間の交渉と取り決め。米ロの取り組みを補完するものとしての、米ロ以外の核兵器保有国による核兵器削減と核戦力の絶対最小化

ステップ 4：CTBT 発効による核兵器の質的強化に対する規制

ステップ 5：FMCT に関する無条件の交渉開始と進展

条件 3：安全保障を強化する形で、核兵器数を少数の段階からゼロまで削減するという課題の解決方法の発見

ステップ 6：核兵器保有国が安全に核兵器備蓄を削減し最終的に廃絶し、かつ核兵器が復活することを防止するために解決が必要な多くの複雑な政治的、軍事的、技術的、制度的問題の探求

ステップ 3 の米ロ間交渉について英国は、既存の条約では対象外となっている予備や解体待ちの戦略核弾頭と、戦術核兵器を含むべきと主張している⁹⁸。ステップ 5 の FMCT については、兵器用核分裂性物質の生産に関する米ロ英仏による既存のモラトリアムを法的拘束力のあるコミットメントとすること、そうしたコミットメントを中国、インド、パキスタン、イスラエルも行うこと、これらの国々が保有する全ての濃縮・再処理施設と平和目的に生産した核分裂性物質に対して、IAEA 保障措置の形で検証措置を適用することなどを提案している⁹⁹。英国はまた、パキスタンなどによる既存の軍사용備蓄も条約の対象とすべきという提案¹⁰⁰は実現可能性が当面は高くないため、より現実的な一歩と

⁹⁷ “Lifting the Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons,” U.K. The Foreign & Commonwealth Office. <<http://www.fco.gov.uk/en/fco-in-action/counter-terrorism/weapons/nuclear-weapons/nuclear-paper/>>, accessed on February 20, 2009.

⁹⁸ U.K. The Foreign & Commonwealth Office, “Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons,” p. 28.

⁹⁹ Ibid., p. 32.

¹⁰⁰ Zamir Akram, Permanent Representative of Pakistan to the United Nations, Geneva, *Statement at the Thematic Debate on Nuclear Weapons in the First Committee, 63rd United Nations General Assembly* (October 15, 2008), pp. 2-3. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/15OctPakistan.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

して、まずは新規生産を規制の対象とすべきとの立場をとっており¹⁰¹、パキスタンを FMCT 交渉の開始を妨害している国家として名指しで批判している¹⁰²。ステップ 6 に関連して英国は、核軍縮の検証問題に関する研究に取り組んだり、信頼醸成についての核兵器国間の会議を 2009 年に開催することを提案したりしている。

英国はこれらの条件とステップは、潜在的には数年のうちに達成することが可能であると見積もっている。さらに、より長期的な課題として、主要国間の関係改善や信頼醸成、核兵器の制限や禁止が他の兵器による軍備競争を招かない方法の検討、そして集団安全保障措置の改善・強化を挙げている。

(4) フランス

フランスは核軍縮に関する行動計画 (action plan) を提案している¹⁰³。具体的には次の 7 項目である。

1. CTBT の普遍的批准
2. 全ての核兵器国による、国際社会に開かれた透明性のある形での核実験場の解体
3. FMCT 交渉の即時開始
4. 核分裂性物質生産の即時モラトリアム
5. NPT 上の核兵器国による透明性措置の適用
6. 全ての短距離・中距離地对地ミサイル禁止条約の交渉開始
7. 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) の全ての国家による遵守と、実施のためのコミットメント

CTBT の普遍的批准については、とりわけ米中による批准の必要性を指摘している。2 つ目の核実験場の解体は、他の核兵器国が、フランスによるムルロア環礁の実験場解体に倣うことを求めるものである。

(5) 中国

中国は、核兵器の完全な禁止と廃棄に関する国際的な法的措置の妥結を支持している¹⁰⁴。また全ての核兵器国が核兵器の完全廃絶に関する明確なコミットメントを行うことも求めている¹⁰⁵。中国は「最も大きな核兵器備蓄を有する 2 つの国家」という表現を用いて、米ロが核軍縮に関する特別かつ

¹⁰¹ Ibid., p. 33.

¹⁰² U.K. The Foreign & Commonwealth Office, “Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons,” p. 32.

¹⁰³ *The French White Paper on Defence and National Security*, p. 31.

¹⁰⁴ Kang Yong, Representative of Chinese Delegation, *Statement at the Thematic Debate on Nuclear Weapons at the 63rd Session of the UNGA First Committee* (October 16, 2008), p. 2. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/16OctChina.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

¹⁰⁵ Information Office of the State Council of the People’s Republic of China, *China’s National Defense in 2008*, p. 51.

主要な責任を有しているとの認識を示している。その上で、他の核兵器国が核軍縮プロセスに参加する上で必要な条件を作り出すために、米ロは締結済みの関連取り決めを真剣に遵守すべきであり、核兵器備蓄を検証可能で不可逆な形で一層劇的に削減すべきであると主張している¹⁰⁶。ミサイル防衛に関しても、グローバルなミサイル防衛プログラムは戦略バランスと安定に対して有害であり、国際および地域の安全保障を損ない、核軍縮のプロセスに否定的な影響を与えると主張している¹⁰⁷。

加えて、中国は核軍縮を進展させるために、核兵器国は次の 7 項目を適用するよう求めている¹⁰⁸。

1. 核の先行使用と核使用の敷居引き下げに基づく核抑止政策の放棄
2. いかなる時もいかなる条件においても核兵器を最初に使用せず、非核兵器国や非核兵器地帯に対する核兵器の使用およびその威嚇を無条件に控え、それに関連する国際的な法的措置を結ぶ
3. 核兵器の照準をいかなる国にも合わせず、核攻撃の目標リストにいかなる国も加えないというコミットメントを支持する
4. 自国の領域外に配備された全ての核兵器の撤収と送還
5. 核の傘と核共有 (nuclear sharing) 政策の放棄
6. 使用しやすい低出力 (low-yield) 核兵器を開発しない
7. 核兵器の偶発的で未許可の発射を避けるために必要な全ての措置の実施

このうち、4 つ目から 6 つ目は、米国を主な対象としたものと考えられる。米国は前記のとおり約 350 発の非戦略核兵器を欧州に配備している。米国はまた、ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ、ギリシャの 6 カ国と核共有に関する取り決めを行っている¹⁰⁹。これらの 6 カ国は核兵器の運搬手段を保有しており、有事の際は米国から核兵器を受け取り運用することとなっている。低出力核兵器について米国は、2003 年 11 月に同兵器の研究・開発を禁じた条項を撤廃した¹¹⁰。ただし実際には研究を行っておらず、2006 会計年度以降は予算要求も行っていない¹¹¹。その他、中国は CTBT の批准を完了していないものの、条約の早期発効を支持するとしている。FMCT についても、多国間の無差別で国際的に検証可能な条約の交渉開始を支持している¹¹²。

¹⁰⁶ Ibid., p. 51.

¹⁰⁷ Ibid., p. 52.

¹⁰⁸ Yong, *Statement at the Thematic Debate on Nuclear Weapons at the 63rd Session of the UNGA First Committee*, pp. 3-4.

¹⁰⁹ *NATO's Nuclear Sharing: A Cold War Anachronism that Undermines the NPT*, The Acronym Institute for Disarmament Diplomacy (2007) <<http://www.acronym.org.uk/nato/npt2007.htm>>, accessed on February 27, 2009.

¹¹⁰ 外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交（第 4 版）』（2008 年）61 頁。

¹¹¹ 同上。

¹¹² Yong, *Statement at the Thematic Debate on Nuclear Weapons at the 63rd Session of the UNGA First Committee*, p. 2.

(6) その他の核兵器保有国：インド、パキスタン

インドは、核軍縮に関する「現実的措置」(practical measures)を提案している¹¹³。具体的には次のとおりである。

1. 核兵器の完全廃絶という目標に対する全ての核兵器国による明確なコミットメントの再確認
2. 安全保障ドクトリンにおける核兵器への依存低減
3. 偶発的核戦争のリスクを含む核の危険に関する削減措置の核兵器国による適用、意図せざる偶発的な核兵器使用を防止するための核兵器の警戒態勢解除
4. 核兵器の先行不使用に関する核兵器国間でのグローバルな協定に関する交渉
5. 非核兵器国に対する核兵器不使用に関する普遍的かつ法的拘束力のある協定に関する交渉
6. 核兵器の使用や使用の威嚇を完全に禁止する条約に関する交渉
7. 特定の時間的枠組み内での核兵器のグローバルな無差別的で検証可能な廃絶につながる、核兵器の開発、生産、備蓄、使用の禁止と核兵器の破壊に関する核兵器条約に関する交渉

その他、インドはジュネーブ軍縮会議 (CD) における普遍的で無差別で検証可能な FMCT に関する交渉を支持している¹¹⁴。

パキスタンは、核分裂性物質条約 (Fissile Material Treaty : FMT) を締結すべきと提案している。同提言の特徴は、「検証」と「備蓄」を含んでいる点であり、条約は過去・現在・将来全ての生産を視野に入れるべきとしている¹¹⁵。

(7) 主要国首脳会議 (G8)

米ロ英仏という4つの核兵器国も参加する主要国首脳会議 (G8) は、次のような核軍縮に関する提案を行っている。2008年7月の北海道洞爺湖サミットの首脳宣言において、全ての核兵器国が透明性のある形で核軍縮を実施することや、核実験に関するモラトリアムを遵守すること、CDにおけるFMCT交渉を即時開始し早期に交渉を妥結すること、兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを遅滞なく宣言し維持することを求めている¹¹⁶。また、G8は2002年のカナナスキス・サミットで「G8グローバル・パートナーシップ」(GP)に合意し、各国はロシアの退役した原子力潜水艦の解体や核分裂性物質の処分などを行っている¹¹⁷。

¹¹³ Rao, *Statement at the General Debate of the First Committee, 63rd Session of the UN General Assembly* (October 10, 2008), p. 2.

¹¹⁴ Ibid., p. 2.

¹¹⁵ Akram, *Statement at the Thematic Debate on Nuclear Weapons in the First Committee, 63rd United Nations General Assembly*, pp. 2-3.

¹¹⁶ G8, *G8 Hokkaido Toyako Summit Leaders Declaration* (Hokkaido Toyako, July 8, 2008) <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2008/doc/doc080714_en.html>, accessed on February 1, 2009.

¹¹⁷ G8 諸国の他、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド、オランダ、オーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド、ウクライナが GP に参加している。

(8) 欧州連合 (EU)

英仏という 2 つの核兵器国を含む欧州連合 (EU) も、次のような核軍縮に関する包括提案を行っている¹¹⁸。

1. CTBT の普遍的批准と検証レジームの完成、全ての核実験施設の透明性があり国際社会に開かれた形でできるだけ早急な解体
2. 兵器用核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉の遅滞ない無条件の開始、そうした物質の生産に関する即時のモラトリアムの導入
3. 核兵器国による信頼醸成および透明性措置の立ち上げ
4. 法的拘束力のある START の後継協定の策定に関する現行の米ロ間協議の一層の進展、NPT 第 6 条に沿った核兵器のグローバルな備蓄の全体的削減 (特に最大の備蓄を保有する国々による削減)
5. 削減と廃絶を視野に入れた、戦術核兵器の一般的軍備管理・軍縮プロセスへの保有国による包含
6. 短距離および中距離の地対地ミサイルを禁止する条約に関する協議の開始
7. 全ての HCOC の遵守と実施
8. 全てのその他領域の軍縮の動員

(9) 日本

日本は「現実的・漸進的アプローチ」の下で核廃絶の早期実現を目指している¹¹⁹。非現実的・急進的要求は核兵器国の反発を招き、かえって核軍縮を停滞させる恐れがあるため、核兵器が抑止力としての役割を果たしていることを認識した上で、実現可能な措置を積み重ねていくというアプローチである。

2008 年 7 月の G8 北海道洞爺湖サミットでは、議長国としてのイニシアティブで、首脳宣言に核軍縮に関するパラグラフを初めて挿入し、全核兵器国に核兵器の削減を透明性のある方法で実施するよう求めた¹²⁰。同月、日本はオーストラリアと共同で、2010 年の NPT 運用検討会議の成功に貢献し、核兵器のない世界に向けた中長期的な視点からの提言を同検討会議に先駆けて発表することを目的として、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」を設立した¹²¹。

外務省「G8 グローバル・パートナーシップ報告書 (Report on the G8 Global Partnership)」(2008 年) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/pdf/0708_12.pdf>2009 年 3 月 12 日アクセス。

¹¹⁸ Disarmament: Letter from President Nicolas Sarkozy to H. E. Mr. Ban Ki Moon, Secretary General of the United Nations, December 5, 2008. <<http://www.franceonu.org/spip.php?article3533>>, accessed on February 20, 2009.

¹¹⁹ 外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交 (第 4 版)』30 頁。

¹²⁰ G8, *G8 Hokkaido Toyako Summit Leaders Declaration*

¹²¹ 「『核不拡散・核軍縮に関する国際委員会』第 1 回会合開催について (平成 20 年 10 月 17 日)」外務省

また、日本は 1994 年以来毎年、核軍縮決議案を国連総会に提出している。2008 年の核軍縮決議「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」は、賛成 173、反対 4（米国、インド、北朝鮮、イスラエル）、棄権 6（中国、イラン、ミャンマー、パキスタン、キューバ、ブータン）の圧倒的な賛成多数で採択された¹²²。昨年棄権票を投じたフランスも賛成にまわり、ロ英仏という 3 つの核兵器国が賛成票を投じた。NAC を構成する 7 カ国も今年は賛成に回った。米国は、同決議の CTBT 支持を理由に反対票を投じた。決議の概要は次のとおりである¹²³。

- ・ 全ての種類の核兵器の一層の削減、核兵器廃絶に向けた取組みの過程における不可逆性、検証可能性、透明性を適用することの重要性の強調
- ・ 全ての核兵器国に対する透明性のある方法での核兵器削減実施の要請、透明性及び信頼性向上措置に関する合意の招請
- ・ 米ロによるモスクワ条約の完全実施と、START 後継条約の締結を含むモスクワ条約を超える核兵器削減着手を奨励
- ・ 核兵器関連物質の削減を目的とした国際的協調枠組みにおける努力を奨励
- ・ 核兵器システムの運用状態の一層の低減を要請
- ・ 安全保障政策における核兵器の役割を低減させる必要性を強調
- ・ CTBT の早期署名・批准の要請、核実験爆発に関する既存のモラトリアム維持の重要性を強調、CTBT 検証体制の継続的開発の重要性の再確認
- ・ CD における FMCT 交渉の即時開始と早期妥結の重要性を強調、全ての核兵器国及び NPT 非締約国が兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言することを要請

上記決議では、「現実的・漸進的アプローチ」という日本政府の方針を反映し、核軍縮の実施に際して、国際の安定と全ての国の安全保障を損なわないという原則に基づくべきことが明記されている。

(10) オーストラリア

オーストラリアは、核兵器国に国際安全保障と安定を促進するかたちで、核兵器の配備態勢を一層削減することを求めている¹²⁴。また、核兵器国に安全保障政策における核兵器の役割を再評価し制限することも求めている¹²⁵。前記のとおり、オーストラリアは日本と共同で「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」を設立した。その他、CTBT の早期署名・批准と FMCT に関する作業の前進も働き

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/10/1183955_918.html>2008 年 10 月 17 日アクセス。

¹²² 「我が国核軍縮決議の国連総会本会議における採択（平成 20 年 12 月 3 日）」外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/un_saitaku0812.html>2009 年 3 月 10 日アクセス。

¹²³ 「第 63 回国連総会『核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意』決議（仮訳）」外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/63un_ketsugi.html>2009 年 3 月 10 日アクセス。

¹²⁴ Caroline Millar, Ambassador and Permanent Representative of Australia to the Conference on Disarmament, *Statement at the Thematic Debate on Nuclear Weapons, UNGA 63 First Committee* (October 13, 2008), p. 3. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/15OctAustralia.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

¹²⁵ *Ibid*, p. 3.

かけている¹²⁶。

(11) 新アジェンダ連合 (NAC)

非同盟・西側諸国の 7 カ国（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）で構成する NAC は、次のような核軍縮に関する提案を行っている。2008 年の NPT 運用検討会議準備委員会に提出した作業文書では、前年の作業文書の 7 領域（下記参照）に加えて、核軍縮における透明性と信頼醸成に緊急の注意を向けるべきと提言した¹²⁷。

2007 年の作業文書で掲げられた 7 領域¹²⁸

1. 普遍性
2. 核ドクトリン
3. 核戦力の削減
4. 安全の保証
5. 非核兵器地帯
6. 核分裂性物質に関する条約交渉
7. 核実験の禁止

2008 年の作業文書は、核軍縮における透明性と信頼醸成について、具体的には次の 2 点を掲げている。

1. 核兵器国が、核兵器の保有状況と、核兵器削減及び国家・地域安全保障ドクトリンにおける核兵器依存の緩和に関する将来計画を一層透明化すれば、軍備に関する報告メカニズムは実質的な信頼醸成措置となる。
2. 核兵器国を含む地域的な同盟に加盟する非核兵器国が、集団安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の緩和・撤廃に関する措置について報告すれば、重要な透明性・信頼醸成措置となる。

NAC はまた、1998 年以降ほぼ毎年、核軍縮決議案を国連総会に提出している。2008 年の核軍縮決議案「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメント実施の加速」は、賛成 166、反対 5、棄権 7 で採択された¹²⁹。核兵器保有国のうち、ロシア、イギリス、パキスタンの 3 カ国は、棄権した。また米国とインド、パキスタン、イスラエルの 4 カ国は、NPT の普遍化とインド、パキスタン、イスラエ

¹²⁶ Ibid., p. 4.

¹²⁷ “New Agenda Coalition Paper,” Second Session, Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, (April 30, 2008) <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/WP/wp26.pdf>>, accessed on March 12, 2009.

¹²⁸ “Working Paper Submitted by Ireland on Behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, New Zealand, South Africa and Sweden as Members of the New Agenda Coalition,” First Session, Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, (2007) <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom07/workingpapers/NAC.pdf>>, accessed on March 13, 2009.

¹²⁹ “2008 First Committee Resolutions: Nuclear Weapons,” *Disarmament Diplomacy*, Issue no. 89, (Winter 2008). <<http://www.acronym.org.uk/dd/dd89/89unnw.htm#75>>, accessed on March 13, 2009.

ルによる同条約への即時・無条件加盟を求める同決議のパラグラフ（OP4）に対して、反対票を投じた。同決議の概要は次のとおりである¹³⁰。

1. 核軍縮と核不拡散を達成する上での NPT とその普遍性の中心的役割強調の継続と、全ての締約国による条約上の義務の尊重
2. 全ての国家による、核軍縮と核不拡散に関するコミットメントの完全な遵守と、それらの動機を危うくしたり新たな核軍備競争を引き起したりしかねない行動を行わないことの要請
3. 2000 年 NPT 運用検討会議で採択された核軍縮に向けた 13 項目の具体的措置の再確認と、核兵器国による具体的措置の実施加速の要請
4. NPT の普遍化とインド、パキスタン、イスラエルによる同条約への即時・無条件加盟の要請の再表明
5. 北朝鮮が NPT 脱退宣言を撤回することを懇願
6. NPT をあらゆる面で強化し、その完全な実施と普遍性達成に貢献する、2010 年 NPT 運用検討会議へとつながる建設的で成功する準備プロセスの必要性を強調
7. 1995 年と 2000 年の会議の成果に基づき、核兵器のない世界という目標に向けて緊急の進展が必要な特定の側面を認識し取組むことを、2009 年の第 3 回準備委員会に要請

(12) 非同盟運動 (NAM)

NAM は、NPT3 本柱の均衡の取れた実施という方針の下で、次のような核軍縮に関する提案を行っている。まず、全ての核兵器の廃絶、開発・製造・取得・実験・貯蔵・移転・使用・使用の威嚇を禁止し、核兵器の破壊を求める特定の時間枠組みを伴った、核兵器の完全なる廃絶のための段階的なプログラムに関する合意に到達することを目標とした、核兵器を廃絶する手段を確認するための国際会議の早急な開催を提唱している¹³¹。また、2008 年の国連総会に核兵器使用禁止条約に関する決議を提出した¹³²。同決議は、賛成 121、反対 50、棄権 10 で採択された¹³³。NATO 及び欧州諸国は反対票を投じた。同決議の概要は次のとおりである。

¹³⁰ “General and Complete Disarmament: Towards a Nuclear weapon-Free World: Accelerating the Implementation of Nuclear Disarmament Commitments,” Agenda Item 89 (1), First Committee, 63rd Session, General Assembly, United Nations, (October 17, 2008) < <http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/res/L30.pdf>>, accessed on March 16, 2009.

¹³¹ Desra Percaya, Delegates of the Republic of Indonesia on Behalf of the Non-Aligned Movement, *Statement at the Thematic Debate: Nuclear Weapons, the First Committee of the 63rd Session of the General Assembly* (October 14, 2008), p. 2. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/14OctNAM.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

¹³² “Review and Implementation of the Concluding Document of the Twelfth Special Session of the General Assembly: Convention on the Prohibition of the Use of Nuclear Weapons,” Agenda Item 90 (e), First Committee, 63rd Session, General Assembly, United Nations, (October 16, 2008) <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/res/L15.pdf>>, accessed on March 16, 2009.

¹³³ “2008 First Committee Resolutions: Nuclear Weapons,” *Disarmament Diplomacy*, Issue no. 89, (Winter 2008).

1. いかなる条件においても核兵器使用や使用の威嚇を禁止する国際条約に関して合意に達するために交渉を開始することを CD に要請
2. そうした交渉の結果について国連総会に報告することを CD に要請

NAM はまた、米ロに対して、核弾頭と運搬手段の両方を条約のもとで一層削減するために、透明性、不可逆性、検証可能性の原則を適用することを求めている¹³⁴。核兵器の完全廃絶の達成に向けた核兵器国による前進の欠如と、既存の核兵器および核兵器システムの改良、新型核兵器の開発に深い懸念を表明している¹³⁵。CTBT については、普遍的遵守達成の重要性を指摘している¹³⁶。FMCT についても 5 年以内の妥結を視野に入れて交渉を開始するよう求めている¹³⁷。

*

以上のとおり、非核兵器国・グループのみならず、米英中印といった核兵器保有国も核廃絶を目標として掲げている。しかしながら、中印は核戦力の増強を行っているし、米英も核戦力の維持を明示している。多くの国家は、米ロが核軍縮について最も大きな責任を有するとの認識を示している。この点について米ロは、前記のとおり START の後継枠組みを策定することで合意している。しかしながら、今後の米ロ間交渉においては、実戦配備核弾頭のみならず予備や解体待ちの核弾頭も対象とするのか、核弾頭のみならず運搬手段も対象とするのか、さらには通常戦力も含めるのかといった点について、意見の不一致が生じるかもしれない。CTBT については早期発効を支持する米中が実際に批准を行うか否か、NPT の枠外で核兵器を保有する（もしくは保有を疑われている）インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮が署名や批准を行うかが焦点となる。FMCT については、新規の生産のみを対象とするのか、既存の備蓄も対象とするのかといった点で対立が存在する。

¹³⁴ R. M. Marty M. Natalegawa, Permanent Representative of the Republic of Indonesia to the United Nations on Behalf of the Non-Aligned Movement (NAM), *Statement at the General Debate of the 63rd Session of the First Committee*, (October 6, 2008), p. 2. <<http://www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com08/statements/6OctNAM.pdf>>, accessed on December 1, 2008.

¹³⁵ Ibid., pp. 1-3.

¹³⁶ Ibid., p. 2.

¹³⁷ I Gusti Agung Wesaka Puja, Ambassador of the Republic of Indonesia to the United Nations and Other International Organizations in Geneva, *Statement on Cluster 1 Issues on Behalf of the Group of Non-Aligned States Parties to the Treaty of the Non-Proliferation of Nuclear Weapons*, The Second Session of the Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the States Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, (2008), p. 2. <http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/May02NAM_ND&NSA.pdf>, accessed on March 12, 2009.

第2章 新たな核軍縮への取り組みおよび提案

——主要なシンクタンク・有識者による提案とオバマ政権へのインプリケーション——

古川 勝久

はじめに

2007年1月のウォール・ストリート・ジャーナルに掲載された米国の元高官（「ギャング・オブ・フォー」）による論考「核兵器のない世界」では、北朝鮮やイランへの核兵器の拡散、あるいは核テロの危険性の高まりと、そうしたアクターに対する核抑止の効果の低さを挙げつつ、米国は「核兵器のない世界」に向けた努力を主導すべきであるとして、以下のような緊急に実施されるべき措置が提案された¹。

- ① 冷戦態勢の核配備を変更し、警戒時間を長くし、事故による核使用の危険を減少させる
- ② すべての核兵器国の核戦力の大幅削減を継続する
- ③ 前進配備の短距離核兵器を廃棄する
- ④ 包括的核実験禁止条約の批准（CTBT）に向けて上院での超党派協議を開始する
- ⑤ 世界中の核兵器および兵器級プルトニウム・高濃縮ウランを保管する
- ⑥ 燃料供給保証を伴うウラン濃縮プロセスの管理を行う
- ⑦ 世界的に、兵器用核分裂性物質の生産を停止する
- ⑧ 新たな核兵器国の出現につながる地域的対立や紛争の解決に努力する

この論考を契機に、核兵器の廃絶に向けた国際的な議論が急速に高まっていった。2007年10月には「レイキャビック再訪——核兵器のない世界に向けての諸措置」（米スタンフォード大学フーバー研究所）、また2008年2月には「核兵器のない世界のビジョンの達成」（ノルウェー政府の主催）といった会議が著名な元政府高官や専門家を集めて開催された²。日本および豪州のイニシアティブにより設立された「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」に加えて、「グローバル・ゼロ」や「第6条フォーラム」などでは、核軍縮に関する活発な議論が行われている。英国³やドイツ⁴の元高官をはじめとして、有識者の間でも、核兵器廃絶に向けた核軍縮の推進を巡る賛否や提案が数多くなされている。

本稿では、そうした提案や議論が、バラク・オバマ（Barack H. Obama）政権の核政策および核軍

¹ George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *Wall Street Journal*, January 4, 2007, p. A15. 「緊急に実施されるべき措置」の和訳は、黒澤満「核兵器のない世界のビジョン」『阪大法学』第58巻第3・4号（2008年11月）685頁による。

² これらの会議の概要については、黒澤「核兵器のない世界のビジョン」686-690頁を参照。

³ Douglas Hurd, Malcolm Rifking, David Owen and George Robertson, “Start Worrying and Learn to Ditch the Bomb,” *Times*, June 30, 2008 <http://www.timesonline.co.uk/tol/comment/columnists/guest_contributors/article4237387.ece>.

⁴ Helmut Schmidt, Richard von Weizsacker, Egon Bahr and Hans-Dietrich Genscher, “Toward a Nuclear-Free World: German View,” *International Herald Tribune*, January 9, 2009 <<http://www.iht.com/articles/2009/01/09/opinion/edschmidt.php>>, accessed on January 15, 2009.

縮政策にいかなるインプリケーションを持ち得るのかを考察することとしたい。

1. オバマ政権の核政策および核軍縮政策に関する政策表明

オバマ政権の政策綱領などを分析すると、核不拡散へのフォーカスが目立つのに対して、(拡大) 抑止への関心は相対的に希薄であるとの印象が否めなかった。ホワイトハウスのウェブサイトにはオバマ政権の政策アジェンダが掲載されているが、国防分野において「抑止」という単語が出てくるのは以下の段落のみであった。

空軍の世界的リーチを保持：全ての通常競争相手の抑止および打破、全世界で起きる危機への速やかな対応、そして陸上兵力の支援のために、比類のない空軍の能力を保持しなければならない⁵。

他方、国防分野において「同盟諸国」に関する記述は以下の通りであった。

共通の安全保障上の挑戦に立ち向かうために、同盟国をエンゲージする：北大西洋条約機構(NATO)等の米国の伝統的な同盟は、アフガニスタン、本土防衛、反テロリズム等の共通の安全保障上の懸念を含め、変革および強化させなければならない。オバマ大統領とバイデン副大統領は、同盟を刷新し、共通の安全保障に対する公正なシェアに同盟国が貢献することを確実にする⁶。

ただし、これも、もっぱらテロ等の新たな脅威に対処する上で、同盟諸国との間で新しい役割分担を追求する点を強調する内容でしかない。他方、外交分野においては、核軍縮に関する記述が目立つ一方、抑止に関する記述は次の箇所のみであった。

核兵器のない世界に向けて進む：オバマとバイデンは、核兵器のない世界という目標を設定し、これを追求する。オバマとバイデンは、核兵器が存在する限りは、強力な (strong) 抑止力を維持する。しかし、核兵器の廃絶へと向かう長い道を少しずつ段階的に進む。新型核兵器の開発は中止する。米国およびロシアの弾道ミサイルを即時発射態勢から外すためにロシアと協力する。米口の核兵器・核物質の備蓄の劇的な減少を目指す。米口の中距離ミサイル禁止を拡大し、協定を世界的なものにするとの目標を設定する⁷。

拡大抑止について明示的に説明した文章は、少なくともこのホワイトハウスのウェブに掲載された政策アジェンダの中には見受けられなかった。

ロバート・ゲーツ (Robert Gates) 国防長官は、核兵器の安全性および信頼性が、抑止の信頼性にとって不可欠であると発言するなど⁸、核抑止の維持に一定の意を払っているように見える。他方、ヒ

⁵ The White House, "Defense," *The Agenda* <<http://www.whitehouse.gov/agenda/defense/>>, accessed on February 20, 2009.

⁶ Ibid.

⁷ The White House, "Foreign Policy," *The Agenda* <http://www.whitehouse.gov/agenda/foreign_policy/>, accessed on February 20, 2009.

⁸ Robert M. Gates, Secretary of Defense, "Speech," Delivered at Carnegie Endowment for International Peace, Washington, D.C., October 28, 2008 <<http://www.defenselink.mil/speeches/speech.aspx?speechid=>

ラリー・クリントン (Hillary R. Clinton) 国務長官は、議会における証言で、「強い (strong) 抑止力」という表現は用いず、「十分な (adequate) 抑止に關与する」と述べていた⁹。これは、米国が追求する抑止力を「強い」レベルから「十分」なレベルへと意図的に引き下げることが示唆されるものとも解釈されうる表現であった。

オバマ政権高官らのそうした発言を見る限り、その核抑止および核軍縮に関する政策は、抑止を重視し、核軍縮を従前以上に軽視したブッシュ政権のそれとは明確に一線を画すことも推測される。米民主党系のシンクタンクやグループ、有識者の核軍縮提案は、ブッシュ政権の政策に対する批判という側面も少なくないからである¹⁰。事実、閣僚以下で核政策関連の主要ポストに任命された、または任命予定の人物のほとんどが、核不拡散または核軍縮の専門家であり、核抑止の専門家は数少ない。核抑止に精通する人物も、ほとんどが米ロ間の戦略関係に関する専門家で、アジア情勢の専門家は、政権内において相対的に少数となることが想定されうる。

このようなオバマ政権の核関連政策の背景には、これまでに米民主党系のシンクタンクや専門家、さらには米共和党穏健派もが超党派的に推進してきた政策提言活動があると指摘できる。

2. 抑止・不拡散・軍縮関連の主要人物

2009年2月27日時点において、オバマ政権入りが予想されている、核軍備管理・軍縮関連の主要人物とその特徴は下記の通りである。

ゲイリー・セイモア (Gery Samore) : ホワイトハウスの大量破壊兵器 (WMD) 拡散対抗戦略担当大統領特別補佐官。クリントン (Bill J. Clinton) 政権末期に、ウェンディー・シャーマン (Wendy R. Sherman) 大使らと共に、北朝鮮とのミサイル交渉にあたった経歴を持つ。核問題において、イランや北朝鮮との対話路線を重視する。

ロバート・アインホーン (Robert Einhorn) : 軍備管理・国際安全保障担当国務次官候補。

1305>, accessed on October 31, 2008.

⁹ “Statement of Senator Hillary Rodham Clinton, Nominee for Secretary of State,” Senate Foreign Relations Committee, January 13, 2009.

¹⁰ たとえば、The National Security Advisory Group, “Reducing Nuclear Threats and Preventing Nuclear Terrorism,” October 19, 2007 では、冷戦後の米国の政策について、十分には大きなものではなく (米ロの核戦力削減、戦略戦力の警戒態勢の低減)、十分に早いものではなく (協調的脅威削減)、間違った方向に進むものもあった (予防戦争ドクトリン、核兵器使用の事態の拡大の考慮、軍備管理・不拡散合意および規範への支持の低下、体制転覆への依存) と批判している。ブッシュ政権に対する批判としては、Joseph Cirincione, “Strategic Collapse: The Failure of the Bush Nuclear Doctrine,” *Arms Control Today*, Vol. 38, No. 9 (November 2008) <http://www.armscontrol.org/act/2008_11/cirincione>, accessed on November 15, 2008 など参照。他方、クリストファー・フォード (Christopher A. Ford) は、米国のどの政権も軍縮に現実的な可能性を感じてこず、ブッシュ政権は前任者よりも批判を受けたが、核軍縮の問題について正直で率直だったとしつつ、「今日のバブルの軍縮議論の結末を予見するのは難しいが、いかなることが可能であるにせよ、ブッシュ政権が繰り返し求めてきた冷静で現実的な議論を通じてのみ」核兵器の削減を進めることが可能であると論じている。Christopher A. Ford, “A New Paradigm: Shattering Obsolete Thinking on Arms Control and Nonproliferation,” *Arms Control Today*, Vol. 38, No. 9 (November 2008) <http://www.armscontrol.org/act/2008_11/ford>, accessed on November 12, 2008.

核不拡散専門。セイモア氏と同様に北朝鮮交渉に当たっていた。この数年間、アジアにおける核拡散問題についても研究を深め、拡大抑止力の提供が、日本などの同盟諸国が核兵器保有を目指さないためにも重要との見解を有する。非核兵器国によるプルトニウムの国際管理については、日本など、すでにプルトニウムを保有する国に対しては一定量の保有を認め、それを越えた量を（あくまでも帳簿面だけではあるが）国際原子力機関（IAEA）による国際管理下におく、などの妥協案を示したことがある。兵器用核分裂性物質の生産禁止に関しては、検証手続きを盛り込まない、核分裂性物質カット・オフ・イニシアティブ（FMCI: Fissile Material Cut-off Initiative）を提唱している¹¹。

ダニエル・ポネマン（Daniel Poneman）：国際安全保障・不拡散担当・国務次官補候補。アインホーン氏の下に就任する予定。かねてより、日本のプルトニウム保有に極めて批判的な見解の持ち主であり、日本の核武装化に対する懸念を折りあるごとに表明していた。

ローズ・ゴッテメラ（Rose Gottemueller）：検証・遵守・実施担当・国務次官補候補。アインホーン氏の下に就任する予定。ロシア核問題の専門家。対ロシア非核化支援や、対ロシア軍備管理・軍縮交渉に当たった経験の持ち主。ここ数年間、カーネギー財団のモスクワ支部所長を務めていた。

イボ・ダールダー（Ivo Daalder）：北大西洋条約機構（NATO）大使。核兵器の完全廃絶を主張。米国を脅かす戦略的な敵はもはや存在しない、との立場を表明している。「ギャング・オブ・フォー」が核廃絶を40-50年の時間軸で主張しているのに対し、ダールダーはより短期間での核廃絶を主張している。ロシアの合意がなくても、米国単独で核軍縮すべきとの考えも表明している。2008年、「適正なレベルの核弾頭数はいくつと思うか」との質問に対して、「ゼロ」と明言していたとされる。ダールダーは、核兵器の役割を抑止のみに限定し、当面の核軍縮提案として、核軍縮の「スイート・スポット（Sweet Spot）」として、まずは配備核弾頭数を1,000-1,700発の幅まで削減することを提案している¹²。ただし、この数年間、ジェフリー・ルイス（Jeffrey Lewis）、ジョン・ロダール（Jon Lodal）などと研究チーム（Nuclear Strategy and Nonproliferation Initiative of the New America Foundation）を編成し、配備核弾頭数を800発まで削減することを目的とした政策提言を進めてきた。ルイスは、ドナルド・ラムズフェルド（Donald H. Rumsfeld）前米国防長官が提唱した「能力ベース・アプローチ」の代替案として、「目的ベース・アプローチ」に基づく核戦略の構築を主張している。具体的には、800発の配備については、戦略型潜水艦1隻につき96発の弾頭搭載、全部で9隻を用意し、うち6隻を常時運用することを提案している。

ジョン・ウォルフスタール（Jon Wolfsthal）：WMD不拡散担当・副大統領特別補佐官。か

¹¹ Robert J. Einhorn, "Controlling Fissile Materials and Ending Nuclear Testing," International Conference on Nuclear Disarmament, Oslo February 26-27 2008.

¹² Ivo Daalder and Jan Lodal, "The Logic of Zero," *Foreign Affairs*, vol.87, no. 6 (November/ December 2008), pp. 80-95.

つては、日本のプルトニウム保有に極めて批判的で、日本の核武装に対する懸念を度々表明していたが、この数年間でアジア地域における安全保障戦略環境や、日本の脅威認識などについて研究を進めてきた。核不拡散のツールとして、拡大抑止が極めて重要である旨を強く強調している。

他方で、ゲイツ国防長官や、次の国防長官と目されリチャード・ダンツィグ (Richard Danzig) 元海軍長官、オバマ大統領に近いとされるウィリアム・ペリー (William Perry) 元国防長官などは、同盟国に対する拡大抑止の重要性については十分に理解しているとされる¹³。核兵器の役割を巡っても、米民主党内でも依然、多様な見解が存在しており、必ずしもその機能が「抑止のみ」ということで合意されているわけでもない。

最後に、従来、米エネルギー省が、保管された核兵器の信頼性確保の責務を担ってきたが、同省における核兵器担当の高官候補の指名がなかなか見えてこない点は興味深い。エネルギー省では、現在のエネルギー長官の背景が影響して、環境政策・気候変動対策に関するフォーカスが極めて強いわりに、核兵器に対するそれが極めて希薄となっている模様である。

3. オバマ政権の核抑止および核軍縮に関する方向性を巡る議論と日本への意味合い

米国の核戦略は、国防総省内の比較的少人数で企画立案されてきたといわれる。また米国防総省では、一般的に核兵器に対する関心が希薄といわざるを得ない事件が連発してきた。「米国防総省における核兵器の管理に関する国防長官タスク・フォース報告書」(通称「シュレジンジャー・レポート」)によると、米軍において核兵器の管理が相当にいい加減であった事実が明記されている¹⁴。国防総省の核戦略立案に係った専門家などによると、このような実態は長らく周知の事実であったという。

さらに、米軍では、通常、核兵器は使用不可能な兵器であって、自らの軍事任務に直接的な貢献をもたらさる兵器とはみなされていないようである。「核兵器は大統領の武器であって、国防総省の武器ではない」とのコメントは、過去にも何度か国防総省関係者より発せられたことがある。「核兵器の任務のために、通常兵器関連の現実の任務のための予算を減らさないといけない」というのが、率直な本音のようである。また、通常兵器の能力向上により、核兵器に期待されていた役割の中には、今や通常兵器で代替する役割が増えているとの見方も米国防総省内にある¹⁵。このような現状を考えた場合、米国防総省においても、核兵器削減に対する抵抗感が意外にも少ない可能性を指摘する見解が、米専門家の間でも聞かれる。そもそも米軍における核兵器管理の不備が、米国の拡大抑止の信頼性にどのような影響を及ぼさうのか、日本の懸念を米側に率直に伝達しておく必要性もあるように

¹³ 筆者との対談におけるラリー・D・ウェルチ (Larry D. Welch) 米国防分析研究所理事のコメント、2008年11月11日、東京にて。

¹⁴ “Report of the Secretary of Defense Task Force on DoD Nuclear Weapons Management, Phase II: Review of the DoD Nuclear Mission,” December 2008; “Report of the Secretary of Defense Task Force on DoD Nuclear Weapons Management, Phase I: The Air Force’s Nuclear Mission,” September 2008.

¹⁵ “Testimony of General James Cartwright,” before the House Armed Services Committee, March 8, 2007.

思われる¹⁶。

オバマ政権が今後、拡大抑止の重要性を強調したとしても、ブッシュ政権のように「比類なき抑止力 (second to none)」に固執するのか、という点に関しては懐疑的な見解が聞かれる¹⁷。米民主党系シンクタンクや専門家などの政策提言を見る限り、この点に関しては否定的な見解が数多く見受けられ、オバマ政権では、この点に関しては固執しない可能性が高いことを考えておくべきであろう。特にロシアに対しては、「戦略的平等性 (strategic equity)」すら追求する可能性を考慮しておく必要がある。この点については、米共和党系シンクタンクや専門家等から反論が出されているが、日本としても決して他人事ではなく、どのような抑止態勢を米国に求めるのか、日本のポジションを明確化した上で、日米間の対話が必要となるであろう。

また、核戦略に関して、日本との間で少なくとも NATO レベルの協議を開始する必要があるとの点については、オバマ政権関連の主要人物の間で幅広い合意がある模様だ¹⁸。しかしながら、そのような協議の目的が、すでに米国が決めた核軍縮路線に対して日本の同意を取り付けることを主目的とするのか、または日本の懸念や見解を真摯に受け止めて、それらを米国の核抑止戦略に反映させることを目的とするのか、という点については、見解の相異が見受けられるのも実情である。日米二国間でそのような核戦略対話を行うのか、あるいは韓国や豪州なども含めて、アジア地域でマルチラテラルな形で行うのかという点についても、検討がなされるであろう。現時点では、後者を主張する声が比較的目的立つ印象である。

全般的に、オバマ政権では、対ロシア核軍備管理交渉を重視する傾向が強い。最近の報道によると、オバマ大統領は、核弾頭数 1000 発までの削減を視野に入れて、START の後継条約に関するロシアとの交渉を開始するよう指示を出したとされる¹⁹。

ただ、スムーズに核弾頭削減が進むかは疑問も残る。一つには、米国民の間には、「抑止力が弱まる」という政策に対して、一般的に根強い抵抗感が依然見受けられるからである。米共和党系専門家などからも強い反発の声が聞かれている。そもそも核戦力にどのような政治的・軍事的リクワイヤメントを求めているのか不明な段階であるにもかかわらず「1000 発」という数字が出てくるのは、明らかに計画が欠如している証左である、といった強い反論が共和党保守系から出されている²⁰。オバマ政権としても、説得のためにかかなりの政治的な投資が不可欠となることが予想される。

¹⁶ A comment by Sugio Takahashi of National Institute of Defense Studies, at the US-Japan Strategic Dialogue, hosted by Pacific Forum CSIS, February 8-10, 2009, Maui, Hawaii.

¹⁷ Brad Roberts, “On the U.S. Strategic Posture in Asia in 2009 and Beyond,” a discussion paper prepared for the annual Track 2 U.S.-Japan Strategic Dialogue, hosted by Pacific Forum CSIS, February 8-10, 2009, Maui, Hawaii.

¹⁸ 筆者によるウォルフスタール (米戦略国際問題研究所)、レイス (New America Foundation) に対するインタビュー、いずれも 2009 年 11 月 3 日、米国ワシントン DC にて。

¹⁹ Sergei Karpukhin, “President Obama Seeks Russia Deal to Slash Nuclear Weapons”, *The Times*, February 4, 2009.

²⁰ Baker Spring, “Concern on Proposed Reduction of U.S. Nuclear Stockpile to 1,000 Weapons”, *WebMemo*, The Heritage Foundation, February 5, 2009.

現状では、ロシアとの関係では、配備戦略核弾頭数を 1700 発まで削減する可能性が高いとの分析もある²¹。これは、そもそもブッシュ政権下で示された数字であり、共和党陣営も反対し難いため、政治的に合意形成しやすいという事情がある。また、米ロ間の信頼醸成措置として、核攻撃に対する早期警戒システムの強化や、核攻撃を受けた場合の核による報復の決定までの時間の延長などの措置を追求すべきとの意見も数多く聞かれる²²。ただし、これが、米国の拡大抑止の信頼性に何らかの影響を及ぼしうるかどうか、日本政府も見極める必要があろう²³。

他方、ロシアは、イランや中国、北朝鮮などの周辺諸国が次々と中距離弾道ミサイル（IRBM）を配備している現状を鑑みて、中距離核戦力（INF）全廃条約のグローバル化を提案する傍らで、その破棄についてもたびたび示唆している。ロシアが INF 条約を破棄すれば、極東にロシアの IRBM が配備される可能性は否定できない。これに対する中国の反応を含め、日本の安全保障に大きな影響をもたらすことから、日本のポジションを固めた上で、米ロに働きかける必要もあろう。

さらに、オバマ政権は、CTBT の批准と、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を積極的に推進する方向で取り組むものと幅広く考えられている。このような政策を強く主張する声は、米民主党系シンクタンクや専門家等から数多く聞かれる²⁴。ただ、米民主党の間でも、CTBT は米国の抑止力を弱めるのではないかと懸念が依然、一部に根強く残っている。また共和党陣営からは、「核実験無しでは抑止力を維持できない」、「CTBT では十分な検証ができない」、「CTBT を批准しても核軍縮・不拡散には大きな効果をもたらさえない」、など、様々な批判が寄せられている²⁵。CTBT の批准が承認されるためには、上院の 3 分の 2 の賛成が必要である以上、オバマ政権が議会に対して相当な政治的コミットメントを果たさなければうまく進まないものと予想されている。

東欧におけるミサイル防衛システムの配備については、ロシアを刺激する主要因になってきたわりには、実体的なメリットがあまりないとの見方が多い。対イラン核交渉においてロシアの協力が不可欠となっている現状からも、東欧におけるミサイル防衛システム配備は、事実上、中断する可能性が指摘されている。事実、オバマ大統領は、ロシアがイランに対して核計画を断念するように働きかけ

²¹ A comment by Dr. Brad Roberts of US Institute of Defense Analyses at the US-Japan Strategic Dialogue, hosted by Pacific Forum CSIS, February 8-10, 2009, Maui, Hawaii.

²² たとえば、Sidney D. Drell, “Oslo Talk,” International Conference on Nuclear Disarmament, Oslo, February 26-27 2008 は、米ロがリーダーシップをとって 2008 年にとるべき核軍備管理・不拡散措置の中に、START I の重要な条項の延長、核弾道ミサイルの発射のための警報および決定時間を高めるためのステップ、大規模攻撃の運用計画の廃棄、協力的多国間弾道ミサイル防衛および早期警戒システム発展のための交渉開始、核兵器および核物質の安全を最高水準にするための任務を加速化、前方展開のためにデザインされた核兵器の整理統合に関する対話の開始（最初のステップとして注意深い説明）などをあげている。

²³ Roberts, “On the U.S. Strategic Posture in Asia in 2009 and Beyond.”

²⁴ Andrew Gerotto and Joe Cirincione, “Reorienting the 2009 Nuclear Posture Review,” The Center for American Progress, November 2008; Robert Gard, Leonor Tomero and Kingston Reif, “Strengthening U.S. Security Through Non-Proliferation and Arms Control,” The Center for Arms Control and Non-Proliferation, December 2008.

²⁵ Jonathan Medalia, “Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: Issues and Arguments,” *CRS Report for Congress*, updated March 12, 2008.

れば、米国が東欧においてミサイル防衛システムを配備しなければならない圧力が減るだろう、との見解を公表している。ブラッド・ロバーツ（Brad Roberts）米国防分析研究所上級研究員によると、オバマ政権のある高官は、「弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約を再び構築すべき（Recreate the ABM Treaty）」とさえ主張していたという²⁶。また、米ロ共同で早期警戒システムを構築すべきとする意見は共和党陣営にも見受けられ、オバマ政権がこのような施策をより真剣に模索する可能性は十分考えられうる²⁷。

ただし、日本としては、そのような米ロ間でのミサイル防衛システム配備を巡る交渉を中国が注意深く観察しているであろうことを前提に考える必要がある。その意味では、東欧におけるミサイル防衛システムの配備問題の行く末が、日本のミサイル防衛システム配備に少なからぬ影響を及ぼしうる点にも留意する必要がある。

また、ミサイル防衛については、その費用対効果を巡って、議会による監査体制の強化が模索されることはほぼ間違いない。ブッシュ政権時代、米民主党陣営は、国防総省がミサイル防衛関連予算の使途を巡り、事実上、議会による監査ができない体制を敷いていたことに対して、極めて強い批判を展開していた。オバマ政権下では、ミサイル防衛システムの性能評価が米連邦議会により厳しく査定されることになることは十分予想される²⁸。

4. 核軍縮・軍備管理分野での日米間の重要アジェンダの事例

今後、オバマ政権が日本と核戦略に関する協議を始めると仮定した場合、上記の通り、日米間で様々な重要課題が浮かびあがることが想定される。以下、本節では、その中でも特に核軍縮分野に焦点を当て、日本にとっても特に大きな意味が考えられる政策項目について、米国内における議論とそれらの日本への意味合いについて整理、紹介する。

(1) 脅威認識の違い

米国内の大多数の核戦略専門家の中で、米国に対する最大の核の脅威として考えられているのが、核テロの危険性である。他方、特に核兵器廃絶派の中では、ロシアや中国の核戦力に対する、いわゆる伝統的な核の脅威に対する懸念が相対的に希薄である。例えば、ジョセフ・シリンシオーネ（Joseph Cirincione）などは、その論文「21世紀の核の脅威」の中で、中ロについては全く言及していない²⁹。特に中国については、その核戦力レベルがロシアに比べて相当に劣位にあり、その状況は今後長期間

²⁶ A comment by Dr. Brad Roberts of US Institute of Defense Analyses at the US-Japan Strategic Dialogue, hosted by Pacific Forum CSIS, February 8-10, 2009, Maui, Hawaii.

²⁷ たとえば、Henry A. Kissinger, “A Nuclear Nightmare,” *Newsweek*, February 16, 2004, pp. 28-30.

²⁸ A comment by a US expert on nuclear strategy, during the author’s communication at the occasion of UN Seminar on Nuclear Disarmament, Urawa City, Japan, August 28, 2009.

²⁹ Gerotto and Cirincione, “Reorienting the 2009 Nuclear Posture Review.”

にわたって継続されるとの考え方が一般的に強い³⁰。中国の問題はその意図が不透明なことであり、「中国を抑止せよ」との意見よりも、対話によって関与すべきとする意見のほうが相対的に目立つ。この点、日本が中国の核戦力を抑止面での最大の課題の一つとみなしているのと対照的であり、脅威認識面でのプライオリティの違いが見受けられる。

また、北朝鮮の核問題に関する「重視」も、北朝鮮の周辺諸国と地域（特に日本、韓国、台湾など）が核武装を考えかねないとの懸念に基づいた議論が数多く見受けられる。例えば、マデレーン・オルブライト（Madeleine K. Albright）元国務長官やペリー元国防長官などの権威ある専門家たちからなる「国家安全保障諮問グループ」が作成した、超党派の核政策に関する提言の中では、下記の記述が見受けられる。

不拡散努力の近年の後退によって核開発を考える同盟国やその他の国を含め、さらなる国による核兵器能力の獲得を思いとどまらせ、阻止する³¹。

この中に日本が想定されていることは、米国では暗黙の常識とされており、このような文脈では、日本はむしろ核拡散の潜在的脅威の一つとして位置づけられている。

また、米国の核兵器廃絶派にとっては、日本による米国の拡大抑止への依存は、核軍縮の妨げとなっているとの認識がある。「米国が中国に対して先行不使用の約束をできないのは日本のせいである」とする見解すら聞かれる³²。

これに対して、日本のような同盟国の脅威認識をより真摯に理解したうえで、それを抑止計画に反映させるべきとする意見もある。例えば、共和党系のロバート・ファルツグラフ（Robert L. Pfaltzgraff, Jr.）博士のチームは下記の通り指摘する。

危機の際に第三者の期待や選択肢を管理する技術は、米国の抑止プランニングの、より重要な側面になっており、同盟国を再保証し、現実または仮想の敵国に我々の戦略的意図および利益を「伝達」することに関して、新しいアプローチが必要となるだろう。…同盟国、またはかつての同盟国に安心感を与え、核拡散の連鎖を抑制することは、抑止プランニングにおいて重要な要素となっており、我々が直面する脅威の性格についてコンセンサスがない中で、その再保証の機能は過去に比べてさらに複雑になり、多様な解釈を受けるようになっている³³。

日本のように、米国の核の傘に依存する同盟国を、核軍縮の「足かせ」と見るか、または米国の核戦略に反映させるべき重要な見解を持つパートナーと見るのか。米国内の論者の見解が、大きく分かれるところである。この立場の違いは、ミサイル防衛システム、対中国核軍備管理政策など、様々な

³⁰ The National Security Advisory Group, “Reducing Nuclear Threats and Preventing Nuclear Terrorism,” October 19, 2007.

³¹ Ibid.

³² 無論、拡大抑止の提供だけが、米国が先行不使用政策を採用しない理由ではない。その理由についてまとめたものとして、The Stanley Foundation, “A New Look at No First Use,” *Policy Dialogue Brief*, April 4, 2008 を参照。

³³ Jacquelyn K. Davis, Robert L. Pfaltzgraff, Jr., Charles M. Perry and James L. Schoff, “Updating U.S. Deterrence Concepts and Operational Planning,” An IFPA White Paper, February 2009.

イシューに投影されることになる。

今後、特に中国に対する抑止の必要性について、日米間でディカップリング（乖離）が生じないよう、中国に対する関与と抑止のバランスについて議論する必要性がある。さらには、現在、もっぱら NATO との関係で議論されている、米ロ間の核軍縮問題についても、東アジアの同盟国としての見解を率直に議論する必要がある³⁴。

(2) 米国による核軍縮は他国による核軍縮・不拡散にどのような影響を及ぼしうるか？

核兵器廃絶派や CTBT および FMCT の支持者などは、米国によるこれら条約の署名・批准を含む核軍縮の推進が、核不拡散条約（NPT）運用検討会議等での米国のリーダーシップを高める上で不可欠であり、このような施策こそが、非同盟諸国による米国の核不拡散アジェンダへの賛同を得る上で必須だと主張する。また、これらの条約は、他国の核兵器計画を制限する上で核不拡散レジームにおける技術的な貢献をもたらしうると主張する³⁵。

これに対して、上記のような政策スタンスへの反対派・慎重派は、不拡散のためにはむしろ強い抑止が不可欠であり、不拡散と軍縮とは必ずしも連動していないと主張する。核軍縮・不拡散のために米国はすでに様々な措置を講じてきたが、それにもかかわらず国際社会はこれらをほとんど気にもかけておらず、またイランや北朝鮮は米国の核軍縮とは無関係に核計画を進展させてきており、むしろ核兵器は着実に拡散してきた、との主張である³⁶。これら反対派は、非同盟諸国の外交面での協力にさほど大きな価値を見出しておらず、むしろ北朝鮮やイランなどの核拡散懸念諸国をピンポイントでターゲットとする議論を展開している³⁷。

この問題は、米国内では、ややもすれば党派性を色濃く帯びた議論に発展しがちであるが、日本政府は CTBT と FMCT を積極的に推進する方針を継続してきた以上、これらがなぜ米国の拡大抑止の信頼性維持と矛盾しないのか、米国内の反対派・慎重派に対しても、日本なりの考えを明確かつ説得力ある形で提示してゆく必要があるだろう。

³⁴ The Stanley Foundation, “International Implications for and Levers on US Nuclear Weapons Policy,” *Policy Dialogue Brief*, September 2008, p. 1 は、日米同盟の文脈ではないものの、米国が一層の核削減を考える時、中国はより深刻な問題となることから、米国の政策決定者は、いかなる弾頭数の割合が米国市民に受け入れ可能であるかを決定し、核の均衡が実際に不安定化し得るかを考えなければならないと論じている。

³⁵ Medalia, “Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.”

³⁶ たとえば、Christopher F. Chyba, “Time for a Systematic Analysis: U.S. Nuclear Weapons and Nuclear Proliferation,” *Arms Control Today*, Vol. 38, No. 10 (December 2008) <http://www.armscontrol.org/act/2008_12/Chyba>, accessed on December 18, 2008 を参照。他方、NPT 第 6 条の米国のコミットメントを強調する人は、核拡散防止における米国の核の傘の役割にほとんど焦点を当てていないが、逆に拡散と軍縮は結びつかないと主張する人は、南アフリカ、インドおよび欧州諸国といった、NPT の正当性を懸念する国々への米国の政策の影響に言及しないとの議論もある（Stanley Foundation, “Evolving Nuclear Realities and US-Russian Relations,” *Policy Dialogue Brief*, November 2008, pp. 1-2）。

³⁷ Medalia, “Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty.”

(3) 核実験なしで抑止を維持できるか？

核実験なしに抑止を維持できるかという問題は、特に CTBT との関連で議論されてきた。CTBT 支持派は、これまでも核実験なしで十分に核弾頭の信頼性が保証されており、今後も核実験なしで十分、抑止面でのニーズに応え得る核弾頭の信頼性を確保できると主張する³⁸。

これに対し、CTBT 反対派は、核弾頭の信頼性確保のためには核実験は不可欠だと主張する。既存の核弾頭には今後も様々な微細な技術的変更を加えてゆくため、核実験で用いられたオリジナルの核弾頭とは徐々に異なったバージョンの核弾頭となるから、というのがその理由である。また CTBT 反対派は、抑止とはダイナミックな概念であり、新たな脅威に対しては新たな兵器が必要とされるため、これらの新たな兵器が実験される必要があるとも主張する³⁹。様々な技術的加工が核弾頭に与える影響をどれほど深刻なものとするかという点が、両者の間の主要な違いを浮き立たせる要因となっている。

米国防総省が中間的な妥協策として、「信頼性のある代替核弾頭 (RRW)」計画を打ち出したが、オバマ政権でも米民主党内でも、これが承認される可能性は極めて低いと考えられている⁴⁰。代わりに、備蓄管理計画 (SSP) をより効果的に運営する方向性で進めるべきとの見解が強いようである。前述の超党派の国家安全保障諮問グループでも、RRW 計画を早急に実行する必要はなく、より詳細な検討が必要とし、下記の通り提言している。

米国の弾頭は信頼性および安全性があり、延命努力もしっかりなされているという、現在広く共有された判断を考慮すると、米国の核兵器の継続的な安全性・信頼性を確保するための長年の SSP に代わる RRW 計画、またはその他の代替措置を推進する緊急性はない。慎重な推進の重要性は、JASON 国防諮問グループ (JASON Defense Advisory Group) の 2007 年 9 月の研究で強調された。その研究では、地下核実験なしで RRW のパフォーマンスに対する必要な信頼を確立するために、さらなる実験、分析、独立したピア・レビューが必要だとされている。我々には、選択肢を慎重に検討する余裕があり、そうすべきである。我々の抑止力の信頼性がかかっている。新しい核の秩序に向けた我々のリーダーシップがかかっている。数十億ドルの金がかかっている。RRW およびその様々なバリエーション・代替措置を評価するにあたって、①初期 RRW および推定される追加的 RRW の軍事的リクワイヤメント、②コスト、保全性、安全性、信頼性において、古い弾頭 (Legacy warheads) に比較して RRW が持つと予想されるメリット、③核実験なしで RRW に対する長期的信頼性を保証・維持する能力、そして④不拡散のための米国の目標において RRW の推進が及ぼす影響といった視点から検討する必要がある⁴¹。

³⁸ Ibid.

³⁹ Ibid.

⁴⁰ Author's conversation with Jeffrey Lewis, at the occasion of an international symposium on Toward A Nuclear-Free World, hosted by the Indian Ministry of Foreign Affairs, new Delhi, June 9-11, 2008.

⁴¹ The National Security Advisory Group, "Reducing Nuclear Threats and Preventing Nuclear Terrorism."

また同グループは、核実験なしで抑止の信頼性を維持するためには、安全保障環境の変化に柔軟に対応できるだけの核兵器インフラの整備が必要と提言しながらも⁴²、具体的な計画策定のためには、将来必要とされる核兵器の数、ストックパイルに含まれる核兵器の種類、核兵器配備のためのプラットフォームなどがまずは確定される必要があると指摘する。

他方、核兵器廃絶派の中には、ローレンスリバモア国立研究所やサンディア国立研究所など、エネルギー省傘下で核兵器の信頼性維持の役割を担っている国立研究所における、核兵器関連インフラの大幅縮小を提唱する声もある⁴³。今後、これらの国立研究所に対する核兵器関連の予算規模や科学者の数がどのように変動してゆくのか、注意深く分析する必要がある。

日本としては、これは単に米国の国内問題ではなく、拡大抑止の信頼性にも大きな影響を及ぼしうる問題である以上、本問題に対しても、日本なりの考えを整理して提示してゆく必要性があろう。

(4) 核軍縮・軍備管理を監視、検証できるか

核軍縮推進派は、技術的進歩により、CTBT などのための監視能力が向上しており、秘密裏に核実験を行うことはもはや困難であり、仮に秘密裏に核実験が行われても、その爆発威力が小さすぎて、戦略的バランスに影響を与えうるほどのレベルにはならないと主張する。他方、反対派は、監視の目を潜り抜けるための手段が様々あるため、秘密裏の核実験だけでも米国の優位性を十分脅かすレベルの能力が開発されうる、と警鐘を鳴らしている。

FMCT でも、アインホーンは前述のように、法的拘束力を有した検証手続きを追求する代わりに、核兵器保有国が自発的に実施するだけの FMCI を提唱しているが、必ずしも幅広い賛同を得られているわけではまだないようである。

また、核軍縮についても、その検証手段が大きな問題とされている。各々の核兵器保有国がそれぞれ保有する核弾頭について、その機微な情報を秘匿しながらも、たしかに核弾頭が廃棄されたことをいかに検証しうるのか。まず核兵器保有国の間で、検証のための基準について合意が形成される必要があるばかりでなく、そのような検証基準が非核兵器国にとっても満足の行くレベルのものである必要性が指摘される⁴⁴。現在、核兵器保有国の間における核軍縮の検証方法について、すでにくいつかの取り組みが始められているようであるが、非核兵器国の間ではまだ始まっていない。この分野で日本がリーダーシップを発揮できる可能性が考えられる。

⁴² 同様の提言は、“Nuclear Weapons in 21st Century U.S. National Security,” Report by a Joint Working Group of AAAS, the American Physical Society, and the Center for Strategic and International Studies, December 2008, p. 8 にも見られる。

⁴³ Author’s conversation with Jeffrey Lewis, at the occasion of an international symposium on Toward A Nuclear-Free World, hosted by the Indian Ministry of Foreign Affairs, new Delhi, June 9-11, 2008.

⁴⁴ Christopher A. Ford, “Deterrence to –and Through–‘Zero’: Challenges of Disarmament and Proliferation,” a paper presented to the Nonproliferation Forum, sponsored by the Woodrow Wilson Center and the Los Alamos National Laboratory, at the Ronald Reagan International Building, Washington, D.C., November 14, 2008.

ブッシュ政権時代のクリストファー・フォード（Christopher A. Ford）元 NPT 運用検討会議担当大使は、ゲーム理論を引用しながら、核軍縮が進めば進むほど、より少数の個々の核兵器が持つ戦略的価値は増大してゆくため、各国は通常兵器バランスの圧倒的な差異に直面することになり、戦略バランスの安定性を追求して、他国による核兵器保有の誘惑が高まると指摘する⁴⁵。その上でフォードは、このような事態に対処するために、必要と判断した場合には、核兵器を再保有するための能力（*countervailing reconstitution capability*）を核兵器保有国が有することが必要だと論じている。しかし、その場合、核軍縮レジームに基づいた検証作業を通じて、ある国に核兵器保有の疑念が生じた場合、仮にそれが「擬陽性」の結果であったとしても（つまり、その国に実際には核保有の意図がないにもかかわらず、核保有の疑念が生じてしまった場合）、危機事態の安定性にどのような影響を及ぼしうるのか、かえって先制攻撃のインセンティブを高めかねないのではないかなど、様々な課題が想定され得る。核兵器廃絶を政策目標としても、様々な技術的課題が山積しており、これらが政策目標の実現を困難たらしめている。

他方で、今後、核テロ・核拡散防止のため、核物質の探知や計量管理、または保障措置などの分野で、様々な新規科学技術の研究開発・実装が不可欠との点では、米国内の核専門家の間でほぼ一致した見解が見受けられる。この分野では、日本の科学技術コミュニティーも様々な貢献を国際社会にもたらしうる可能性が考えられるため、日米を中心とした、核軍縮・不拡散のための具体的な協力体制を構築しうるであろう。

むすびにかえて——2009 年版「核態勢の見直し」に向けて

以上、核軍縮に関する主要シンクタンク・有識者の提言、ならびにオバマ政権の抑止および核軍縮に関する方向性を巡る米国内における議論と、それらの日本への意味合いについて概括した。これからオバマ政権は、国内外の関係機関に緊密に協議しつつ核戦略を構築し、その結果を 2009 年版「核態勢見直し（NPR）」に結実させてゆくことになる。

2001 NPR とは異なり、2009 NPR では、連邦議会が指名した超党派委員会により作成されることとなっている。2001 NPR 同様、米国の安全保障戦略における核兵器の役割は引き続き限定的なものとされ、通常兵器に、より大きなウェイトを置いた態勢を追求するものと見込まれている。加えて、必要となれば、迅速に核兵器戦力を再構築できるような、科学技術・産業インフラの重要性についても、より多くの重要性が置かれることが予想されている。他方、前述の通り、2009 NPR では、核廃絶へのフォーカスが強くなり、抑止に対するフォーカスが相対的に弱くなるとの見方が多い。

核廃絶と核抑止との政策的なシークエンスについて、日本政府の姿勢につき固めた上で、米側に伝達する必要がある。2009 NPR においては、上記の諸点を含めて、米国の核軍縮政策や拡大抑止に対して、日本が求めるリクワイヤメントについて、日本政府としての立場を固めた上で、しっかりと協

⁴⁵ Ibid. 同様の点は、R. Rajaraman, "Towards a Zero-Nuclear Weapon World," *The Hindu*, January 3, 2009 <<http://www.hindu.com/2009/01/03/stories/2009010355580800.htm>>, accessed on January 17, 2009 でも指摘されている。

議し、日本の見解を反映させるように務めることが極めて重要と考えられる。

第3章 現在の国際環境と核軍縮

黒澤 満

はじめに

2007年1月のウォールストリート・ジャーナルに掲載された「核兵器のない世界」を契機として、また米国における大統領選挙運動における核兵器の役割に関する議論などを基盤としつつ、世界的な流れとして核兵器廃絶に向けた議論が活発に展開されている¹。

本稿は、これらの歴史的な流れの背景を探るとともに、核軍縮を推進することのメリットと問題点など、またどのようなアプローチでこの問題に対応するべきかを検討することを目的としている。

1. 最近の核軍縮に関する取り組みや提案の背景

(1) フーバー提案の背景²

2007年1月のフーバー提案の根底には、核に関する脅威が根本的に変化し、我々は新たな脅威の下にあるという意識がある。そのために核兵器のない世界という大胆なビジョンを共有し、そのための具体的な措置を早急に実施していくべきだという主張であるが、この提案発表の背景として以下の4点が指摘されている。

- (a) 現在の最大の脅威はテロリストによる核兵器の使用の危険であり、しかもテロリストには抑止が効かない。
- (b) 新たな核兵器保有国では、事故や誤判断など許可のない核兵器の使用を防止するための安全保障措置が十分ではなく、冷戦期の米ソ関係とは大きく異なる。
- (c) 核不拡散条約（NPT）は、第6条において、すべての核兵器の廃棄を目指すものであるが、非核兵器国は核兵器国の誠実さに対してますます懐疑的になってきている。
- (d) 核兵器の不拡散のために、協調的脅威削減（CTR）、拡散に対する安全保障構想（PSI）などさまざまな努力されているが、現在の危険に対応するには不十分である。

(2) 核兵器使用の可能性の増大

最近の核軍縮に向けての議論は、最近の国際情勢の変化を踏まえたものであり、有効な対応措置をとらないと、核兵器が一層拡散し、核兵器の使用の可能性がますます増大するという懸念が根底にある。具体的には以下の4つのレベルでその危険が進行している。

¹ 核兵器のない世界を巡る最近の議論を分析したものとしては、黒澤満「核兵器のない世界のビジョン」『阪大法学』第58巻第3・4号（平成20年11月30日）127-151頁参照。

² George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *The Wall Street Journal*, January 4, 2007. <http://www.fcni.org/issues/item.php?item_id=2252&issue_id=54>, accessed on February 20, 2009.

- (a) テロリストなど非国家行為体のレベル——テロリストなどが最初から核兵器を製造することは困難かもしれないが、核兵器そのものあるいは核分裂性物質を奪い取ったり、盗み取ったり、買ったりすることは起こり得ることである。さらにテロリストなどは核兵器を保有すれば使用をためらわないと一般に考えられている。それは彼らには抑止が効かないからである。そのためには、核兵器や核分裂性物質のセキュリティを強化し、それらを削減する必要がある。
- (b) 非核兵器国のレベル——ここでの中心問題は、NPT第4条に規定された原子力平和利用の問題であり、環境問題やエネルギー・セキュリティの観点から原子力への依存が高まる傾向にあり、さらにウラン濃縮やプルトニウム再処理など核兵器の製造に直接つながる技術の拡散の問題である。濃縮や再処理が広く行われることにより、非核兵器国が新たに核兵器を取得する可能性が増大するというのが直接の危険である。また濃縮や再処理による核分裂性物質の増加は、テロリストがそれらを手に入れる機会が増大するという間接的な危険がある。これはNPT第2条と第4条のバーゲニングをどう新たに調整するかという問題であり、新たな核不拡散措置が十分であるかどうか、正当性を有するかどうか、実効的であるかどうかなどさまざまな問題を含んでいる。
- (c) 新たな核兵器国のレベル——インドとパキスタンにおいては、核兵器の使用の管理が十分であるのかどうか、誤算による使用などの可能性はないのか、抑止が果たして働くのかどうかなどの疑問が出されている。またパキスタンについてはそもそも核兵器のセキュリティが十分なのか、テロリストに渡る可能性が高いのではないかなどが危惧されている。また、NPTに加入することなく核兵器を取得したこれらの国を、事実上の核兵器国として承認することは、他の非核兵器国に対して、たとえば北朝鮮やイランに対して、誤ったシグナルを送ることにならないかという問題がある。
- (d) 核兵器国のレベル——米口の核兵器のうちそれぞれ2000～3000発は警戒即発射態勢に置かれており、誤判断などによる核兵器の使用の可能性が危惧されており、また冷戦後20年近く経った現在の米口関係でその政策の妥当性が疑問視されている。また戦術核兵器については、誤判断による使用やテロリストに盗まれる危険が指摘されている。またブッシュ政権における核政策では、核兵器の先制使用や新たな核兵器の開発、核実験再開などが主張され、核兵器の軍事的政治的有用性が強調されたが、それは他国が核兵器を保有する動機を刺激するものであると批判されていた。

(3) ブッシュ政権の核政策への批判

最近の核軍縮に向けての諸提案の背景にあると考えられるのは、過去8年間のジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 政権における核政策が、法の支配よりも力の支配を強調し、協調主義よりも単独主義を強調したものであり、結果的には、一部の進展があるとしても、全体的には8年前よりも核兵器を巡る状況は悪化しているという認識である。

ジョセフ・シリンシオーネ (Joseph Cirincione) は、「ブッシュ核ドクトリン」は失敗であったと

して、イラク戦争での失敗のほかに以下の10の失敗を列挙している³。

- (a) 核テロリズムの危険は増大した。
- (b) イランの核計画は進展した。
- (c) 北朝鮮は核爆弾を爆発させ、その兵器計画を拡大した。
- (d) 兵器に使用可能な核技術が世界中に拡散した。
- (e) 何千という冷戦期の核兵器が攻撃態勢のまま残っている。
- (f) 核兵器の価値が増大した。
- (g) 不拡散体制は壊滅的崩壊に近づいた。
- (h) 米印協定は核兵器の拡散防止策に穴をあけた。
- (i) 核の闇市場ネットワークは活動的なままである。
- (j) ミサイル防衛計画はその約束を実現するのに失敗した。

ニューヨーク・タイムズの社説も、ブッシュ政権の核政策は失敗であったと分析し、具体的に以下のことを指摘している。

ブッシュ政権は弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約を廃棄し、包括的核実験禁止条約（CTBT）に反対し、核兵器用核分裂性物質禁止条約（FMCT）には真面目に取り組まなかった。彼の唯一の成果として戦略攻撃能力削減条約があるが、米ロは2万以上の核兵器をまだ保有しており、数千は即時発射が可能な状態にある。ブッシュ政権は条約および軍備管理を古い考えであるとして嘲笑っているうちに、北朝鮮は核兵器を実験し、イランは核燃料を作り続けている。

この社説は、バラク・オバマ（Barack H. Obama）政権は条約および軍備管理というゲームのルールを回復することから始めるべきであると主張している⁴。

2. 核軍縮推進の意義・重要性と課題

(1) テロリスト等への核兵器、核物質の流出の防止

核兵器が使用される可能性が最も高いと考えられるのは、テロリストによるものであり、彼らが核兵器あるいは核分裂性物質を入手するのを防止することが喫緊の重要課題である。核軍縮を実施することによって、存在する核兵器の数が減少することにより、強奪や盗難の可能性は減少する。これは特にセキュリティが十分ではないと考えられている戦術核兵器の場合に妥当する。

核軍縮の進展に伴って、核兵器および核分裂性物質への管理およびセキュリティは強化されるので、テロリストがそれらを入手できる可能性は減少するだろう。核軍縮の進展とともにさまざまな核不拡

³ Joseph Cirincione, "Strategic Collapse: The Failure of the Bush Nuclear Doctrine," *Arms Control Today*, vol.38, no.9 (November 2008), pp.20-26.

⁴ "Rules of the Game," Editorial, *New York Times*, January 29, 2009. <http://www.nytimes.com/2009/01/30/opinion/30fri1.html?_r=1>, accessed on February 20, 2009.

散措置の導入も可能になると考えられるので、たとえば国際原子力機関（IAEA）保障措置の強化であるとか、燃料サイクルへの規制や国際化などにより、核分裂性物質へのセキュリティが高まり、テロリストへの流出の可能性も低下する⁵。

(2) 核軍縮の実施を通じたバーゲニングの履行による新たな核不拡散政策導入の可能性

ジョージ・パーコビッチ（George Perkovich）とジェイムズ・アクトン（James Acton）は、その著書の序文で、以下のように述べている。

核兵器のない世界への関心を大きく動機づけていると思われるのは、核軍縮に向けた本格的な進展なくしては核兵器の拡散を防止するのは不可能だろうという信念である。核兵器国による軍縮に関する十分な行動がないので、多くの非核兵器国の指導者たちは、民生用原子力施設が軍事目的に利用されないことを確保するための国際原子力機関の保障措置制度を強化する努力にますます抵抗するようになっていく。彼らはまた、核技術へのアクセスを差別的に制限するような新たな措置は受け入れられないと強く主張している⁶。

たとえばマレーシアは、「われわれは、開発途上国であるNPT締約国の利益になる平和利用の開発を犠牲にして、不拡散のためのIAEA保障措置活動をより一層重視するという一定の先進国の傾向に懸念をもっている。NPTの枠外のエンティティによって原子力施設、物質、技術へのアクセスがますます厳格に制限されていることは、核兵器国側が軍縮義務に違反していることとあいまって、条約に定められたバランスとバーゲンを損なう恐れがある」と述べている⁷。

特にブッシュ政権の下では、大量破壊兵器（WMD）の拡散防止、さらに拡散対抗のためのさまざまな措置が導入され、実施されてきた。その一方で、米国は核軍縮の義務は十分に履行しており、核軍縮の進展に問題はないのでNPT運用検討会議で議論する必要はないと主張してきた。このような一方的な態度を大きく変更するためにも、また拡大する原子力平和利用が核拡散につながらないよう新たな不拡散措置を導入し、それらが多くの非核兵器国に受け入れられるためにも、核兵器国の核軍縮が緊急に必要であると一般に認識されつつある。

(3) 核軍縮推進による核兵器の役割の低下

核軍縮を推進することは、安全保障政策における核兵器の役割の低下をもたらすものであり、それにより新たに核兵器を取得しようとする国の動機を低下させることが可能になる。逆に、ブッシュ政権がそうであったように、核兵器国が自国の安全保障にとって核兵器はきわめて有用であると考え、

⁵ イボ・ダルダーらは、核兵器ゼロの論理は、核テロリズムと核拡散による脅威への戦いにより動機づけられていると述べている。Ivo Daalder and Jan Lodol, "The Logic of Zero," *Foreign Affairs*, vol.87, no.6 (November/December 2008), pp.80-95.

⁶ George Perkovich and James M. Acton, *Abolishing Nuclear Weapons*, Adelphi Papers 396 (Oxon and New York, Routledge, 2008), pp.7-8.

⁷ "Statement by Malaysia at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, on Cluster III issues," 10 May 2007.

核兵器を先制使用するドクトリンを唱え、新たな核兵器の開発を目指すような場合には、それは核兵器を持たない国に対して、核兵器は政治的にも軍事的にも有益であるというメッセージを送ることになり、非核兵器国の核拡散を動機づけるものとなる。

セリグ・ハリソン (Selig Harrison) は、「現行の核兵器国がその核兵器を増強し、将来の戦争で使用すると明らかに述べ、NPT第6条に規定された核廃絶の目標に口先だけの敬意すら払わないならば、他の国がどうして核オプションを放棄するであろうか。…イランも北朝鮮も、ブッシュ政権がレジームチェンジと先制戦争を脅かしたので、核兵器の探求を加速させたのである」と分析している⁸。

(4) 核軍縮の進展による NPT 第 6 条の履行

NPTが成立する際にも、核不拡散だけでは差別的であると批判され、核兵器国が核軍縮の努力を誠実にやるよう第6条が挿入されることが不可欠であったし、1995年のNPT無期限延長決定の際にも、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」をパッケージとして合意することが不可欠であった。第6条が核軍縮の厳格な法的義務を課しているかどうかは議論の余地があるが⁹、2007年1月のフーバー提案でも、「核不拡散条約は、核兵器の廃絶を構想したものである。条約は、(a)1967年の時点で核兵器を保有していなかった国々はこれを取得しない、(b)これを保有している国々はいずれこれを放棄することに同意する、と規定している。リチャード・ニクソン以来、米国の両党の大統領はこれらの条約義務を再確認してきているが、非核兵器国は核兵器国の誠実さに疑念を深めてきている」と述べられている。

1996年の国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器国は核兵器廃絶に関して交渉するのみならず、交渉を完結させる義務があると述べた。2000年のNPT運用検討会議では、「核兵器を廃絶するという明確な約束」を含む13項目の具体的核軍縮措置が合意され、その早期の実施が期待されたが、ブッシュ政権になってからは核軍縮にほとんど進展が見られない状況になっていた。

したがって、核軍縮を実施することは、NPTの基本的バーゲンを実施することを意味し、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを回復することになり、国際社会における多国間の協力的関係を強化するものとなる。

(5) 核軍縮による核兵器の使用可能性の削減および排除

核兵器の破壊力は莫大なものであって、核軍縮の究極の目的は核兵器の使用の可能性を排除することである。核兵器が存在する限り、それらが使用される可能性は残り、現在2万発以上の核兵器が存在する世界は、きわめて危険であるとも考えられる。核兵器の使用に対する唯一の効果的な安全保障は、核兵器の存在それ自体を消滅させることである。

しかし、核兵器が物理的に消滅してもそれを再び製造する知識や能力は残るわけなので、核兵器廃

⁸ Selig S. Harrison, "The Forgotten Bargain: Nonproliferation and Nuclear Disarmament," *World Policy Journal*, vol.23, no.3 (Fall 2006), pp.1-2.

⁹ See Christopher A. Ford, "Debating Disarmament: Interpreting Article VI of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons," *Nonproliferation Review*, vol.13, no.3 (November 2007), pp.401-428.

絶の課題は、核兵器を削減し続けているだけで達成できるものではなく、国際社会の構造を大幅に変革することを必要とするであろう。

3. 核兵器のない世界に向けた漸進的アプローチ

(1) 核不拡散体制の役割

NPT形成過程において、この条約は差別的であるとの批判も出されたが、その後多くの国の参加を獲得できた要因は、核兵器の拡散が核戦争の危険を著しく増大させるという共通の認識と、将来の核軍縮のためにはとりあえず現状で核兵器国を固定することが必要であるという認識であった。その意味で核不拡散体制は将来の核廃絶の前提条件となる。

しかし、条約の差別的特徴を将来的には消滅させるために第6条が挿入されており、核廃絶は将来の措置であるとしても、核廃絶に向けた具体的軍縮措置は順次とられることが必要であった。その意味で、核軍縮が先か核不拡散が先かという議論に対しては、具体的な核軍縮措置と核不拡散強化の措置は並行して同時に実施されることが重要であるといえる。

したがって、核兵器の完全な廃棄に至るまでは、核不拡散体制は機能し続ける必要がある。しかし、核不拡散体制は基本的に差別的性質を有するものであるから、それを軽減し、あるいは義務のバランスをとるために、具体的核軍縮措置が実施されていく必要がある。また原子力平和利用に関する条約締結国の権利を尊重する必要がある。ブッシュ政権においては核不拡散措置に突出した優先度が与えられ、他の要素が無視されたため、結局は核不拡散体制も十分強化されることなく終わったと考えられる。

特に原子力平和利用が今後とも急増すると予測される中で、核不拡散措置の重要性はさらに増加するであろう。保障措置の強化、核分裂性物質のセキュリティの強化、さらには民生用濃縮ウランやプルトニウムの禁止、あるいは燃料保証を伴う核燃料サイクルの国際管理など核不拡散体制の役割強化が進められる必要があると考えられる。しかしこれらが普遍的に受け入れられるためには、核軍縮を含む義務とのバランスが確保される必要がある。

(2) 多国間核軍縮・軍備管理の役割

フーバー提案は、「大胆なビジョンなしには行動が公平であり緊急であると認識されないし、行動がなければ大胆なビジョンが現実的であり可能であるとは認識されない」と述べ、核兵器のない世界という大胆なビジョンと核軍縮措置の両方が必要であると主張している。具体的措置として以下の8つの措置を提案している。

- (a) 冷戦体制の核配備を変更し、警戒態勢を長くし、事故による核使用の危険を減少させる。
- (b) すべての核兵器国の核戦力の大幅削減を継続する。
- (c) 前進配備の短距離核兵器を廃棄する。
- (d) CTBTの批准に向けて米上院での超党派協議を開始する。
- (e) 世界中の核兵器および核兵器級プルトニウム・高濃縮ウランを保管する。

- (f) 燃料供給保証を伴うウラン濃縮プロセスの管理を行う。
- (g) 世界的に、兵器用核分裂性物質の生産を停止する。
- (h) 新たな核兵器国の出現につながる地域的対立や紛争の解決に努力する。

これらの多くは、2000年のNPT運用検討会議で合意された「13の具体的核軍縮措置」と似通ったものである。2000年合意も実質的には、「核兵器廃絶への明確な約束」と12の具体的措置と解釈できるものであり、フーバー提案も同じような構成であると考えられる。

問題は、核兵器廃絶をどれだけ明確に強調しつつ具体的軍縮措置の実施を要求するかということであって、究極的であれ核兵器廃絶という目標なしの具体的核軍縮措置というのは考えられない。しかし、具体的措置を要求するに際して、核兵器廃絶あるいは核兵器のない世界という目標をより明確に掲げる方が、具体的核軍縮措置の進展に有効であろう。しかし、これらの提案は、非同盟諸国が主張している時間的枠組み内での核廃絶という考えとは異なるものである。

(3) NPT 未加入国への対応

- (a) 普遍的アプローチ——第1の対応としては、普遍的アプローチが考えられる。これはあくまでもNPTの普遍性を追求する立場で、NPT未加入国を条約に加入させることにより、核不拡散体制を強化しようとするものである。NPTの定義によればこれらの国は非核兵器国であり、多くの国連安全保障理事会決議もこの立場を踏襲している。論理的および理想的な観点からは有益な考えであるが、現実の国際社会にどこまで適用できるかは明確ではない。
- (b) 地域的アプローチ——第2の対応としては、それぞれの地域における取り組みにより、未加入国を取り込んでいこうとする地域的アプローチが考えられる。中東においては、中東の和平推進や非大量破壊兵器地帯の設置などを追求することが必要であるし、南アジアでは、基本的にはインド・パキスタン間のカシミール紛争などの解決が不可欠であるし、長期的には中国を含めた地域的な安全保障の確保が必要になるだろう。北東アジアでは、朝鮮半島非核化に向けた6者会合を成功させることが必要であるし、さらに北東アジア非核兵器地帯および北東アジア安全保障枠組みの追求も必要とされるであろう。この地域的なアプローチが最も有望であろう。
- (c) 個別のアプローチ——第3の対応としては、未加入国に個別に対応するアプローチがある。核兵器を含む大量破壊兵器の計画をすべて放棄したりビアがこの例であり、今後ともこのような個別のアプローチも奨励されるべきである。昨年締結された米印協定によるインドへの対応はそれに似た例であるが、これは不拡散を目的とするものではなく、インドを事実上の核兵器国として認めることを前提に、インドを現在の核不拡散体制の中に取り込もうとするものであり、今後追求すべきものではない。

(4) 核兵器のない世界に向けた具体的な道筋・シナリオ

- (a) 多段階アプローチ——核兵器廃絶に向けた道筋についてはいくつかの提案が示されてきたが、ここではNGO起草によるモデル核兵器禁止条約を取りあげる。1997年の提案はコスタリカにより国

連に提出され、国連文書となっている¹⁰。その改訂版が2007年に提出され、これもコスタリカとマレーシアにより、国連に提出されている¹¹。この改訂版モデル核兵器禁止条約¹²によれば、核兵器の廃絶は以下の5段階で実施されることになっている。括弧内に示された年数は固定的なものではなく、おおよその予測として記されている。

第1段階（1年）核兵器を申告し、生産を終了し、施設を廃止し、警戒態勢を解除する。

第2段階（2年）核兵器を配備サイトから撤去する。

第3段階（5年）米ロの核兵器を1000に、中仏英の核兵器を100に削減する。

第4段階（10年）米ロの核兵器を50に、中仏英の核兵器を10に削減する。

第5段階（15年）すべての核兵器を廃棄する。

さらに、検証、国内的措置、核兵器禁止機関などが詳細に規定されている。

- (b) 2段階アプローチ——これは最近のパーコピッチとアクトンの研究にも見られるように、核兵器廃絶の段階を、核兵器の使用を抑止するのに十分な最低のレベルにまで削減していく第1段階と、そこからゼロにいたる第2段階を区分して検討するものである。特に最低レベルからゼロに至る段階は、国際社会構造の大きな変革をも必要とすると考えられるので、検証の側面、強制の側面および安全保障の側面が詳細に検討されている¹³。

5. 核兵器のない世界で安全保障を確保する手段

核兵器のない世界における国際安全保障環境は、現在と同じように大幅な主権を有する独立国家が対立しながら並存する社会であるのか、あるいは現在とは大きく異なる社会であるのか。逆に言えば、現在の国際安全保障環境で核兵器のない世界が可能なのか、あるいは国際社会の構造的な変化を伴う動きがなければ核兵器のない世界は実現不可能なのか。

現在の国際安全保障環境においては、ある程度までの核兵器の削減などは可能であろうが、核兵器のない世界に到達できるとは考えられず、以下のようなさまざまな措置を積極的に取っていくことにより、国際安全保障環境を変更し改善していく努力が必要であろう¹⁴。

¹⁰ A/C.1/52/7.

¹¹ A/62/650.

¹² International Association of Lawyers Against Nuclear Arms, International Network of Engineers and Scientists Against Proliferation and International Physicians for the Prevention of Nuclear War, *Securing our Survival: The Case for a Nuclear Weapons Convention* (2007), pp.41-105. 日本語訳は、メラフ・ダータン、フェリシティ・ヒル、ユルゲン・シェフラン、アラン・ウェア『解説モデル核兵器条約』浦田賢治編訳（日本評論社、2008年）73-149頁。

¹³ Perkovich and Acton, *Abolishing Nuclear Weapons*, pp.41-68, 83-104.

¹⁴ 英国外務省の最近の研究では、核兵器のない安全な世界に移行するのが可能になるには、以下の3つの条件が必要であると結論している。(1)主要な国家間の政治的関係の大幅な改善、(2)非核兵器が管理の下に維持されること、(3)核兵器の世界的禁止を強制し、核兵器なしで国際安全保障を維持するための集団安全保障取極めの設置。*Lifting the Nuclear Shadow: Creating the Conditions for Abolishing Nuclear Weapons*, A Policy Information Paper by the Foreign & Commonwealth Office, the United Kingdom, February 2009, p.50.

(1) 国家間の政治的関係の改善および信頼醸成措置の採用

米ソ（ロ）間において、中距離核戦力（INF）全廃条約や戦略兵器削減条約（START）が合意された頃には両国間にはかなり高度の信頼関係が存在していたが、1990年代後半以降は信頼関係も低下し、その後の核軍縮交渉は成功しなかった。このように部分的な核軍縮措置の成立にも一定の信頼関係の存在が不可欠であり、その措置が効果的に実施されることにより、さらなる核軍縮措置の合意が可能になる。

核兵器のない世界に向けて、具体的な核軍縮措置を段階的に合意し、それを誠実に履行することで信頼を強化し、さらに次の措置に合意していくという作業が必要になる。また核軍縮以外の領域においても国家間の信頼を醸成するための行動を積極的に採用していくことが求められる。核兵器のない世界を達成するには、きわめて高度の信頼関係が国家間に存在することが必要であろう。

(2) 侵入的な検証措置と国家主権の制限

INF条約やSTARTでは詳細な検証手続きが定められ、何種類もの現地査察も導入された。また化学兵器禁止条約（CWC）やCTBTでは条約実施機関が設立され、チャレンジ査察や現地査察が規定されている。またIAEA保障措置協定追加議定書ではIAEAの査察の権限が強化されている。これらの検証規定においても、条約規定に従い一定の国家主権が制限される方向に進んでいる。

しかし、核兵器のない世界における検証措置は、これらとは比較にならないほど侵入的であることが必要になるだろう。それは核兵器禁止条約に対する違反が、他の条約による場合に比べて極めて大きな影響、すなわち他の国々の生存そのものに直接影響を与えるからである。そのためには強力な権限をもった検証のための国際機関が必要となる。

核兵器禁止条約の違反を抑止できるような検証を実施するには、その国際機関が侵入的な検証をいつでもどこでも実施できるような強力な権限を持つことが必要になり、その結果、国家の主権は大きく制限されることになる。

(3) 効果的な強制措置と真の集団安全保障の確立

現存の諸条約に含まれる強制措置はきわめて弱いものであり、多くは国連安全保障理事会（安保理）に問題を送付する形になっている。現在、北朝鮮およびイランに対して安保理の非軍事的強制措置が課されているが、それが効果的に機能しているとは思われない。このように、現存の軍縮関連条約の強制措置は、国家主権との関連できわめて弱いものであるが、核兵器のない世界における強制措置は、強力な強制的執行力を有する国際機関により極めて効果的に実行できるものでなければならない。

そのためには、国家主権の大幅な制限が必要となり、拒否権の問題を含め、現在の安保理で十分かどうかは疑問の余地がある。一層強力な権限を有する新たな国際機関の設立、または国連の大幅な機

<<http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/pdf1/nuclear-paper>>, accessed on February 20, 2009.

能強化の何れかが必要とされるが、その場合には国家の主権は大幅に制限され、現在の国際秩序とは異なる状況になるであろう。

むすび

最近の核兵器をめぐる議論の根底には、国際情勢の変化により、また核兵器に対するさまざまな対応策の実施にもかかわらず、核兵器が一層拡散する可能性が増大し、核兵器が使用される可能性が一層深刻になっているという一般的に認識された危惧がある。それは、テロリストなどが核兵器を入手する可能性の増大や、新たな核兵器保有国の核管理の不十分性などを背景としている。さらに、過去8年間における米国ブッシュ政権の核政策一般に対する消極的評価が、今回の核廃絶論の大きな契機となっている。

フーバー提議は、「ある意味で、核兵器のない世界という目標は非常に高い山の頂上のようなものである。問題を抱えた今日の世界の場所からは、山の頂上を見ることさえできず、ここからあそこに行くことはできないと言いたくなるし、そう言うのは簡単である。しかし、山から下り続けたり、いまの場所に止まったりすることからくるリスクは、無視するには余りにも実際的なものである。頂上がもっと見える高い場所へ到達するための計画を立てなければならない」と主張している¹⁵。

ヘンリー・キッシンジャー (Henry Kissinger) も、「新たな核の議題はいくつかのレベルの調整された努力を必要としている。第1は米国の宣言政策、第2は米ロ関係、第3は同盟国との共同の努力、第4は世界的な核兵器と核物質の管理、第5は核兵器国のドクトリンと運用計画における核兵器の役割の低下である。…これらの諸問題の複雑さのゆえに、我々は漸進的で段階的なアプローチを選んだ。核兵器のない世界という目標が望ましいことを確認しつつ、我々は達成可能で検証可能な諸措置に集中した」と述べている¹⁶。

これらは、核兵器のない世界を目標と明確に定めることを主張しながら、基本的にはそれに向けた具体的措置を緊急に採用すべきことを主張しているのもであって、一定の時間的枠組みの中で核廃絶を主張するものではない。その意味では、2000年NPT運用検討会議の最終文書に含まれるものと実質的に変わりはないと言えるが、その後、この約束が米国により反故にされたことからして、米国の真剣な取り組みが現在必要とされている。

核軍縮の進展には、第1に米国のリーダーシップが不可欠であり、それを基軸として、米ロ2国間での進展が可能になり、さらに他の核兵器国を取り込んで行くことが可能になる。その意味で、米国のオバマ政権の核兵器に関する政策が、今後の核軍縮の進展を左右する決定的に重要な要素となる。

¹⁵ George P.Schultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "Toward a Nuclear-Free World," *The Wall Street Journal*, January 15, 2008. <http://www.nti.org/c_press/TOWARD_A_NUCLEAR_FREE_WORLD_OPED_011508.pdf>, accessed on February 20, 2009.

¹⁶ Henry A. Kissinger, "Containing the Fire of the Gods," *International Herald Tribune*, February 6, 2009. <<http://www.iht.com/articles/2009/02/06/opinion/edkissinger.php?page=1>>, accessed on February 20, 2009.

第4章 米国の核戦略・政策と核軍縮

石川 卓

はじめに

いわゆる「ギャング・オブ・フォー」による提言を契機に¹、「核兵器のない世界」(a World Free of Nuclear Weapons)に向けた具体的な動きが散見されるようになってきている。日豪共同イニシアチブに基づく「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」の活動も、その一環と捉えられる。このような背景もあって、バラク・オバマ(Barack H. Obama)新政権の誕生は、核軍縮・核不拡散の領域においても米国が大きな「変革」を打ち出す、特に核不拡散一辺倒だった姿勢を改め、核軍縮志向を強めるという期待をますます高めているようにも見受けられる。

実際、オバマ政権は、兵器用核分裂性物質の新規生産を禁止する条約(いわゆるFMCT)の交渉に加え、「核兵器のない世界」に向け、さまざまな措置を講じていく意向を表明している。具体的には、核兵器生産の停止、米口の核ミサイルの高度警戒態勢の解除に向けた対口交渉、米口の核兵器備蓄量の大幅削減、中距離核戦力(INF)全廃条約のグローバル化などが掲げられている²。そのほとんどが、米国の核戦略・核態勢の見直しとも密接に関わっており、交渉開始の提案程度は近くなされるかもしれないが、具体的な中身に関わる米国案が明確になるまでには、時間を要することとなろう。ビル・クリントン(Bill Clinton)政権期の「ボトムアップ・レビュー」(BUR)や「核態勢見直し」(1994 NPR)、ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)政権の2001 NPRなどが完成するまでに要した時間を踏まえれば、新しいNPR、ないしは軍事戦略の全般的な見直しが完了するのは、早くても今年末ごろになるものと予想される。

仮に期待されるような「変革」が起こるとしても、オバマ政権が国際的な合意を先行させるというようなリスクの高い戦術をとらない限りは、軍事態勢の見直しの進展を受けて、ようやく本格化する可能性があるにすぎないと見るのが穏当であるように思われる。また、いかに斬新な方法を用いたとしても、「変革」は、軍事態勢の現状およびその前提となる環境により、少なくともある程度は制約されることにもなる。本稿では、その「変革」の起点となる一方で、すでに一定の惰性を伴うことも予想される核戦略・核態勢の現状を確認し、それが核軍縮および米国がこれに臨む姿勢に与える影響、そして、すでに相対的に重要性を増している通常戦力が米国の核軍備管理・軍縮政策や核戦略・核態勢に及ぼす影響を論じていくこととしたい。

¹ George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *The Wall Street Journal* (January 4, 2007), p.A15; George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "Toward a Nuclear-Free World," *The Wall Street Journal* (January 15, 2008), p.A13.

² The White House, "Foreign Policy," *The Agenda* <http://www.whitehouse.gov/agenda/foreign_policy/>, accessed on February 20, 2009.

1. 米国の核戦略・抑止態勢の現状

昨年9月に国防省・エネルギー省が発表した「21世紀における国家安全保障と核兵器」によると、米国の核戦略・抑止態勢の現状は、2001 NPRを踏襲するとともに、1994 NPRの延長線上に位置づけられるとされる³。1994年9月に完成した1994 NPRは、核軍備の削減、核兵器の役割の軽減、大量破壊兵器（WMD）拡散への対応などを米国が「主導」（lead）する一方で、将来の不確実性に対する「備え」（hedge）として、抑止および抑止失敗の際に対応するために必要となる核戦力を維持するという方向性を打ち出したものであった⁴。

これに対し、2001年12月に議会に提出された2001 NPRは、核戦力に大きく依拠した従来の抑止の限界が露呈しているとして、核戦力を含む攻撃能力、ミサイル防衛を中核とする防御能力、そして柔軟な防衛基盤という「新三本柱」（new triad）の確立を打ち出した。その役割としては、テロ組織およびならず者国家などの主要脅威に対し米国の決意を示し、同盟・友好国を安心させるという「保証」（assure）、WMD保有など、米国および同盟国の安全を脅かすような政治的・軍事的・技術的な行為に従事することの「諫止」（dissuade）、WMDおよびミサイルを含む近代的な軍事能力を保有する敵対的な主体に対する「抑止」（deter）、そしてあらゆる敵に対する「勝利」（defeat）が強調された⁵。

「先制核攻撃」を示唆しているということで注目を集めがちであったが、2001 NPRは、新たな脅威の特性も踏まえ、核戦力への依存を相対的に低下させることを企図したものであった。2001 NPRでも同様の論調が見られたように、ブッシュ政権は、おそらくは前クリントン政権を批判すべく、それまでの軍事態勢が排他的に核戦力に依存するものであったかのように論じる傾向が強かった。すなわち、核報復の威嚇に依拠した抑止態勢の不適切さが、しばしば強調されたのである⁶。しかし、1994 NPRにも、核戦力の重要性を低下させようとする意図は含まれており、必ずしも2001 NPRが抜本的な転換を打ち出したというわけではなかった。いわゆる拒否的抑止態勢への移行を示す「損害限定」や「戦争遂行」（war fighting）の強調も、クリントン政権期からの趨勢であった⁷。ブッシュ政権は、その移行の加速化を図ったにすぎず、この点では、同じブッシュ政権下で発表された「21世紀における国家安全保障と核兵器」は、より公正な評価を示していたといえる。

³ The Department of Energy and the Department of Defense, “National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century” (September 2008), p.11 <<http://www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

⁴ その概要については、以下を参照されたい。“Nuclear Posture Review,” Extract from the 1995 Annual Defense Report <http://www.fas.org/nuke/guide/usa/doctrine/dod/95_npr.htm>, accessed on February 20, 2009.

⁵ “Nuclear Posture Review [Excerpts]” (January 8, 2002) <<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>>, accessed on February 20, 2009. なお、これは2002年3月にリークされたものである。

⁶ たとえば、2002年6月のブッシュ大統領による「先制攻撃ドクトリン」演説でも、この点は強調されていた。“President Bush Delivers Graduation Speech at West Point” (June 1, 2002) <<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/06/20020601-3.html>>, accessed on February 20, 2009.

⁷ この点については、石川卓「冷戦後の抑止態勢と弾道ミサイル防衛」森本敏編『ミサイル防衛——新しい国際安全保障の構図』（日本国際問題研究所、2002年）207-231頁、などを参照されたい。

実際、核戦力の削減、核戦力への依存低下は、冷戦後の米国の軍事態勢に見られる一貫した傾向であった。「21世紀における国家安全保障と核兵器」でも、米国が「実戦配備の戦略核弾頭」(ODSNW)を過去15年間で50%削減し、非戦略核兵器を1991年以降、90%削減してきたことが強調されている。また、核戦力削減における「先導」役を自負するかのよう、2002年5月の戦略攻撃能力削減条約(モスクワ条約)の履行によって、ODSNWが冷戦期の最高レベルから80%削減されることになるとの見解も示されている⁸。民間研究機関の調査でも、表1に示されるように、米国の核兵器の量的削減の進展が確認されている。

表 1. 核兵器国の核弾頭数の推移

年	米国 (実戦配備弾頭)	ソ連/ロシア (実戦配備弾頭)	英国	フランス	中国	総計
1966	32040	7089	270	36	20	39455
1986	24401	45000	300	355	425	70481
1990	21004	37000	300	505	430	59239
1995	12144	27000	300	500	400	40344
2000	10577	21000	185	470	400	32632
2005	10295	17000	200	350	400	28245
2006	10104 (5735)	16000 (5830)	200	350	200	26854
2008	(4075)	(5192)		300	176	

出典：Natural Resource Defense Council, “Global Nuclear Stockpile,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.62, No.4, July/August 2006, pp.64-66 ; Nuclear Notebook, from the website of *Bulletin of the Atomic Scientists* <<http://www.thebulletin.org/>> を参考に作成。なお、中国については、2005年までの400発から2006年には200発と核弾頭数が少なくなっているが、これは中国の核兵器削減によるものではなく、天然資源防衛評議会 (NRDC) が、新たに入手した情報を基に核弾頭数の推計を大きく修正したためである旨が、“Chinese Nuclear Forces, 2006,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.62, No.3, May/June 2006, p.60に記されている。Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “Chinese Nuclear Forces, 2008,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.64, No.3, July/August 2008, p.42では、保管された核弾頭を含めると、中国の保有する核弾頭数は約240発になると推計している。

他方で、米国は一貫して、一定の核戦力を維持することの必要性も強調してきた。一連の政策文書も、これを正当化する側面を含むものであり、実際、量的削減が進んできたとはいえ、相当に規模の大きな核戦力が維持されてきた。ロシアに対しては量的には劣位にあると見られるが、核戦力の劣悪化や核解体の遅滞といったロシア側の事情を踏まえると、米国の質的優位は否定しがたいものといえる。また、米ロ間には相互確証破壊 (MAD) 状況がもはや存在せず、米国が武装解除型先制攻撃 (disarming first strike) 能力をもつに至っているという議論が正しければ⁹、その核戦力は圧倒的優位にあるとすらいえよう。

なお、核戦力の役割については、「21世紀における国家安全保障と核兵器」では、①核兵器、その

⁸ The Department of Energy and the Department of Defense, “National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century,” p.10.

⁹ Keir A. Lieber and Daryl G. Press, “The Rise of U.S. Nuclear Primacy,” *Foreign Affairs*, vol.85, no.2 (March/April 2006), pp.42-55; Keir A. Lieber and Daryl G. Press, “The End of MAD?: The Nuclear Dimension of U.S. Primacy,” *International Security*, vol.30, no.4 (Spring 2006), pp.7-44.

他のWMDを使用した侵略行為の抑止、②一般目的の戦力との共同による、大規模通常戦力攻撃の抑止支援、③非核戦力で効果的に脅かすことのできない重要な標的を危険に晒すことによる抑止の補完、という3点が挙げられている¹⁰。その一義的な目的は、あくまで「抑止」に置かれているといえる。これは、ブッシュ政権期に従前以上に重視されるようになった「損害限定」ないしは「戦争遂行」の側面が、大きく通常戦力に託されていることも意味している。

ブッシュ政権は、しばしば核戦力への依存を増大させてきたとも評されたが、これは誇張、ないしは軍事戦略と核戦略との混同とでもいうべきものを多少なりとも伴うものであったと考えられる¹¹。また、たしかに運用政策の詳細は不明であるとはいえ、こうした評価は、米国の通常戦力における圧倒的優位も一因となって生み出された「過剰な核戦力」(nuclear redundancy)という認識によって、助長された側面もあったように思われる。そもそも、多様な脅威を想定した「状況適応型抑止」(tailored deterrence)の確立を目指してきたブッシュ政権下で¹²、核戦力に新たな役割が付与されることがあったとしても、同時に軍事力全体におけるその位置づけが相対化されるのは必然であったといえる。

2. 米国の核・軍事戦略と核軍縮との相関関係

概ね以上のような状況にある米国の核戦略・軍事戦略は、核軍縮の可能性といかなる関係にあるのか。

まず、これまでと同様、今後も核軍縮を難しくしうる一因に、米国の「核の傘」がその安全保障戦略およびWMD不拡散政策の重要な柱に位置づけられているということが挙げられる。前出の「21世紀における国家安全保障と核兵器」でも、「米国の拡大抑止に対する同盟国の信頼を維持することは、米国の核不拡散政策の不可欠な要素」であるとされ、核戦力の「保証」機能がきわめて重視されてい

¹⁰ The Department of Energy and the Department of Defense, “National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century,” p.3.

¹¹ 強力地中貫通型核弾頭(RNEP)の追求など、ブッシュ政権にかかる傾向が皆無であったというわけではない。しかし、たとえば、「単一統合運用計画」(SIOP)の後継「作戦計画(OPLAN)8044」にも沿う形で策定されたといわれる「概念計画(CONPLAN)8022」を、北朝鮮・イランへの米国による先制核攻撃が迫っている証左と位置づけるような議論は、核超大国の軍事戦略におけるオプションの一つを、その抑止効果や戦略全体における位置づけには注目せずに取り沙汰したものであり、いわば木を見て森を見ない類のものであることは否定しがたい。また、CONPLAN 8022に沿って作成されていた2005年の「共同核運用ドクトリン」も、同じように先制核攻撃オプションを強調したものと見られたが、その中では、たとえば、核を使用する状況を予め特定すべきではないという方針が示され、核使用オプションの存在が明言された直後に、それを特定しない理由として、戦略的曖昧性のもつ抑止効果が挙げられている(Joint Chiefs of Staff, “Doctrine for Joint Nuclear Operations,” Final Coordination [2], Joint Publication 3-12 (March 15, 2005), p.viii <http://www.nukestrat.com/us/jcs/JCS_JP3-12_05draft.pdf>, accessed on February 20, 2009)。なお、「共同核運用ドクトリン」も、CONPLAN 8022も、結局は撤回された。CONPLAN 8022の詳細については、以下を参照。Hans M. Kristensen, “Global Strike: Pentagon’s New Offensive Strike Plan,” Federation of American Scientists (March 2006) <<http://www.nukestrat.com/pubs/GlobalStrikeReport.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

¹² The Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report* (February 6, 2006), pp.49-51 <<http://www.defenselink.mil/pubs/pdfs/QDR20060203.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

る¹³。無論、拡大抑止は核戦力にのみ基づくものではないが、米国の対外的な安全保障コミットメントは、今日、北大西洋条約機構（NATO）の新規加盟国に加え、イラクやアフガニスタンなどにも及び、明らかに拡大傾向を示している。同盟国・友好国側が米国の「核の傘」への依存を低下させられない限り、それは米国の核削減を阻害する要素となりうる。北朝鮮・中国の近隣に位置し、米国とのみ同盟関係を結んでいる日本などは、「核の傘」の縮小に対する「抵抗勢力」候補の筆頭であろう。

また、WMDおよびミサイルの拡散が進行しているという想定も、核削減を阻害しうる。ただし、オバマ政権が、拡散対抗における核戦力の役割を低下させ、「諫止」あるいは「勝利」の機能をブッシュ政権ほど強調しなくなれば、かかる想定が米国の核削減を阻害する度合いは低下することとなる。また、近年、「際限なく破局を論じる商売」（“the-sky-is-still-falling profession”）とも呼ばれてきた核拡散研究・分析が¹⁴、拡散の危険性を過度に強調してきたとの見方が強くなっている¹⁵。こうした見方がオバマ政権内で浸透すれば、核削減への障害の一つが軽減されることとなる。能力ベース・アプローチから脅威ベース・アプローチへの揺り戻しが並行すれば、これに多少なりとも拍車がかかることとなる。

しかしながら、拡散対抗における核依存の低下が進んだとしても、それによって不拡散体制の実効性が高まるという保証はない¹⁶。先制核攻撃オプションに象徴される「諫止」や「勝利」の重視がWMD拡散を助長してきたと見る向きも増えているが、その因果関係は必ずしも明白ではない¹⁷。拡散対抗における軍事力の役割が維持される限り、核依存を軽減するだけでは、拡散懸念主体のWMD志向を抑制できないかもしれないのである¹⁸。そして、実際に拡散が進むことがあれば、当然ながら、核軍

¹³ The Department of Energy and the Department of Defense, “National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century,” p.11.

¹⁴ William M. Arkin, “The Sky-Is-Still-Falling Profession: Nuclear Weapons Advocates and Opponents Sensationalize Nuclear Issue,” *The Bulletin of Atomic Scientists*, vol.50, no.2 (March/April 1994), p.64.

¹⁵ Jacques E. C. Hymans, “Theories of Nuclear Proliferation: The State of the Field,” *The Nonproliferation Review*, vol.13, no.3 (November 2006), pp.455-465; Joseph Cirincione, “The Declining Ballistic Missile Threat,” United States House of Representatives, Committee on Oversight and Government Reform, Subcommittee on National Security and Foreign Affairs (March 5, 2008) <<http://ploughshares.org/content/file/Testimony%20for%20Committee%20on%20GovReform-2.doc>>, accessed on February 20, 2009 など。

¹⁶ ただし、それは不拡散体制の正当性を向上させる可能性はある。不拡散体制の実効性と正当性、両者の相関関係については、石川卓「米国の核不拡散政策——核不拡散体制の『再構成』と『危機』」浅田正彦・戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治』（信山社、2008年）395-414頁；石川卓「核不拡散戦略の現状と新展開——アメリカの政策を中心に」『国際問題』第554号（2006年9月）6-16頁を参照。

¹⁷ この因果関係については合意がないというのが、より正確な見方であろう。この点については、以下も参照。Amy F. Woolf, “Nuclear Weapons in U.S. National Security Policy: Past, Present, and Prospects,” *CRS Report for Congress* (December 2008), p.18. また、先制攻撃オプションは、「抑止」機能を期待されたものでもあった。

¹⁸ 近年、核保有の動機について、外部脅威への対抗という動機を相対化し、国内要因の重要性を強調する研究が増えているように見受けられるが（Jacques E. C. Hymans, *The Psychology of Nuclear Proliferation: Identity, Emotions, and Foreign Policy* (New York: Cambridge University Press, 2006); Etel Solingen, *Nuclear Logics: Contrasting Paths in East Asia and the Middle East* (Princeton: Princeton University Press, 2007)

縮はより難しくなるのである。

次に、おそらく米国の核削減の度合いを最も大きく左右する要素として、将来的な不確実性への「備え」という核戦力の側面が挙げられる。「21世紀における国家安全保障と核兵器」でも、中口の動向、および全般的な核兵器の減少という趨勢の反転に対する懸念が強く見られる。特に、米国のミサイル防衛計画や単独行動主義的な姿勢への反発を強めてきたロシアに対する警戒感が、にわかに顕在化している¹⁹。核戦力の強化など、すでに生じているロシアの反発が強まれば、おそらく中国の反発以上に、米国の削減を鈍らせる要因となる可能性が高い。ただし、同時にそれは米ロ核軍備管理の重要性を認識させる要因にもなりうる。オバマ政権は、第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約交渉を含め、対ロ交渉に積極的な姿勢を示しており、現時点では後者の形で作用しているといえる。ただし、重要なのは外的な「不確実性」だけではない。

そもそも「21世紀における国家安全保障と核兵器」という文書は、「信頼性のある代替核弾頭」（RRW）計画を正当化することを主たる目的としたものといえるが、軍部や核開発コミュニティが次期政権の核政策に一定の制約を課す意図も含んでいたと考えられる。オバマ政権が、ロシアや中国といった「不確実性」をどのように位置づけるかに加え、どこまでその制約に拘束されるかによって、「備え」としての核戦力の質と規模は大きく変わってくることになろう。オバマ政権は、イラク、アフガニスタンという難題を抱え、周知のように、米軍の「アフガン・シフト」を掲げており、軍部の許容範囲を超える核削減を追求するのは難しい立場にあると考えられる。加えて、核ターゲティングという、すぐれて軍事的な知見の領域に文民がどこまで踏み込めるのかという問題も関わってくるため、軍部も関与して設定された既定方針は、相当な拘束力をもつものと想定される。

また同文書が、まさにRRWの必要性を訴えるべく強調した「不確実性」には、米国の核開発基盤の脆弱化、および既存核兵器の老朽化も含まれる。それは、「米国は現在新たな核兵器を製造する能力を持たない」と明言し²⁰、開発基盤の再建が思うように進まない場合の「備え」としても、モスクワ条約で規定された1700～2200発のODSNWを維持していく必要性を強調しているのである。これを大きく超える削減には、国家核安全保障局（NNSA）やロバート・ゲーツ（Robert M. Gates）長官が留任した国防省などの抵抗も予想される。逆に、開発基盤の脆弱化を放置することで、自然に削減が進んでいくことを期待するのは、「抵抗勢力」の根強さを過度に軽視した見方であるように思われる。

むしろ同文書が主張するように、核開発基盤の再建・強化が進めば、個々の核兵器の信頼性（reliability）を高く維持できる可能性も増し、特にモスクワ条約が対象外とした備蓄部分における

など）、必ずしも外部脅威という要因が無意味であることが実証されているわけではない。そして、米国が拡散懸念主体につけつける「脅威」は、米国の核戦力のみには依拠するものではない。

¹⁹ ロシアへの警戒感の顕在化は、The Department of Defense, “National Defense Strategy” (June 2008), pp.3-4 <<http://www.defenselink.mil/pubs/2008NationalDefenseStrategy.pdf>>, accessed on February 20, 2009 などにも見て取れる。

²⁰ The Department of Energy and the Department of Defense, “National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century,” pp.2, 17 (emphasis original). 同文書では、核不拡散条約（NPT）上の核兵器国の中で「唯一」米国だけが核弾頭を新規生産できなくなっている、ともされている（Ibid., p.19）。

量的削減がより容易になると見る方が、現実的に考えれば、より妥当であろう。たとえRRWがその方策として選ばれないとしても、核削減の促進を正当化事由として、何らかの形で開発基盤の脆弱化および核兵器の老朽化への対応がなされていく可能性が高いと考えられる。そうした動きを新たな核軍拡志向として批判するのは容易だが²¹、量的削減の着実な並行を促す方がより建設的ではないか。既存核兵器の信頼性が低下しているという懸念は、おそらく削減を大きく阻害する要因になるという点に留意すべきであろう。

オバマ政権も、「核兵器が存在する限り、強力な核抑止力を常に維持していく」ことを公言し、核軍縮への道のりが長いことを認めているが²²、その間、どのように「強力な核抑止力」を維持していくつもりなのかは、いまのところ明らかではない。オバマは以前からRRWに否定的な姿勢を示してきたが、今後、既存の延命プログラムだけで核弾頭の老朽化問題に対処していく意向なのかも定かではない。他方でオバマ政権は、前述のように、FMCT交渉の開始に加え、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准にも前向きな姿勢を示している。それだけに、核抑止力および核開発基盤の維持について、どのような方策を打ち出すのかが、特に国内政治の文脈において重要になるといえる。

かつて共和党多数議会が否決したCTBT批准については、民主党多数議会により中断されたRRWの承認との取引可能性が従前から指摘されてきた。両者の関係については多様な見方があるとされるが、①RRWを支持し、その承認のためにCTBT批准を認める立場、②CTBT批准を支持し、批准確保のためにRRW承認を認める立場、③RRWを支持し、CTBT批准が米国の安全を損なうとする立場、④CTBT批准を支持し、RRW推進は核不拡散における米国の主導性を害するとする立場、に大別できるともいわれる²³。このうち①と②の妥協を図り、CTBTの批准を条件としてRRWの推進を認めるという取引の可能性が指摘されてきたのである。

しかし、RRWは、オバマ政権が製造停止を公言している「新型核兵器」にあたりと解されている。一方、昨年11月の議会選挙で民主党が躍進し、上院では民主党系無所属2議席を含む58議席を占めるに至ったとはいえ、条約批准に必要な3分の2には9議席不足している。CTBTの批准を実現するには、一部共和党議員の取り込みが必要になる。RRWまたはその代替措置なしで、CTBT批准のみを強行することも不可能ではないかもしれないが、それは政権・政府内に不要な軋轢を生むとともに²⁴、その後の軍備管理・軍縮条約の批准確保を困難にするであろう。RRWを容認できないのであれば、やはり

²¹ 特に、RRWをRNEPと同様の新型核兵器の開発と決めつけるような批判には、あまり意味がないように思われる。

²² The White House, “Foreign Policy,” *The Agenda* <http://www.whitehouse.gov/agenda/foreign_policy/>, accessed on February 20, 2009.

²³ Jonathan Medalia, “The Reliable Replacement Warhead Program: Background and Current Developments,” *CRS Report for Congress* (September 2008), p.50 <<http://www.fas.org/sgp/crs/nuke/RL32929.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

²⁴ ゲーツ国防長官は、留任の申し出を受けた後も、RRWの推進を主張している。Robert M. Gates, “A Balanced Strategy: Reprogramming the Pentagon for a New Age,” *Foreign Affairs*, vol.88, no.1 (January/February 2009) <<http://www.foreignaffairs.org/20090101faessay88103-p20/robert-m-gates/a-balanced-strategy.html>>, accessed on February 20, 2009.

何らかの代替措置を講じるのが得策と思われる。マイケル・オハンロン (Michael O'Hanlon) の主張するように、RRWを新型ではない設計に基づく計画に再定義するというのも一つの方法であろう²⁵。ただし、それはかなりの時間を要するため、2010年のNPT運用検討会議までにCTBT批准に目処をつけるといったことは、より難しくなるものと考えられる。

最後に、核軍縮・軍備管理との関係では批判されることの多かった「ブッシュ・ドクトリン」に触れておきたい。まず、先制攻撃という選択肢は今後も維持されていくであろう。これは、先制攻撃オプションはブッシュ政権期以前から常に想定されてきたということだけではなく、米国の軍事力の抑止対象にWMD開発やテロが含まれていることとも関係する。イラン、北朝鮮の核問題については、オバマ政権は交渉路線への傾斜を示しており、先制攻撃オプションが強調されることも減っていくであろうが²⁶、状況次第ではそれが「卓上にある」ことを想起させる発言は今後も出てくるであろう。

ただし、イラク戦争後、その発動が困難になっているという状況もまた続いていく可能性が高い。それは、米国の強硬姿勢が拡散を助長するという逆効果が生じにくくなる一方で、イランや北朝鮮との交渉も、いわば力の後ろ盾が不十分な状況で実施されざるを得ないことを意味する。その状況で、もし交渉が難航すれば、強硬論の台頭も起こりえるということには留意しておくべきであろう。

3. 米国の非核戦力と核・軍事戦略および核軍縮との関係

前述のように、米国の核依存の相対的低下は、非核戦力の役割拡大を伴うものでもあった。「21世紀における国家安全保障と核兵器」でも、米国の核戦力規模の基準は、実戦配備戦力の能力、戦力構成、多岐にわたる政治的・軍事的目標を達成するための核開発基盤に依存するとされており²⁷、非核戦力の位置づけは、今後、米国がどの程度核軍縮に向け前進できるかを左右する一因になるといえる。

ブッシュ政権が打ち出した「新戦略枠組み」や「新三本柱」は、たとえば、どの程度防御能力に依存するのかなど程度や重点の相違は伴うとしても、原則的にオバマ政権でも継承されていく可能性が高いと考えられる。その整備がさらに進めば、論理的には核依存の低下は着実に進むこととなる。しかし、それはより使いやすい兵器への依存を高め、より好戦的に見える抑止態勢を構築することにもなりうる。そのため、場合によっては、核の「存在による抑止」(existential deterrence) 効果に高く依存した状況よりも、米国の軍事的一極性がより際立つことになり、それが対抗・反発を惹起するという可能性もある。

いまのところ、その影響が顕在化している様子は見られないものの、通常戦力の役割は漸進的に拡大しているように見受けられる。ブッシュ政権期には、それは主として「グローバル攻撃」(global

²⁵ Michael O'Hanlon, "A New Old Nuclear Arsenal," *Washington Post* (December 25, 2008), p.A19.

²⁶ そもそも「ブッシュ・ドクトリン」の斬新さは、運用政策には従前から含まれていた先制攻撃オプションを、公言政策として強調することで、その諫止・抑止効果の最大化を図ったことにあるといえる。この点については、石川卓「ブッシュ・ドクトリンの限界と強靱性——中東の『核』をめぐる」森孝一・村田晃嗣編『アメリカのグローバル戦略とイスラーム世界』(明石書店、2009年) 158-177頁、を参照。

²⁷ The Department of Energy and the Department of Defense, "National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century," p.10.

strike) 構想の名の下に進められてきた。核使用オプションも含む、この構想は、2003年の「概念計画 (CONPLAN) 8022」に概括され、翌年6月には、ドナルド・ラムズフェルド (Donald H. Rumsfeld) 国防長官が軍部にその実行を指示したといわれる。そして、05年11月には初期能力が達成されたとされる²⁸。CONPLAN 8022そのものは、核使用または先制攻撃オプションに対する批判に晒されたこともあり、その後、撤回されたといわれるが、これに沿った動きは戦力投射能力や即時対応性の向上にある程度寄与してきたと考えられる。

なお、「即時グローバル攻撃」(PGS) もグローバル攻撃構想の一環であり、その早期実現手段として、トライデントII (D5) 潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) の通常弾頭化が追求されてきた (CTM: Conventional Trident Modification)。これは2011年には運用可能になるともいわれるが、民主党多数議会が十分な予算を認めてこなかったため、遅れる可能性も指摘されている²⁹。ただし、実現しても、第三者には弾頭の区別がつかないことから、戦略的安定性を阻害する可能性も高い。また、トライデントIIの半数必中半径 (CEP) は90メートル程度といわれており、「核ミサイル」としてはきわめて高い命中精度をもつといえるが、通常弾頭で担えるミッションは自ずと限定されることとなろう。そのため、核軍縮・軍備管理をより難しくし、米国の核依存低下にもさほど益するものとならない可能性も否めない。

他方、通常兵器への依存度を増した抑止態勢への移行が、財政上の理由などによって停滞する可能性も高くなっているように思われる。それが、上述のような対抗・反発の契機を封じる一方で、核依存の低下を遅滞させることになるのか、あるいはすべての脚が短くなった「新三本柱」——すなわち、総合的な軍事力の削減——で満足する契機をもたらすことになるのかは定かではない。核軍縮への影響を考えると、脚の短い「新三本柱」に甘んじるという状況が好ましいのかもしれないが、イラク、アフガニスタン問題だけを考えても、それが本当に国際平和と安全に寄与するものなのか疑問も残る。

以上のように、「新三本柱」のうち攻撃能力を構成する通常戦力が、攻撃能力全体を特定の水準で維持しながら、核戦力に代替しうるものと捉えられているのに対し、ミサイル防衛に代表される防御能力は、攻撃能力全体の水準を押し下げる可能性をもっている。いわば「力の均衡」論の観点から、米国の攻撃能力の低下が核軍縮に寄与すると見るのであれば、たしかにミサイル防衛は有用な手段となるが、「脅威の均衡」論に立てば、ミサイル防衛は「攻撃性」を自動的に低下させるものではなく、核軍縮に益するとは限らないということになる³⁰。加えて、米国が「もはや敵ではない」とした相

²⁸ Kristensen, “Global Strike,” p.5. なお、グローバル攻撃構想は、遠方の敵の指揮命令系統を麻痺させるためのサイバー攻撃能力の強化なども含む、かなり広範な構想である。

²⁹ PGSに限らず、グローバル攻撃構想が全体的に遅れていることを批判的に指摘する向きもある。United States Government Accountability Office, “Military Transformation: DOD Needs to Strengthen Implementation of Its Global Strike Concept and Provide a Comprehensive Investment Approach for Acquiring Needed Capabilities,” GAO-08-325 (April 2008) <<http://www.gao.gov/new.items/d08325.pdf>>, accessed on February 20, 2009.

³⁰ 仮に北朝鮮が日本へのミサイル攻撃能力で米国の攻撃を抑止していると認識している場合、日米が効果的なミサイル防衛網を構築すれば、たとえ量的に削減されていたとしても米国の攻撃能力の脅威性は北朝鮮にとってよ

手ですら、ミサイル防衛が引き立たせる「攻撃性」を懸念し、反発するというのが実情である。

特にブッシュ政権が進めようとしたミサイル防衛の東欧配備計画は、他の要因とも相俟って、かなり激しいロシアの対抗・反発を惹起してきた。前述したように、これに対する米国の警戒感も顕在化するようになってきている。ミサイル防衛については、オバマ政権は原則的にこれを支持するとしながらも、技術の実証が先行すべきであるとして、それ以前の段階での大規模展開に慎重な姿勢を示している³¹。懸案となってきた東欧配備計画についても、見直される可能性を指摘する向きが散見される。財政的な制約が、ミサイル防衛計画全体の下方修正を促す可能性も否定できない。そのため、少なくとも当面は、ミサイル防衛が核軍縮・軍備管理を阻害するという構図はかなり後退した状況が続くことになるように思われる。

その状況によって米国の核依存低下が遅滞し、核軍縮に悪影響が生じる可能性も想定できるが、前述のように、現状では、むしろミサイル防衛の推進による関係悪化が米ロ軍備管理を促しているように見受けられる³²。その支持派は、しばしばミサイル防衛がWMDおよびミサイル保有の意味を低下させ、軍備管理・軍縮を促すとして、その「軍備管理促進効果」(arms control effect)を喧伝してきたが、少なくとも現段階では、ミサイル防衛は、支持派の主張とはかなり異なる形で、その効果を発揮しようとしているといえよう。

おわりに

冷戦終結以降ほぼ一貫して見られた米国の核戦力削減は、少なくとも部分的には、通常戦力による補完もしくは代替を伴う形で進められてきた。また今日、核開発基盤の再建・強化とのトレードオフ関係を重視する向きも強まっている。こうした状況は、前ブッシュ政権の打ち出した、相互に密接な関係をもつ「新三本柱」という概念で最も端的に表現できるように思われる。これは、核戦力と同じ柱を構成する攻撃用通常戦力、ならびに他の二本の柱の状況次第で、核削減への抵抗がいつ起こっても不思議ではないことを意味する。

また、核削減への抵抗は、国内政治の力学だけではなく、当然のことながら国際的な安全保障環境の変化によっても生じうる。特に拡散懸念の深刻化は、抵抗を助長する可能性が高い。とりわけブッシュ政権期には、核軍縮志向を弱め、核不拡散志向のみを示す米国の強硬姿勢が核不拡散体制の正当性を低下させていると見る向きも多かったが、その強硬姿勢が核不拡散体制の実効性低下に対する米国の危機感に起因するものでもあったという点を見落とすべきではない。また米国の不満は、拡散懸念国のみではなく、国際社会の無作為・無責任にも向けられていたということにも留意すべきである

り深刻なものとなる可能性が高い、ということである。それにより、ミサイル防衛の意義が全否定されるわけではないものの、ミサイル防衛が純粋に防衛的であるという主張の欺瞞は、まさにこの点にある。

³¹ The White House, "Defense," *The Agenda* < <http://www.whitehouse.gov/agenda/defense/>>, accessed on February 20, 2009. ここでは、"National Missile Defense"について述べられている。

³² 2002年5月のモスクワ条約も、前年末の弾道弾迎撃ミサイル (ABM) 制限条約の脱退通告後の米ロの関係「管理」という性格の強いものであったといえる。この点については、戸崎洋史「米ロ軍備管理——単極構造下での変質と国際秩序」『国際安全保障』第35巻第4号 (2008年3月)、22-27頁を参照。

う。そして、そうした危機感や不満は、今後も米国の核軍縮志向を大きく阻害する要因になっていく可能性が高いと考えられる。

オバマ政権は、イラン・北朝鮮に対する交渉路線への傾斜を示してはいるが、状況次第では強硬路線が再浮上する可能性もあることは、すでに述べた通りである。こうした問題に対し、オバマ政権は「スマート・パワー」の行使を掲げており、おそらくは期待も込めて、同政権に対する評価でもこの言葉が多用されるが、そこには若干誤解も見られるように思われる。

その重要な構成要素である「ソフト・パワー」という概念は、そもそも1980年代に流行した米国衰退論に、ジョセフ・ナイ（Joseph S. Nye, Jr.）が反論する際に用いたものであった³³。同じ目的で英国のスーザン・ストレンジ（Susan Strange）は、「関係的パワー」（relational power）に対峙される「構造的パワー」（structural power）という概念を用いた³⁴。これを用いるならば、特にブッシュ政権期の米国と核不拡散体制との関係は、特定の拡散懸念の深刻化に対し、米国が強硬に「関係的パワー」を行使しようとすることで、核不拡散体制の正当性低下という「構造的パワー」の低下が生じ、それが翻って「関係的パワー」の効用までも低下させるという傾向を強く示すものであったと表現できよう。米国の強硬路線を批判するのはたやすいが、このような悪循環を脱するには、米国のみを強硬路線に傾斜させない、すなわち国際社会が広く結束して拡散懸念に対処するという方法も存在する。そして、必要であればそうした方法がとれるようにするというのも、「スマート・パワー」が目指すところであるということにも留意しておくべきであろう。

同様に、米国の核削減の「停滞」を一方向的に非難するよりも、あるいは大幅な削減をオバマ政権に一方向的に期待するよりも、米国の抱える事情もある程度は理解した上で、より現実的な削減を漸進的に促していくということが重要であるように思われる。イラクおよびアフガニスタン問題、経済危機など、もとよりきわめて難しい課題を抱えているオバマ政権にとって、「核兵器のない世界」に向けた道は、単に「長い道のり」であるだけでなく、「長く曲がりくねった道」であるといわざるをえない。たとえば、核開発基盤の再建・強化の必要性については、無論オバマ政権がどのような対応策を打ち出すかにもよるが、一定の理解を示すといったことも必要になるのではないだろうか。特に、日本も含め、米国の「核の傘」や「世界の警察官」的な役割に多少なりとも依存している諸国には、相応の責任があるように思われる。

³³ ジョセフ・ナイ『不滅の大国アメリカ』久保伸太郎訳（読売新聞社、1990年）。

³⁴ Susan Strange, "Cave! Hic Dragons: A Critique of Regime Analysis," in Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), pp.337-54. ストレンジは、米国が戦後構築した貿易や金融のシステムがそもそも米国に有利に作られているため、関係的パワーの面では米国の相対的衰退は認められるものの、構造的パワーの面では衰退していないと論じた。

第5章 核軍縮と日米同盟

——拡大抑止への影響——

戸崎 洋史

はじめに

冷戦後、米国による日本への拡大抑止の供与が両国間でたびたび再確認されてきた背後では、その信頼性に対する日本の不安が燻り続けていた。2006年10月の北朝鮮による核実験実施は、そうした不安を一気に高めかねない事態だったからこそ、その直後に開かれた日米外相会談後の記者会見で、コンドリーザ・ライス（Condoleezza Rice）米国務長官は、「日米安全保障条約を含む、すべての安全保障上のアレンジメントおよびコミットメントに従って日本を防衛するという米国の確固たるコミットメント」、ならびに「米国は日本への抑止と安全保障上のコミットメントをあらゆる形で実行する意思と能力があるという大統領の10月9日の声明」¹を改めて確認したのであった。2007年5月の日米安全保障協議委員会の共同発表では、さらに踏み込む形で、「米国は、あらゆる種類の米国の軍事力（核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。）が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した」ことが明記された。

日本が供与されてきた拡大抑止、とりわけ「核の傘」（拡大核抑止）は、日米間での宣言や声明における上述のような再確認、在日米軍の駐留、ならびに米国の核戦力の保有に依拠する「存在による抑止」（*existential deterrence*）の性格が強いものである。冷戦期の北大西洋条約機構（NATO）や韓国とは異なり、日本の領域内には米国の核兵器は配備されず、日米間では拡大抑止の詳細に関する協議も、通常戦力から核戦力の使用に至るエスカレーション・ラダーの策定もなされてこなかった。

それでも、少なくとも冷戦期には、そうした拡大抑止では不十分だとの見方が強まることはなかった。主要な脅威であったソ連に対して、東アジアでは米国が通常戦力・核戦力の双方で優位にあり、特に海を隔てるソ連からの日本侵攻に日米の海空戦力は高い拒否能力を持つと見られたからである。日本の被爆経験や非核三原則の存在ももちろん重要だったが、日本はNATOや韓国に比べると厳しい安全保障環境下にあるとはいえず、それらと類似の防衛態勢を構築する必要性も高くはなかった。

冷戦後、ソ連の脅威は後景に退いたものの、日本を取り巻く安全保障環境は逆に複雑化していった。冷戦期に米ソ二極構造の下で「管理」された朝鮮半島問題および台湾問題は、二極構造の終焉とともに緊張度が増した。北朝鮮は、核兵器に加えて生物・化学兵器も保有しているとみられ、弾道ミサイルの開発・配備も進めている。また中国も、核戦力を含む軍事力の近代化を積極的に進めている。そして日本は、これら両国の核弾頭搭載可能な弾道ミサイルの射程に収められている。地域における未解決の領土問題の存在やナショナリズムの高まりに加えて、中長期的には、「戦略的分岐点（*strategic crossroads*）」²にあるとされた中国の台頭が日本の安全保障に及ぼし得る影響も無視できない。北東

¹ Condoleezza Rice, "Remarks with Japanese Foreign Minister Taro Aso after Their Meeting," Tokyo, October 18, 2006 <<http://www.state.gov/secretary/rm/2006/74669.htm>>, accessed on August 27, 2008.

² Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, February 6, 2006, pp. 28-30.

アジアの安全保障環境の不安定化および不透明性、ならびに脅威の性格や切迫度の変質は、拡大抑止に対する日本の認識に少なからず影響を与えてきた。

これを一層複雑化させ得るのが、「核兵器のない世界」に向けた核軍縮推進の世界的な機運の高まりと³、そのヴィジョンに賛同し、核軍縮の積極的な推進を打ち出すバラク・オバマ (Barack H. Obama) 米政権の発足である。無論、核軍縮の推進は日本の重要な外交・安全保障政策の一つであり、核兵器の廃絶は悲願でもある。しかしながら、核軍縮が進めば、日本の安全保障政策や非核三原則の裏付けともなってきた米国の拡大抑止、特に「核の傘」が弱体化し、日本の安全保障が大きく損なわれる可能性、ならびに日本が現在とは異なる安全保障政策を追求せざるを得なくなる可能性も排除できない。本稿では、核兵器の削減、通常兵器による抑止（通常抑止）の動向、ならびに中国の軍事近代化といった問題を取り上げつつ、核軍縮と日本が供与される拡大抑止の問題に関して考察することとしたい。

1. 核兵器の削減と拡大抑止

冷戦期から現在に至るまで、戦略核戦力の削減を定めた既存の米ロ（ソ）間の条約に対して、日本が拡大抑止や「核の傘」の低下につながると異議を申し立てた形跡は見当たらない。2002年に成立した戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）の履行により、米国は実戦配備戦略核弾頭を2200発の規模に削減した。これは、少なくともビル・クリントン (Bill J. Clinton) 政権が1997年の大統領決定司令 (PDD) 60で示した戦略核攻撃目標数に近い規模とみられる⁴。ジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 政権の戦略核攻撃目標数、あるいは戦略核戦力の割り当てや運用方法などは明らかになっていないが、2006年の「4年期国防政策見直し」(QDR) では、米国は太平洋地域に少なくとも6割の潜水艦を展開するとの方針が打ち出され⁵、モスクワ条約の下で米国は14隻の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) に計1680発の核弾頭を実戦配備すると見積もられており、単純に計算すれば、太平洋地域には1008発の潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) 搭載核弾頭が実戦配備されることになる⁶。

核軍縮に関するオバマ政権の当面の課題の一つは、戦略兵器削減条約 (START) の後継条約の締結である。本稿執筆時点では、米ロともに具体的な削減規模を提案していないが、ジョン・ケリー (John

³ その契機となったのは、George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *Wall Street Journal*, January 4, 2007, p. A15; George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, “Toward A Nuclear-Free World,” *Wall Street Journal*, January 15, 2008, p. A13.

⁴ PDD60も非公表だが、Matthew G. McKinzie, Thomas B. Cochran, Robert S. Norris and William M. Arkin, *The U.S. Nuclear War Plan: A Time for Change* (Washington, D.C.: Natural Resources Defense Council, 2001), p. 10では、その割り当てをロシアに約2000、それ以外に約500と見積もっている。

⁵ Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, p. 47.

⁶ Hans M. Kristensen, “US Nuclear Policies and the Impact on East Asia,” Prepared for Workshop on “Prospects for East Asian Nuclear Disarmament,” Hiroshima Peace Institute, Hiroshima, March 11-12, 2004は、米国が太平洋地域に1500発の核弾頭 (SSBN用1340、潜水艦発射巡航ミサイル<SLCM>用160発) を配備しているの見積もっている。

F. Kerry) 上院外交委員長は配備戦略核弾頭を1000発にするよう求めている⁷。また、米国が保有する核弾頭の総数を1000発にすべきであるとの主張もみられ⁸、米国の現在の配備核弾頭と予備核弾頭の割合をそのまま当てはめれば、配備核弾頭は520発程度になる⁹。(拡大)抑止は一般的に、抑止国が被抑止国に重大な打撃を与える「能力」と、必要時にはこれを使用する「意思」とをともに持ち、そのことを被抑止国が「認識」する場合に機能する。米国によるそうした規模への削減は、日本への拡大抑止の供与のために用い得る核戦力も大幅に縮減されることにより、数的「能力」の低下によって拡大抑止を損ないかねないとの印象を与えるかもしれない。

それでも、圧倒的な破壊力を持つ核兵器が使用された場合の事態の推移が不可測であること、ならびに米国による日本防衛のための核兵器使用の可能性は皆無だと確信できないことを被抑止国に「認識」させるような懲罰的な対価値打撃能力が確保されていることで、拡大抑止も十分に機能するとの見方に立てば、供与国が核兵器を大幅に削減し、「対都市報復能力に依拠する『最小限抑止』戦略をとっても核の傘の抑止効果は残ることになる」¹⁰。米国の核弾頭の総数が1000発に削減されても、米国および同盟国への核攻撃に対して甚大な報復が可能であるとされている¹¹。

しかしながら、米国がいかなる場合でも日本を防衛するためにその「能力」を使用する「意思」を持つとは断言できない。たとえば、被抑止国の核兵器および弾道ミサイル能力の向上などにより、米国が日本の防衛にあたって甚大な損害を被る公算が強まれば、米国が逆に被抑止国に抑止され得る。もちろん供与国は、被供与国の戦略的、政治的、経済的あるいは文化的な重要性、拡大抑止のコミットメントを守るという前例の設定やメッセージの発信、あるいは拡大抑止のコミットメントを守れないとの評価の回避などから、被供与国の防衛が自国の重要な国益に資すると考える場合、自国が甚大な損害を被るとしても、その発動に踏み切るかもしれない。ただ、拡大抑止では、供与国が被供与国のために抑止を延伸するという性格上、被抑止国が供与国の「能力」や「意思」を過小評価したり、自らの被り得る損害よりも利益が上回ると判断したりすることで抑止に失敗する可能性は、一般の抑止よりも高いと考えられる。また拡大抑止では、被抑止国だけでなく被供与国の「認識」にも留意しなければならない。仮に米国が日本を防衛する強い「意思」と十分な懲罰「能力」を持っているとしても、損害限定「能力」に欠ける場合、日本は、不可知的な米国の「意思」と被抑止国の「認識」に

⁷ John F. Kerry, “New Directions for Foreign Relations,” *Boston Globe*, January 13, 2009 <http://www.boston.com/bostonglobe/editorial_opinion/oped/articles/2009/01/13/new_directions_for_foreign_relations/>, accessed on January 16, 2009.

⁸ たとえば、Ivo Daalder and Jan Lodol, “The Logic of Zero: Toward a World without Nuclear Weapons,” *Foreign Affairs*, vol. 87, no. 6 (November/December 2008), pp. 85-86を参照。

⁹ Hans Kristensen, “United States Reached Moscow Treaty Warhead Limit Early,” *FAS Strategic Security Blog*, February 9, 2009 <<http://www.fas.org/blog/ssp/2009/02/sort.php>>, accessed on February 12, 2009.

¹⁰ 小川伸一「核軍縮と『核の傘』」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』(信山社、2004年) 42頁。また、グレン・H・シュナイダー「拒否と懲罰による抑止力」高坂正堯、桃井真編『多極化時代の核戦略：核理論の史的展開』(日本国際問題研究所、1973年) 42頁；小川伸一「非戦略核戦力と核の傘」『新防衛論集』第12巻第1号(1984年7月) 26-27頁も参照。

¹¹ Daalder and Lodol, “The Logic of Zero,” pp. 85-86を参照。

自国の安全保障を委ねることへの不安を高めかねず、拡大抑止に対する信頼性は低下しかねない。

逆にいえば、米国が日本を防衛する際に直面し得る損害を極小化できれば、拡大抑止の信頼性、ならびにその発動の信憑性を高めることができる¹²。そして、米国の核戦力が担ってきた重要な役割の一つが、対兵力打撃による損害限定であった。その役割が「核の傘」の信頼性・信憑性の維持に引き続き重要だとすれば、これが果たし難くなる規模への米国の核戦力削減は、日本が供与される拡大抑止を大きく損なうものともなり得るのである。

米国の核兵器削減が拡大抑止に与える影響を判断するには、その供与に必要な攻撃目標・数と、それらに対する米国の数的・質的な核兵器「能力」の有無、ならびに米国の核戦力の運用方法や作戦計画などを知る必要がある。しかしながら、核戦略・政策の詳細は通常は公表されないため、拡大抑止へのインプリケーションを的確に分析することは難しい。オバマ大統領も選挙期間中、「核兵器のない世界を模索する」としつつ、同時に「核兵器が存在する限り、強い核抑止を維持する」¹³と明言したが、本稿執筆時点では、削減後の核戦力でどのように安定性を高め、米国や同盟国に対する攻撃の可能性を低減するか、対兵力打撃と対価値打撃のいずれを重視するか、何を核戦力の攻撃目標とするか、「核の傘」を同盟国にいかにして延伸するかなどについての基準は明確にしていない¹⁴。

ただ、日米がアジアおよび国際的な安全保障にとって重要な同盟関係の一つであるとするれば、その両国政府間では、上述の点を含め、拡大抑止の詳細が制度的、定期的かつ緊密に協議されるべきであろう¹⁵。その重要性は、米国による核兵器の大幅削減が視野に入らる中で、一層高まっているといえる。米国における現在の核軍縮への関心は、核兵器の一層の拡散や核テロの防止に資するという米国の安全保障利益の確保にあるように見え、北東アジアの安全保障環境、あるいは日本に供与する拡大抑止への影響をさほど考慮せずに核兵器削減を進めるのではないかと懸念も生じ得るからである。供与国と被供与国の安全保障政策や脅威認識は当然ながら同一ではなく、核軍縮や拡大抑止を巡る認識の差異が生じ得る。だからこそ、特に拡大抑止の信頼性が揺らぎかねない安全保障環境にある場合、供与国と被供与国の関係を緊密化する不断の努力を重ねる必要がある。拡大抑止に関する日米間の協議は、米国による核兵器の削減に日本がいたずらに不安を募らせたり、両国間の核軍縮および拡大抑止

¹² 小川「核軍縮と『核の傘』」、42-44頁を参照。

¹³ “Remarks of Senator Barack Obama: A New Beginning,” Chicago, October 2, 2007 <http://www.barackobama.com/2007/10/02/remarks_of_senator_barack_obam_27.php>, accessed on February 20, 2009.

¹⁴ Baker Spring, “Concerns on Proposed Reduction of U.S. Nuclear Stockpile to 1,000 Weapons,” *Web Memo*, Heritage Foundation, No. 2274 (February 5, 2009) <<http://www.heritage.org/Research/NationalSecurity/wm2274.cfm>>, accessed on February 6, 2009.

¹⁵ そうした提案については、Hajime Izumi and Katsuhisa Furukawa, “Not Going Nuclear: Japan’s Response to North Korea’s Nuclear Test,” *Arms Control Today*, vol. 37, no. 5 (June 2007) <http://www.armscontrol.org/act/2007_06/CoverStory.asp>, accessed on February 28, 2009; Lewis A. Dunn, “Deterrence Today: Roles, Challenges and Responses,” *Proliferation Papers*, Summer 2007, pp. 8-9; Michael J. Green and Katsuhisa Furukawa, “Japan: New Nuclear Realism,” Muthiah Alagappa, ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2008), pp. 359-360; Yukio Satoh, “Reinforcing American Extended Deterrence for Japan: An Essential Step for Nuclear Disarmament,” *AJISS-Commentary*, no. 57 (3 February 2009), p. 4などを参照。

に関する認識のギャップから互いに疑念が生じたりする——そのような同盟関係は健全ではないし、それによって被り得る不利益も少なくない——可能性を低減するのに有益であろう。そうした協議はまた、拡大抑止の供与を象徴するものとして、その信頼性・信憑性を高めることにも資すると思われる。

2. 通常抑止の可能性

日米間の拡大抑止に関する協議で同様に重要なのが、核戦力だけでなく通常戦力の役割を含めることである。米国が2001年の「核態勢見直し報告」(NPR)で示した「新三本柱」(攻撃<核・非核>、防衛および応答的インフラ)は、抑止における通常戦力の役割の高まりを表すものであったといえる¹⁶。米国の政府組織、調達および近代化計画、さらには部隊に付与される任務も、核戦力にさほど重きを置かない方向へと変化してきたとされる¹⁷。そして、冷戦後の米国は、特に「ならず者国家」に懲罰的抑止が機能しない可能性への懸念を強め¹⁸、クリントンおよびブッシュ両政権ともに、拡散対抗政策の下で、大量破壊兵器(WMD)、弾道ミサイル、および他の重要な軍事施設などに対する通常攻撃能力、ならびに飛来する弾道ミサイルを迎撃するミサイル防衛といった損害限定能力を柱とする拒否的抑止態勢の強化を推進してきた。日本が供与される拡大抑止も、そうした米国の動向に影響を受けることになろう。

もちろん、米国は拒否的抑止態勢の強化にあたって、核戦力の役割を全く考慮しなかったわけではない。クリントン政権期には地中貫通能力を持つ重力落下式核爆弾B61-11の配備が開始されたし、ブッシュ政権は2001 NPRにおいて、米国が核兵器を使うかもしれない3つの状況として、WMD、指導者および指揮統制のための「堅固で地中深く埋められた目標」(HDBT)の破壊、移動式目標への攻撃、および生物・化学剤の無力化をあげ¹⁹、強化地中貫通核兵器(RNEP)および小型核兵器の取得に関心を強めた。そうした能力の取得は、拡大抑止の信頼性・信憑性の向上にもつながるとされた²⁰。し

¹⁶ John R. Harvey, National Nuclear Security Administration, “Update on U.S. Nuclear Weapons Policy Issues,” presented to Carnegie International Nonproliferation Conference, Washington D.C., 22 June 2004; Joseph F. Pilat, “The New Triad,” James J. Wirtz and Jeffrey A. Larsen, eds., *Nuclear Transformation: The New U.S. Nuclear Doctrine* (New York: Palgrave Macmillan, 2005), p. 44などを参照。

¹⁷ James J. Wirtz, “United States: Nuclear Policy at a Crossroads,” Muthiah Alagappa, ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2008), p. 114.

¹⁸ 地域紛争における懲罰的抑止の信頼性の低さに関しては、Keith B. Payne, *Deterrence in the Second Nuclear Age* (Lexington, Kentucky: University Press of Kentucky, 1996), pp. 79-119などを参照。

¹⁹ “Nuclear Posture Review [Excerpts],” January 8, 2002 < <http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>>, accessed on February 28, 2009.

²⁰ そうした効果に言及したものとして、The Secretary of State, The Secretary of Defense, and The Secretary of Energy, *An Assessment of the Impact of Repeal of the Prohibition on Low Yield Warhead Development on the Ability of the United States to Achieve Its Nonproliferation Objective*, A Report Submitted to Congress in Response to the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2004, Public Law No. 108-136, Section 3116, March 2004, p. 5.

かしながら、RNEPや小型核兵器に対しては、期待されるような損害限定能力は得られない、あるいは使用された場合の様々なコストは利益を上回るといった批判が根強く²¹、研究・開発のための予算措置もほとんど講じられなかった。オバマ政権も、新型核兵器は開発・生産しないとの方針を示している。

他方で米国は、精密誘導兵器や「軍事における革命」(RMA)を活用した通常攻撃能力を飛躍的に向上させてきた。さらに、大陸間弾道ミサイル(ICBM)やSLBMを通常任務に転換し、攻撃決定から短時間(1時間以内)に目標に到達して運動エネルギー弾頭によって破壊するという即時グローバル攻撃(PGS)もブッシュ政権下で構想されてきた。ミサイル防衛能力も発展してきている。クリントン政権はその推進に消極的だとされたが、「米国にとってほぼ唯一の脆弱性はすでに拡散している戦域ミサイル攻撃から生じ得るものであり、そのためこれに対する被害極小化手段として、TMD[戦域ミサイル防衛]は拡散対抗においても重要な役割を担うものと考えられるようになった²²」し、続くブッシュ政権はミサイル防衛の積極推進を打ち出し、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約から脱退するとともに、地上配備ミッドコース防衛(GMD)および海上配備ミッドコース防衛(SMD)の配備を開始した。

オバマ政権が上述のような通常戦力をいかに扱うかは明らかではないが、攻撃・防御の双方で高い損害限定能力を持つ通常戦力の発展が継続されていくとすれば、「多くのシナリオの場合、米国が道義的・政治的帰結によって戦闘における…実際の使用を自己抑止されるかもしれない」²³核戦力よりも使用の敷居が低いこととも相俟って、拡大抑止の信頼性・信憑性の強化に資するものとなろう。そして、核戦力に期待された損害限定の任務を通常戦力で実施できるとすれば、その分の核戦力を削減しても、拡大抑止の供与に求められる「能力」は低下しないということになる。

拡大抑止における通常抑止の役割は、今後も高まっていくと考えられる。しかしながら、特に安全保障環境が不安定で、核兵器などWMDの脅威が存在する北東アジアのような地域では、少なくとも当面は、通常抑止が「核の傘」を完全に代替するとも考えにくい。高い損害限定能力を持つ通常戦力を用いた拒否的抑止態勢の構築が発展途上にあるのはもちろんだが、その能力の向上によっても損害を完全に限定できるわけではなく、さらに通常戦力の破壊力や拒否的抑止態勢が被抑止国や被供与国の「認識」に与える力は、核戦力の持つ物理的・心理的なインパクトには及び難い。被抑止国が供与

²¹ たとえば、Michael A. Levi, “Fire in the Hole: Nuclear and Non-Nuclear Options for Counter-Proliferation,” *Working Paper*, Carnegie Endowment for International Peace, No. 31 (November 2002); *Briefing Book on Building a New Generation of American Nuclear Weapons: Nuclear Bunker Buster, Low-Yield Nuclear Weapons, Resumption of Nuclear Testing*, Center for Arms Control and Non-Proliferation, May 2003などを参照。

²² 石川卓「大量破壊兵器の拡散と米国——ポスト冷戦期における不拡散政策と不拡散レジームの変容」『国際安全保障』第29巻第2号(2001年9月)48頁。

²³ James E. Doyle and Peter Engstrom, “The Utility of Nuclear Weapons: Tradeoffs and Opportunity Costs,” Barry R. Schneider and William L. Dowdy, eds, *Pulling Back from the Nuclear Brink: Reducing and Countering Nuclear Threats* (London: Frank Cass, 1998), p. 41.

国の通常戦力を怖れず、あるいはその「能力」を過小評価すれば抑止失敗の可能性は高まるし、圧倒的な通常戦力を持つ米国に対して、被抑止国はWMDや弾道ミサイルなど、米国の脆弱性を高める非対称能力の取得や使用に一層強い関心を持つかもしれない²⁴。被抑止国がWMDを被供与国や米国に使用した場合、米国による懲罰的な核兵器の使用が、その国のさらなるWMD使用の抑止、あるいは他の被抑止国による将来のWMD使用の抑止に高い効果を持ち得るという側面も指摘できる²⁵。さらに、「核の傘」は拡大抑止の供与を象徴し、被供与国に安心感を与えてきたとも論じられている²⁶。

そうした核兵器の役割が残るとすれば、米国による無条件の消極的安全保証や核兵器先行不使用の誓約は、被供与国の置かれた安全保障環境によっては、拡大抑止に好ましくない影響を与え得ることになる。被抑止国による生物・化学兵器、あるいは通常兵器の使用に対する核兵器使用の可能性をあらかじめ否定することで、被抑止国にそうした攻撃を促すことにもなりかねない。一定の曖昧さを維持することが抑止および拡散防止の双方の観点から望ましいケースもあるといえるのである²⁷。

また、特に核兵器の大幅削減が進む中では、米国の核弾頭の信頼性の維持が被供与国にとっても一層重要になってこよう。核弾頭の信頼性が低い場合、一定の割合で予備の核弾頭を保管しなければならず、それだけ「核の傘」のために使用し得る核弾頭も少なくなるかもしれない。そもそも被供与国は、信頼性の低い核弾頭を用いる「核の傘」に自国の安全保障を委ねることに不安を感じ得る。ブッシュ政権が包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准に反対した理由の一つは、核弾頭の信頼性の問題が生じた場合に備えて核実験オプションを残しておく必要があるということであった²⁸。CTBTの発効

²⁴ Keith B. Paine, "Post-Cold War Requirements for US Nuclear Deterrence Policy," *Comparative Strategy*, vol. 17, no. 3 (1998), p. 259; Patrick M. Morgan, "The Impact of the Revolution in Military Affairs," Eric Herring, ed., *Preventing the Use of Weapons of Mass Destruction* (London: Frank Cass, 2000), pp. 143-150; 小川伸一「核兵器の意義と課題——過去と将来」石津朋之編『戦争の本質と軍事力の諸相』（彩流社、2004年）190-191頁を参照。

²⁵ Keith B. Payne, "Respective Roles of Nuclear and Non-Nuclear Forces as Instruments of Deterrence and Dissuasion," 36th Annual IFPA-Fletcher Conference on National Security and Policy, Washington, D.C., December 14-15, 2005 <<http://www.ifpafletcherconference.com/oldtranscripts/2005/green.htm>>, accessed on February 20, 2009.

²⁶ Karl Kaiser, "From Nuclear Deterrence to Graduated Conflict Control," *Survival*, vol. XXXII, no. 6 (November/December 1990), p. 487; Muthiah Alagappa, "Nuclear Weapons and National Security: Far-Reaching Influence and Deterrence Dominance," Muthiah Alagappa, ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2008), p. 482.

²⁷ 核報復の威嚇を通じた生物・化学兵器の使用の抑止を巡る議論に関しては、たとえば、梅本哲也「核威嚇による化学・生物兵器の使用可能性——米国の政策と議論」『海外事情』第47巻第11号（1999年11月）70-83頁を参照。草案の段階でリークされ、後に破棄されたとされるJoint Chiefs of Staff, "Doctrine for Joint Nuclear Operations," Joint Publication 3-12, Final Coordination (2), 15 March 2005, p. I-7でも、「米国は、核兵器を使用する状況を特定するような明確な声明を行っていない。いつ核兵器を使用するかについての米国の曖昧さの維持は、潜在的な敵対者の心に疑念を作り出し、敵対的な行動をとるのを抑止するのを助ける。この計算された曖昧さは、抑止を強化するのを助ける。もし米国が核兵器を使用する状況を明確に定義すれば、他国・他者は米国が核兵器を使用しない状況を推察するであろう」としていた。

²⁸ たとえば、Linton F. Brooks, Administrator, National Nuclear Security Administration, "U.S. Nuclear Weapons Policies and Programs," presented to the Carnegie International Nonproliferation Conference,

促進を掲げる日本は、同時に米国の拡大抑止に依存する国でもあり、核実験なしに核弾頭の信頼性を確保するための代替手段を米国が講じることが「核の傘」の信頼性・信憑性の維持、米国によるCTBT批准、ならびに核弾頭的大幅削減に資するとすれば²⁹、このことへの一定の理解が必要になってくるかもしれない。

「新三本柱」に含まれた応答的インフラについても、「現在、核戦力を近代化せず、また新型核弾頭を製造する能力を持たない唯一の核兵器国である」³⁰米国が、核戦力的大幅削減後も、被抑止国に対する数的・質的劣勢に直面する可能性を低減するものとして構築するのであれば³¹、拡大抑止の観点からは望ましいとすることができる。それは、日本にとっては特に重要な米国の「能力」なのかもしれない。核兵器国の中で唯一核兵器を削減せず、逆に核戦力の近代化を積極的に推進する中国の存在と、その意図の不透明性は、日本が拡大抑止の将来に不安を抱く大きな要因の一つとなっているからである。

3. 中国との関係

中国は、2008年の国防白書によれば、防衛的な性格の防衛政策を追求し、国家主権、安全保障、領土の統一性、国家発展および中国人民の利益の防護を最優先課題としている³²。しかしながら、ドナルド・ラムズフェルド (Donald H. Rumsfeld) 元国防長官が「中国に脅威を与える国はないのに、中国はなぜ国防費を増やし、大規模に軍備の購入を続け、強力な配備を継続しているのか、疑問に思わざるを得ない」³³と述べたように、その軍事近代化の実際の意図に対する疑念は払拭されていない。中国の実際の目的には、台湾問題への米国の介入の阻止に加えて、東シナ海の石油・天然ガス開発など海洋権益の確保、尖閣諸島などの領土問題への対応、さらにはアジア・太平洋における影響力や覇

Washington DC, June 21, 2004を参照。

²⁹ Robert M. Gates, Secretary of Defense, “Speech,” Delivered at Carnegie Endowment for International Peace, Washington, D.C., October 28, 2008 <<http://www.defenselink.mil/speeches/speech.aspx?speechid=1305>>, accessed on October 31, 2008; The Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States, “Interim Report,” December 15, 2008, p. 6.

³⁰ Gates, “Speech.”

³¹ Mark Schneider, “The Future of the U.S. Nuclear Deterrent,” *Comparative Strategy*, vol. 27 (2008), p. 353を参照。また、Department of Energy and Department of Defense, “National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century,” September 2008, pp. 13-15; “Nuclear Weapons in 21st Century U.S. National Security,” Report by a Joint Working Group of AAAS, the American Physical Society, and the Center for Strategic and International Studies, December 2008, p. 8も参照。

³² Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's National Defense in 2008*, January 2009 <http://www.china.org.cn/government/central_government/2009-01/20/content_17155577_4.htm>, accessed on February 20, 2009.

³³ Donald Rumsfeld, US Secretary of Defense, “Remarks,” for the International Institute for Strategic Studies (IISS) Asia Security Conference, Singapore, June 3, 2005 <<http://www.iiss.org/conferences/the-shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-archive/shangri-la-dialogue-2005/2005-speeches/first-plenary-session-the-hon-donald-rumsfeld/>>, accessed on February 20, 2009.

権の確立などがあると分析されている³⁴。これらが正しいとすれば、それらのいずれをとっても日本への影響は小さくない。

しかも、中国の軍事近代化の動向によっては、日本が供与される拡大抑止の信頼性・信憑性が大きく低下しかねない。中国はすでに、移動式・固体燃料式で、命中精度も比較的良好で、日本を射程に含める準中距離弾道ミサイル（MRBM）・DF-21を50基ほど配備しており、1999年には在日米軍基地などへのミサイル攻撃に関する軍事演習を実施したとされる³⁵。また中国は、信頼性の高い対米第二撃能力となり得る移動式ICBMおよびSLBMの開発・配備を進めており、米国は中国の戦略核弾頭が2015年までに75～100発になると見積もっている³⁶。さらに、中国による短距離弾道ミサイル（SRBM）や巡航ミサイルの増強、海軍戦力や航空戦力の近代化、ならびに宇宙戦やサイバー戦といった米国の脆弱な領域に対する非対称脅威能力の発展は、台湾有事における米国による介入の抑止やこれへの対抗を最優先としつつ、「『第二列島線（西太平洋における、日本の南方および東方からグアムおよびグアム以遠までの島々）』にまで達する多層能力を通じて、水上艦艇を危険に晒す能力³⁷」の獲得によるエリア拒否あるいはアクセス阻止を目指す目的があると考えられている³⁸。ロバート・ゲーツ（Robert M. Gates）国防長官も、2009年1月の上院軍事委員会公聴会で、これらの分野における中国の近代化は、パワー・プロジェクションおよびアジアの同盟国の防衛のための米国の主要な手段（基地、空・海アセット、それらを支援するネットワーク）に脅威を与え得るとの危機感を示した³⁹。

米国の戦略核弾頭数が仮に1000発になり、中国のそれが100発に増強されたとしても、米国は中国に対する数的・質的優位を維持できよう。しかしながら、中国の信頼できる第二撃能力の発展によって米国本土の脆弱性が高まれば、米国が日本防衛を抑止される可能性に対する日本の懸念も強まる。また、米中間の核戦力差の一層の縮減は、拡大抑止の信頼性に対する不安をさらに高めるものとなる。「中国の核報復の威嚇は米国の拡大抑止の信頼性に対する疑問を引き起こすが、米国も中国に対して大規模な核報復が可能であり、双方ともに紛争のエスカレートを抑止され、紛争は通常戦力レベルに留まり得る」⁴⁰との見方もあるが、通常戦力レベルでの軍事衝突であっても、日本に及ぶ影響は決

³⁴ International Security Advisory Board, “China’s Strategic Modernization,” Report from the ISAB Task Force, September 2008, pp. 1-2; Ronald O’Rourke, “China Naval Modernization: Implications for U.S. Navy Capabilities—background and Issues for Congress,” *CRS Report for Congress*, RL 33153 (Updated November 19, 2008), pp. 45-63を参照。

³⁵ Donald L. Berlin, “The Growing Nuclear Weapons Threat: An Assessment of U.S. Strategic Options,” *Strategic Review*, vol. XXIX, no. 2 (Spring 2001), p. 26を参照。

³⁶ National Intelligence Council, “Foreign Missile Developments and the Ballistic Missile Threat through 2015,” Unclassified summary of a National Intelligence Estimate, December 2001, p. 8.

³⁷ Office of the Secretary of Defense, *Military Power of the People’s Republic of China: A Report to Congress Pursuant to the National Defense Authorization Act Fiscal Year 2000*, 2008, p. 23.

³⁸ *Ibid.*, pp. 21-24; O’Rourke, “China Naval Modernization”を参照。

³⁹ Secretary of Defense Robert M. Gates, “Submitted Statement,” Senate Armed Services Committee, January 27, 2009.

⁴⁰ Christopher Bolkcom, Shirley A. Kan, and Amy F. Woolf, “U.S. Conventional Forces and Nuclear

して小さなものではない。米中間の相互脆弱関係は、二国間の戦略的安定には資するかもしれないが、日本の「切り離し」(de-coupling)にもつながり得る。

中国の軍事近代化が今後も進むとすれば、日米は信頼性・信憑性のある拡大抑止を維持するために、戦域レベルから戦略レベルに至るエスカレーション・ラダーの構築と、その各段階で中国に対する優勢を確保する施策の検討が急務となるかもしれない。また、核軍縮にも制動が加わり得る。中国の動向をこれまでのように考慮することなく米国が核戦力を削減することはできなくなり、また中国の軍事力が太平洋における日米の能力に比肩し、さらには上回ることになれば、その優位を相殺するために米国が核戦力を再配備する必要性も生じ得る。中国の能力に対応するため新しい核兵器の開発や実験が必要となる可能性も排除できない。さらに、ミサイル防衛の一層の加速が損害限定能力強化の点から重要となるが、このことがロシアの反発と核戦力の再増強を導き得る。

ただ、日米と中国は、将来的に対決することが不可避な関係だとはいえない。様々な分野で相互依存が深化しつつあり、協調的な関係を構築する方が、双方にとって、より大きな利益につながることも認識されている。例外は台湾問題だが、現時点では、この問題に関する中国の修正主義的性格は、地域あるいは世界全体における中国の幅広い外交を反映したものとはいえず⁴¹、「中国の台頭が覇権の移行の引き金となるとは限らない」⁴²とも考えられている。無論、中国の将来の不透明性に対する「ヘッジ」として、日米は拡大抑止のあり方を見直し、一定の強化を図る必要に迫られている。ただ、「中国脅威」の側面をいたずらに強調して拡大抑止を必要以上に強化すれば、結果として自己充足的予言、すなわち中国の軍事近代化の一層の加速、北東アジアにおける好戦的な態勢への傾斜、日米との対決、さらにはアジア太平洋における覇権の模索といった結果を招くかもしれない。

中国が、「現状維持勢力でも、不満をもつ勢力(dissatisfied power)でもなく、その両方」⁴³であり、修正主義的性格を高め得る要因の一つが安全保障ジレンマであるとすれば⁴⁴、これを増大させ得る日米による拡大抑止の強化は、それが「ヘッジ」を目的とし、適切な程度でなされるとしても、慎重に進められる必要がある。多分に繰り返しになるが、中国の軍事近代化とその意図の不透明性こそが、日米が懸念を高めざるを得ない要因であり、まずは中国がその懸念を解消する努力を行うべきである。中国が2009年に公表した国防白書は、以前より中国の軍事力・計画の透明性を高めたものの、

Deterrence: A China Case Study,” *CRS Report for Congress*, RL33607 (August 11, 2006), p. 27.

⁴¹ Alastair Iain Johnson, “Beijing’s Security Behavior in the Asia-Pacific: Is China a Dissatisfied Power?” J. J. Suh, Peter J. Katzenstein and Allen Carlson, eds., *Rethinking Security in East Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2004), pp. 61-62.

⁴² G. John Ikenberry, “The Rise of China and the Future of the West: Can the Liberal System Survive?” *Foreign Affairs*, vol. 87, no. 1 (January/February 2008), p. 24.

⁴³ Denny Roy, “China’s Reaction to American Predominance,” *Survival*, vol. 45, no. 3 (Autumn 2003), p. 74.

⁴⁴ Alastair Iain Johnston, “Is China a Status Quo Power?” *International Security*, vol. 27, no. 4 (Spring 2003), pp. 49-50を参照。Johnson, “Beijing’s Security Behavior in the Asia-Pacific,” chap. 2は、米中間の安全保障問題にとっての問題は中国ではなく、米中間の安全保障ジレンマにあると論じている。

まだ十分なものではない⁴⁵。他方で中国は、日米が「ヘッジ」を口実に、自国に対する封じ込めや優越を目的として拡大抑止を強化していると解釈するかもしれない。冷戦後の日米同盟関係の強化、あるいは日米ミサイル防衛協力に対して、中国からはすでに、このような見方も示されている⁴⁶。拡大抑止に関する日米間の協議の開始ですらも、中国の安全保障ジレンマを刺激するものとなり得る⁴⁷。しかも、現状維持国家・勢力が防衛目的や抑止目的に大規模な同盟を志向する傾向にあるとすれば⁴⁸、そうした日米による拡大抑止の強化も必要最小限のレベルを超えたものが目指され得る。そこにも安全保障ジレンマを生起させる可能性が潜んでいるのである。

「ヘッジ」としての拡大抑止の一定の強化を図りつつ、他方で日米・中の中の安全保障ジレンマの生起を防止するのは容易ではないが、まずはこれら3カ国間で、相互の意図や能力、安全保障政策や抑止態勢などの透明性を高めるための戦略協議を開始することが求められよう。そうした協議が軍備管理を含み、さらに中国が他の核兵器国と同様に実質的な核軍縮努力を講じていけば、北東アジアの安定化に大きく貢献するものとなろう。特に中国の戦域弾道ミサイルに関する透明性の拡大、配備地域の制限や核弾頭の不搭載、さらには削減や全廃が含まれていけば、北東アジアの不安定性は一層大きく低減されるし、日米への拡大抑止やミサイル防衛の強化の誘因も緩和されよう。核軍縮を通じた被抑止国の核兵器能力、特に拡大抑止の被供与国に対する核攻撃能力の削減は、被供与国への脅威を低減するとともに、供与国の「能力」を強化することなく拡大抑止の信頼性を高めるものにもなり得るのである。

おわりに

日本にとって、核軍縮の推進も拡大抑止への依存も、ともに重要な外交・安全保障政策である。だからこそ、米国による核兵器の大幅な削減をはじめとする核軍縮の積極的な推進に対して、少なからぬジレンマが生じ得る。また日米の安全保障上の優先課題は当然ながら同一ではなく、そのことで(拡大)抑止における核兵器の役割や必要性、核軍縮推進の利益・方針などに相違が出てき得る。拡大抑止に関する日米間での制度的、定期的かつ密接な協議は、そのようなジレンマや相違を緩和するため

⁴⁵ Hans Kristensen, "China Defense White Paper Describes Nuclear Escalation," FAS Strategic Security Blog, January 23, 2009 <<http://www.fas.org/blog/ssp/2009/01/chinapaper.php>>, accessed on January 24, 2009.

⁴⁶ Jing-Dong Yuan, "Chinese Responses to U.S. Missile Defenses: Implications for Arms Control and Regional Security," *The Nonproliferation Review*, vol. 10, no. 1 (Spring 2003), p. 83; Wu Xinbo, "The End of the Silver Lining: A Chinese View of the U.S.-Japanese Alliance," *Washington Quarterly*, vol. 29, no. 1 (Winter 2005-06), p. 124などを参照。

⁴⁷ Muthiah Alagappa, "Nuclear Weapons and National Security: Far-Reaching Influence and Deterrence Dominance," Muthiah Alagappa, ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2008), pp. 482-483を参照。

⁴⁸ ランドル・L・シュウェラー「同盟の概念」船橋洋一編『同盟の比較研究——冷戦後秩序を求めて』(日本評論社、2001年) 259-260頁。

にも必要であり、「核兵器のない世界」を追求する努力にとって不可欠のステップでもある⁴⁹。

日本は当面、拡大抑止の強化を志向せざるを得ない安全保障環境下に置かれることになる。そこでは、日本自身がなすべきことも少なくない。日本が、ミサイル防衛システムをはじめとした自らの抑止力の適切な整備を継続すること、ならびに日米同盟関係強化のために一層の努力を行うことは不可欠であろう。ミサイル防衛に関していえば、その整備は、弾道ミサイル攻撃に対する日本の脆弱性の低減や抑止力の強化に加えて、日本の安全保障政策にかかる課題への取り組み、拡大抑止を含めた日米安全保障体制の強化、さらには軍縮・不拡散を含む日本の外交での活用にも資するものとなる⁵⁰。加えて、軍事力のみには依拠するのではなく、「核の傘」に依存する必要もない、多元的かつ安定した北東アジアの安全保障環境の構築に向けた日本の積極的な取り組みも求められる。

無論、そうした安全保障環境の構築には相当の時間を要するであろうし、現在の安全保障環境は、そうした目標とは逆の方向に進みつつあるようにも見える。しかしながら、「この地域では軍事力だけでなく国際的な金、物、技術、人のネットワークの緊密化が、紛争行動に対するかなり強力な抑止力として作用するようになったことを国際関係の重要な側面として考えることができる」⁵¹とすれば、その基盤はすでに構築されつつあるともいえる。そうした中で、対日攻撃やその威嚇の抑止を主眼としてきた拡大抑止は、同時に、注意深く用いられることで、地域における緊張増大や軍備競争の抑制、軍事的な衝突の抑止、さらには既存の安全保障秩序の維持によって、北東アジアの安全保障環境のさらなる悪化を防止し、好ましい安全保障環境の構築に向けた取り組みを下支えすることにも寄与し得る施策であると捉えることもできる⁵²。そうした重層的な努力が、「核の傘」への依存を必要としない北東アジア、さらには「核兵器のない世界」が現実のものとなる糸口であるとすれば、核軍縮と拡大抑止は、二者択一的あるいは二項対立的に捉えるべきではないように思われる。

⁴⁹ Satoh, “Reinforcing American Extended Deterrence for Japan,” p. 4.

⁵⁰ こうした点については、金田秀昭、小林一雅、田島洋、戸崎洋史『日本のミサイル防衛—変容する戦略環境下の外交・安全保障政策』（日本国際問題研究所、2006年）を参照。

⁵¹ 納家政嗣『国際紛争と予防外交』（有斐閣、2003年）100頁。

⁵² 核兵器がアジアの安全保障における安定化要因として働いてきたと論じたものとしてAlagappa, “Nuclear Weapons and National Security”; Muthiah Alagappa, “Reinforcing National Security and Regional Stability: The Implications of Nuclear Weapons and Strategies,” Muthiah Alagappa, ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2008), chap. 18;

第6章 中国の核戦力増強と北東アジアの安全保障および核軍縮

小川 伸一

はじめに

中国は、1964年10月の核実験後、ペースは早くないものの着実に核戦力の整備を進めてきた。冷戦が終了して20年近く経た今日にあっても、核不拡散条約（NPT）上の5核兵器国の中で唯一、核戦力増強の手をゆるめていない¹。このように、中国は、一貫して核戦力の強化を推し進めているが、核兵器の運用政策や核ドクトリンについて言及することがほとんどないために、その核抑止戦略を見極めることは容易ではない。他方、安全保障研究者の間では、大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）など中国の戦略核兵器運搬手段が量的にも質的にも限られていることから、中国の核抑止戦略は少数の都市に対する報復核攻撃に基づく「最小限抑止（minimum deterrence）」戦略をとっているとの見方が多い。しかし、命中精度の向上したDF-31およびDF-31A・ICBMが展開されはじめたことから、相手の戦略核戦力を叩くカウンターフォース能力を活用する抑止戦略に移行する可能性もでてきている。また、米国の弾道ミサイル防衛（BMD）計画に触発されてICBMやSLBMなどの戦略弾道ミサイルの増強テンポを早める可能性も否定できない。こうした可能性を念頭に置いて、本稿の前段では現在の中国の核抑止戦略の特徴や課題、さらには将来の方向性を検討する。

後段では、前段で検討した中国の核抑止戦略と核戦力整備政策を踏まえ、中国の核戦力が北東アジアの安全保障、とりわけ日本と韓国の安全保障に及ぼす影響を考察する。さらに、昨今、核廃絶をも視野に入れた核軍縮へのモメンタムが高まっているが、こうした情勢のなかでの核不拡散や核軍縮に対する中国の姿勢についても検討を加えることとする。分析手法としては、これまでの中国の核軍備管理・軍縮・不拡散に関する姿勢を分析し、今後の動向を推し量ることとしたい。

1. 核戦力の構成と特徴

中国の核兵器運搬手段は、地上発射弾道ミサイル、爆撃機、SLBM、それに地上発射および航空機発射巡航ミサイルである。これらの運搬手段のうち、米国本土に届く運搬手段は、1981年から配備されているDF-5Aと2008年から配備され始めたDF-31A・ICBMである。DF-5Aは、射程が約13,000kmであり約20基配備されているが、液体燃料であり、しかも配備方式は固定式であるため、残存性に問題がある。これに対し、固形燃料を使用するDF-31Aは射程が約11,200kmであるが、命中精度を向上させるとともに道路移動式であるため、残存性が高い。2008年の夏現在、DF-31Aは6基程度配備されていると見積もられている²。最終的なDF-31Aの配備量を推し量ることは難しいが、中国は、

¹ 例えば、Christopher P. Twomey, “Chinese-U.S. Strategic Affairs: Dangerous Dynamism,” *Arms Control Today*, vol. 39, no. 1, (January/February 2009), p. 17.

² Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2008,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol. 64, no. 3 (July/August 2008), pp. 42-43. なお、ストックホルム国際平和研究所は、10

米国の本土防衛用の BMD 配備の趨勢に応じて、報復核能力の確保のために同 ICBM を増強していくものと考えられる。

SLBM 戦力についてみると、中国は、Xia（夏）級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）を 1 隻保有しているが、港に係留されたままの状況が続いている。しかも射程約 1,000km の JL-1・SLBM（固形燃料推進式）は現在搭載されているか否か疑わしいため³、米国本土に対する報復能力は持っていないとみるべきであろう。しかし中国は、海軍力の増強を重視しており、その一環として SSBN/SLBM 戦力の増強も顕著である。中国は、Xia 級 SSBN の後継として Jin（晋）級 SSBN の建造を進めており、将来的には 4～5 隻を保有するものと予想されている。Jin 級 SSBN の 1 番艦、2 番艦はそれぞれ 2004 年、2006 年に建造が終了し、現在艤装中と伝えられている⁴。また、Jin 級 SSBN に搭載する SLBM は DF-31A より射程の短い DF-31（射程約 7,200km）をベースにした JL-2・SLBM（固形燃料推進式）を開発している。Jin 級 SSBN の実戦配備の開始時期は予想し難いが、同 SSBN が展開され、太平洋を奥深く遊弋する能力を備えれば、米国本土を射程におさめることも想定される。

このように、現在のところ、米国本土に対する中国の報復核攻撃能力は限られているが、アジア全体およびロシアを射程に収める戦域的な核兵器運搬手段は多く見受けられる。地上発射弾道ミサイルでは、先に指摘した DF-31 を 6 基程度のほか、射程約 5,400km の DF-4（液体燃料推進式）、3,100km の DF-3A（液体燃料推進式）、2,100km の DF-21（固形燃料推進式）をそれぞれ 17、17、55 基配備している⁵。核能力作戦機については、航続距離が約 3,100km の Hong-6 爆撃機を 20 機程度保有しているほか⁶、Q-5 戦闘爆撃機の一部も核兵器を装備できる。また、2007 年から配備され始めた核能力運搬手段として射程約 2,000km の DH-10 対地攻撃型巡航ミサイルがある。DH-10 は地上発射および Hong-6 爆撃機に搭載する空中発射型があり、約 50～250 発配備されていると見積もられているが、実際に核弾頭を搭載している DH-10 のタイプや数量は不明である⁷。

中国は、戦術核兵器の保有状況や配備について曖昧な態度をとり続けている。自国の戦術核兵器について中国政府が言及した事例は見あたらないが、一部の中国の研究者は、戦術核兵器の保有を否定している⁸。しかしながら、1970 年代末に低出力の核実験を数回実施していること、1982 年 6 月に戦

基未満と推定している。Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *SIPRI Yearbook 2008: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2008), p. 386.

³ Norris and Kristensen, “Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2008,” p. 43. また、SIPRI, *SIPRI Yearbook 2008*, p. 387.

⁴ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008*, p. 387.

⁵ Norris and Kristensen, “Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2008,” p. 43.

⁶ Ibid.

⁷ Norris and Kristensen, “Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2008,” p. 44. また、Hans M. Kristensen, “China Defense White Paper Describes Nuclear Escalation,” *FAS Strategic Security Blog*, January 23, 2009 <<http://www.fas.org/blog/ssp/2009/01/chinapaper.php>>, accessed January 31, 2009.

⁸ Chu Shulong and Rong Yu, “China: Dynamic Minimum Deterrence,” Muthiah Alagappa, ed., *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia* (Stanford: Stanford University Press, 2008), p. 170.

術核兵器の使用を想定した軍事演習を実施していること、さらには 1996 年 9 月に包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連で採択される直前に戦術核弾頭の実験を行った可能性があることなどから、配備はともかく中国が戦術核兵器を保有している公算が高い⁹。中国が戦術核兵器の配備について言及を避けているのは、中国が 1964 年 10 月に実施した最初の核実験直後から核兵器の先行不使用を宣言しているためであろう¹⁰。なお中国は、射程約 600km の DF-15（固形燃料推進式）および射程約 300km の DF-11 弾道ミサイル（固形燃料推進式）を台湾の対岸近辺に多数配備しているが、核兵器を搭載しているとはみられていない¹¹。

2. 戦略核抑止と核兵器の運用政策

2009 年 1 月に公表された『中国の国防 2008 年』によると、中国は「自衛的（self-defensive）な核戦略」を追求しており、陸上配備の戦略核戦力を担う第 2 砲兵部隊は「他国による中国に対する核兵器使用を抑止し」、核攻撃された場合には「他の軍種の核戦力とともに核兵器による反撃を行う」と述べるなど¹²、中国の核戦力は、核兵器保有国からの核攻撃を抑止することを基本目的にしている。ただし、平時においては、DF-5A など中国の液体燃料推進式の弾道ミサイルには核弾頭が搭載されていないと推定されている。DF-31A のような固形燃料推進式の弾道ミサイルについてははっきりしていないものの、おそらく平時にあっては同様に核弾頭を搭載していないものとみられている¹³。なお、中国は戦略レベルの早期警戒能力を十分に整備していないとみられてきたが、『中国の国防 2008 年』において、平時、危機、核攻撃の 3 段階それぞれにおける第 2 砲兵部隊の対応を概略していることに鑑み¹⁴、一定程度の早期警戒能力を備えつつあるのかもしれない。

保有する核戦力の態様や整備方針については、「小規模だが効果的（lean and effective）」な核戦力の整備を目指すこと、さらには過去いかなる国とも核軍備競争を行わなかったし、今後も核軍備競争を行わないと述べている¹⁵。また中国は、1964 年 10 月の最初の核実験後に表明した無条件の核兵

⁹ SIPRI, *SIPRI Yearbook 2002: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2002), p. 557; Norris and Kristensen, “Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2008,” p. 44. なお、中国は約 150 発の戦術核兵器を保有しているとの意見もある。“NTI: Country Profiles: China” <http://www.nti.org/e_research/profiles/China/Nuclear/index.html>, accessed on February 9, 2009 を見よ。

¹⁰ Li Daoyu, “Foreign Policy and Arms Control: The View from China,” *Arms Control Today*, vol. 23, no. 10 (December 1993), p. 9. また、The Information Office of China’s State Council, *China’s Endeavors for Arms Control, Disarmament and Non-Proliferation*, September 1, 2005 <<http://www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t209613.htm>>, accessed on April 6, 2007.

¹¹ Norris and Kristensen, “Nuclear Notebook: Chinese Nuclear Forces, 2008,” p. 44.

¹² Information Office of the State Council of the People’s Republic of China, *China’s National Defense in 2008* <http://english.gov.cn/official/2009-01/20/content_1210227.htm>, accessed on January 23, 2009.

¹³ Kristensen, “China Defense White Paper Describes Nuclear Escalation.”

¹⁴ Information Office of the State Council of the People’s Republic of China, *China’s National Defense in 2008*.

¹⁵ Ibid.

器先行不使用宣言を NPT 上の核兵器国の中で唯一堅持し続けるとともに¹⁶、他の核兵器国に核の先行不使用体制の構築を促している。さらに中国は、非核兵器国や非核地帯に対し核攻撃や核威嚇を加えないという消極的安全保証を無条件で宣言している¹⁷。

先に指摘したように、中国は戦略核戦力の増強を進めているが、そのペースは決して早くない。米国本土に届く ICBM をみても、DF-5A に加え、2008 年頃から道路移動式で命中精度の向上した新型 ICBM・DF-31A の配備を開始したが、数量的には、DF-31A を配備する以前の 10 年間、約 20 基のまま大きく変化しなかった¹⁸。2000 年の時点で、中国の ICBM の年間生産力が 10～12 基と見積もられていたことを考慮すれば¹⁹、ICBM の増強に関しては、DF-31A の配備開始以前、中国は明らかに抑制的な姿勢をとってきたと言える。

こうした態勢をとってきた背景には如何なる戦略的判断があったのであろうか。一つには DF-5A の命中精度が 500～1,000m と推定されているように²⁰、大陸間の射程を持つ弾道ミサイルの命中精度に難があることから、抑止戦略が対都市報復戦略の域を超えることができなかつたためと考えることができる。対都市報復能力に抑止力を見出さざるを得ないのであれば、DF-5A の残存性を中国の為政者が必要と考える程度確保できる限り、多数の ICBM を配備する必要はない。いわゆる「最小限抑止戦略」である。中国政府が自国の抑止戦略を公式に「最小限抑止」という表現で説明した事例は見あたらないが、長年、ICBM 戦力を約 20 基前後に留めていたことを考慮すれば、中国の戦略抑止が「最小限抑止」に依拠していると思ふことは可能であろう。ただし、抑止論からみて当然のことであるが、「最小限抑止」は、中国に対する核攻撃を抑止するのに必要と為政者が判断する最低限の能力を指しているのであり²¹、配備した ICBM の数量によって規定されるものではない。「最小限抑止」に必要とされる中国の戦略核戦力は、ICBM を含めた中国の戦略核戦力の残存性の推移や、BMD など相手側の戦略防衛能力次第で変化する動的なものと捉えなければならない。

中国の抑止戦略が「最小限抑止」戦略に留まり続けると断定することはできない。核抑止論からみると、単なる対都市報復能力に基づく抑止よりも、これに加え損害限定能力、すなわち相手の戦略核戦力を攻撃するカウンターフォース能力や BMD をはじめとする戦略防衛能力を、一定程度、備えた

¹⁶ Ibid.

¹⁷ 中華人民共和國國務院報道弁公室『2006 年中国の国防』（北京週報日本語版）6 頁<http://www.pekinshuho.com/wxzl/txt/2007-04/19/content_62028.htm#>。

¹⁸ SIPRI, *SIPRI Yearbook 1999: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press, 1999), p. 555 および. SIPRI, *SIPRI Yearbook 2008*, p.386 を参照。

¹⁹ Robert A. Manning, Ronald Montaperto, Brad Roberts, *China, Nuclear Weapons, and Arms Control: A Preliminary Assessment* (New York: Council on Foreign Relations, 2000), p. 36.

²⁰ DF-5A の命中精度については、様々な見方があるが、CEP が約 500m という意見については、<http://www.onwar.com/weapons/rocket/missiles/China_DF5.html>, accessed on February 23, 2009 を参照。また、約 1,000m という見方については、<<http://www.sinodefence.com/strategic/missile/df5.asp>>, accessed on February 23, 2009 を参照。

²¹ Shulong and Yu, "China: Dynamic Minimum Deterrence," pp. 168-169.

核戦力の方が信頼性の高い抑止力を生み出すと考えられるからである。何故なら、対都市報復能力のみに基づく抑止戦略にあっては、運搬手段の面で量的優位にある相手からより大規模な再報復の危険に晒されることになり、都市に対する報復の信憑性、すなわち抑止力に十分な説得力が伴わないからである。こうした危険を回避するためには核の投げ合いをある程度コントロールできる能力を備えなければならないが、こうしたエスカレーション・コントロール能力は、優勢な損害限定能力、とりわけ BMD が実用化されない時にあっては、優勢なカウンターフォース能力に依拠することになる。こうしてみれば、命中精度が向上するとともに残存性の高い DF-31A の配備開始とその増強は、中国の戦略核抑止戦略がカウンターフォース能力を活用する方向に進展してゆく兆候とみることもできるかもしれない。

既に指摘したように中国は、無条件の核の先行不使用政策を標榜し続けている。最近、中国の政府関係者のなかには、中国の核戦力に対する通常戦力攻撃は「核攻撃」と見なすべきであること、したがって核兵器による反撃も選択肢に入るとの意見があるようだが²²、『中国の国防 2008 年』は、これまでと同様、無条件の核の先行不使用政策を唱えている²³。中国の一部研究者によると、中国が核の先行不使用を唱え続ける理由として、第 1 に、中国の為政者が核兵器を戦争遂行手段と位置付けておらず、核兵器の役割を中国に対する核攻撃を抑止することのみに限定していること、第 2 に、米ロの核戦力に比べ、中国の核戦力が極端な量的・質的劣勢の状態にあるため、核の先行使用には信憑性がなく、また米ロに対して核兵器を先に使用しても、大規模な報復核攻撃を招くのみであること、第 3 に、中国が自国の通常戦力に信を置いていること、第 4 に、台湾をめぐる米国と軍事衝突に陥った場合、紛争を核の応酬にエスカレートさせないための一つの方策、などが挙げられている²⁴。

さらに中国は、NPT 上の他の核兵器国に対しても核の先行不使用政策を採るよう促すとともに、条約に基づく核の先行不使用体制の構築を訴えている²⁵。中国が一貫して主張している無条件の核兵器の先行不使用は、それが制度化されれば核軍縮を促進する潜在力を秘めている。NPT 上の 5 核兵器国も含め、総ての核兵器保有国が中国の主張する核兵器の先行不使用に同意し、グローバルな核兵器の先行不使用体制を構築できれば、核兵器の役割は、単に他の核兵器保有国の核兵器を抑止するのみとなり、核兵器保有国が一律に核兵器の削減に踏み切っても、安全保障上、失うものはないことになる。このように核兵器の先行不使用体制は、核軍縮を促す大きな契機となるのである。

また中国は、核兵器の先行不使用宣言と同様、1964 年 10 月の核実験直後から今日まで一貫して、何時、いかなる場合においても非核兵器国や非核地帯構成国に核威嚇や核攻撃を加えないという無条

²² Kristensen, “China Defense White Paper Describes Nuclear Escalation.”

²³ Information Office of the State Council of the People’s Republic of China, *China’s National Defense in 2008*.

²⁴ Shulong and Yu, “China: Dynamic Minimum Deterrence,” pp. 174-175, 177.

²⁵ Information Office of the State Council of the People’s Republic of China, *China’s National Defense in 2008*.

件の消極的安全保証を宣言し、条約化することを唱道している²⁶。こうした消極的安全保証を制度化できれば、非核兵器国は原則的には核威嚇や核攻撃を恐れる必要がなくなり、核不拡散体制の最も大きな懸案事項である核兵器国と非核兵器国の間に見られる政治・安全保障上の不平等性の緩和に繋がることになる。また、核兵器開発の最も大きな動機が核脅威であることを考慮すれば、こうした消極的安全保証は核兵器の拡散防止に大いに役立つと考えられる。さらに、核拡散の危険が低下すれば、核戦力を保有し続ける理由の一つである新たな核兵器保有国の登場への備えという必要性もなくなり、核軍縮の機運を高めることも期待される。

このように、中国が主張しているように無条件の核の先行不使用や消極的安全保証を条約に基づいてレジーム化できれば、核軍縮を促す効果が大きい。しかしながら、現下の安全保障環境を考慮すると、中国の主張には戦略的に無理がある。第1に、核兵器の先行不使用は、核報復の機会が核攻撃を受けた場合のみと大きく規制されるが故に、廃絶半ばにある生物・化学兵器を逆に拡散に向かわせる危険を孕んでいる²⁷。核の先行不使用体制にあつては、生物兵器攻撃、あるいは化学兵器攻撃を抑止する手段は、通常兵器のみとなるが、核兵器と異なり、決定的なインパクトを持たない通常兵器による報復は、本質的に相手に訴える力が弱いため、大規模な生物・化学兵器攻撃をも視野に入れた抑止力を創り上げることは容易ではないからである。

第2に、上で述べたように、核の先行不使用は核報復の機会を局限化するために、「核の傘」の役割を大きく狭めてしまう。核の先行不使用体制を構築した場合、核報復の威嚇をもって同盟国に対する核攻撃を抑止することは依然可能だが、同盟国に対する大規模通常攻撃や生物・化学兵器攻撃を抑止する手段として核兵器に依存することはできなくなるからである。冷戦時代、ワルシャワ条約機構軍に対し通常戦力面で劣勢にあると判断した北大西洋条約機構（NATO）は、核兵器の先行使用とその後の核エスカレーションの威嚇を前面に押し出し、ワルシャワ条約機構軍の軍事侵攻を抑止しようとした。核兵器の先行不使用体制にあつては、こうした抑止戦略をとることができなくなる。冷戦後、一部の国の通常戦力のハイテク化が見られ、通常戦力バランスを維持することが冷戦時代にもまして困難になっていることから、核兵器の先行不使用体制を構築することの困難さは却って増大している。また、情報技術を活用する米国の通常戦力の強化が急であることに鑑み、米中の通常戦力バランスの不均衡がさらに拡大することが想定されるが、こうした趨勢に歯止めがかからない限り、中国の唱える無条件の核の先行不使用政策の信憑性は損なわれてゆく。

第3に、無条件の消極的安全保証政策も信憑性を欠いている。仮に中国の消極的安全保証政策を額面通りに受け入れると、日本や韓国など非核兵器国にある米軍基地は、その基地から米軍が中国に攻

²⁶ Ibid.なお、中国と同じく NPT 上の核兵器国である米、英、仏、ロの4カ国も消極的安全保証宣言を表明しているが、いずれも同趣旨の条件を付している。すなわち、他の核兵器国と同盟あるいは連携して自国、自国の軍隊、あるいは同盟国に武力攻撃を加えない限り、NPT、あるいはそれに類する核兵器禁止協定に加盟している非核兵器国に対しては、核兵器を使用しない、というものである。

²⁷ 生物・化学兵器は、生物・毒素兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）で違法化され、世界190有余の国家のうち、締約国は2008年1月1日現在それぞれ159カ国、183カ国となっている。SIPRI, *SIPRI Yearbook 2008*, pp.526-527, pp. 535-536 を参照。

勢作戦をしかける場合も含め、何時、如何なる場合にあっては中国からの核攻撃を受けないことになる。こうした見方は日本や韓国から見て信憑性があるだろうか。とりわけ中国が日本の BMD 計画に執拗に反対し続けている事実を思い起こせば、この疑念は残ることになる。こうして見れば、中国が唱える無条件の消極的安全保証は、中国の国防・安全保障上の要請から練り上げられた政策というより、非核兵器国に対する配慮からの政治的宣言に近いといえよう。

無条件の核の先行不使用や消極的安全保証に係わるこうした問題点を考慮してか、中国国内ではこれらの政策を再検討すべきとの意見が散見されるという²⁸。これに対し、核兵器の先行不使用という考え方は、核戦力の役割を核攻撃に対する報復のみと捉える中国の考え方から論理的に導き出されるものであり、変更することはできないとの意見も見受けられる²⁹。しかしながら、中国の核戦力の質的・量的増強に応じてその戦略も変容してゆく可能性を否定できないこと、さらには米中間に見られる通常戦力面での較差の増大を顧みれば、消極的安全保証宣言はともかく、無条件の核の先行不使用政策の当否をめぐる中国国内の議論はさらに高まる可能性があるだろう。

3. 北東アジアの安全保障に与える影響

中国は、2008 年から道路移動式で残存性の高い DF-31A を配備し始めたが、それ以前は、残存性の疑わしい DF-5A を約 20 基配備しているのみであった。勿論、中国は、北東アジアの米軍基地や日韓などの米国の同盟国に対し報復核攻撃を行う運搬手段を保有していたが、そうした報復威嚇——抑止力——は、米国による中国本土に対する再報復の威嚇の前に説得力や信憑性に限界があることは否めなかった。中国が信頼できる対米核抑止力を備えているか否か疑わしい状況であったのである。したがって、DF-31A の配備開始に象徴される現下の中国の戦略弾道ミサイルの増強は、対米報復能力の構築、換言すれば対米抑止力を確保しようとする段階であり、中国に対する核威嚇や核攻撃の阻止といった中国の安全を念頭に置いた受動的な動機から進められていると考えられる。また、中国の核抑止論や核兵器の運用政策を顧みても、核兵器を戦争遂行の手段と位置付けているとは言い難く、当面、従来通り中国に対する核攻撃を抑止することに重きが置かれると考えられる。要するに、現在および近未来の中国の戦略核戦力は、米国による対中一方的抑止の段階から中国による対米抑止の構築へ進もうとしているのであり、こうした萌芽的な対米抑止力の強化を図って抑止関係に相互性を帯びさせるべく、戦略弾道ミサイルの増強を進めているのである。したがって、中国は ICBM や SLBM など戦略弾道ミサイル戦力を中心に核戦力の増強を進めているが、こうした増強が、近い将来、米国の拡大核抑止（「核の傘」）の下にある日本や韓国の安全保障を大きく損なうような事態を招くとは考えにくい。

それでは、将来、米中の抑止関係は相互性を帯びるようになるのだろうか。その鍵は米国が握って

²⁸ 例えば、Shen Dingli, “Nuclear Deterrence in the 21st Century,” *China Security*, no. 1 (Autumn 2005), pp. 10-14.

²⁹ Pan Zhenqiang, “China Insistence on No-First-Use of Nuclear Weapons,” *China Security*, no. 1 (Autumn 2005), pp. 5-6.

いるが、この点についての米国の姿勢は明確でない。ただし、現在までのところ米国内では、冷戦時代の米ソ関係でみられたような報復核攻撃に対する米国の脆弱性を中国との戦略関係においても容認しようとする意見は見当たらない。もし米国が米中間の相互脆弱性を容認しないのであれば、本土防衛用の BMD の強化などの施策を講じて、現在みられる対中一方的抑止を維持しようとするであろうが、米国がこうした政策を取り続ければ、米中の戦略関係は不安定な様相を呈する危険が高まろう。中国は、如何なる国とも核軍備競争に入らないと述べているが、自国の安全や自主独立の要請から、さらには台湾の独立を阻止するためにも、自国の報復能力、つまり対米核抑止力に不安を抱えたままではいけない。米国の核・通常両面からのカウンターフォース能力の強化や BMD の整備に応じて、一定程度の信頼できる対米核報復能力の確保を目指して戦略核戦力の増強を進める可能性が高い。こうした状況から生じる米中戦略関係の緊張や不安定化は、米国の同盟国である日本や韓国と中国の関係にも否定的な影響を及ぼすことは十分想定されるが、日韓両国に供与している米国の「核の傘」の信頼性を大きく損なうまでには至らない。

他方、ICBM や SLBM など攻撃用の弾道ミサイルと BMD 用の迎撃ミサイルの費用対効果を考慮すると、米国の意図に関わりなく、米中の抑止関係は相互性を帯びざるを得ないとみることもできる。攻撃用の弾道ミサイルと BMD 用の迎撃ミサイルの費用対効果を比較すると、冷戦時代の一時期、5 対 1 から 3 対 1 で攻撃ミサイルの方が有利であるとみられていた³⁰。現在ではこの較差は縮小しているであろうが、依然、攻撃ミサイルが有利であることには変わりがないと想定される。そうだとすると、上記の米中間の軍備競争で利があるのは中国ということになり、その結果米中間の抑止関係が相互性を帯びるのは時間の問題ということになる。米中が報復核攻撃に基づく相互抑止に入った場合、日韓向けの米国の「核の傘」の信憑性や信頼性はどのように捉えることができるのだろうか。

この問題を考えるヒントは、相互確証破壊を基盤とした冷戦時代の米ソ相互抑止の下における米国の「核の傘」に見出すことができよう。冷戦時代、ソ連を念頭においた米国の「核の傘」に対し、「米国は、パリを守るためにニューヨークを犠牲にするだろうか」という懐疑論が見受けられた。すなわち、米国が、ソ連からの再報復の危険を冒してまで同盟国を守るために核報復に踏み切るだろうかとの疑問である。米国の「核の傘」で守られている国の立場に立てば、こうした不安が生じるのはもつともなことであった。しかしながら、その疑問に対しては、米国の同盟国のみならず、ソ連も回答不能だったのである。米国からの報復核攻撃で予想される惨禍を考慮すると、米国が同盟国を守る際に核兵器を使用しないと確信できない限り、換言すれば米国が核を用いて対応するかもしれないという一抹の危惧を拭き切れない限り、ソ連は米国の同盟国に攻撃をしかけることを躊躇せざるを得なかったと考えられる³¹。

³⁰ James R. Schlesinger, "Rhetoric and Realities in the Star War Debate," *International Security*, vol. 10, no. 1 (Summer 1985), pp. 7-8.

³¹ 例えば、Christoph Bertram, "Strategic Defense and the Western Alliance," *Daedalus*, vol. 114, no. 3 (Summer 1985), pp. 293-294; Steve Fetter, "Nuclear Strategy and Targeting Doctrine," Harold A. Feiveson, ed., *The Nuclear Turning Point: A Blueprint for Deep Cuts and De-alerting of Nuclear Weapons* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1999), p. 53.

このように「核の傘」の信頼性を、「核の傘」を供与する国家が核報復に踏み切るか否か特定できないという「不可測性」のみに依拠するのであれば、同盟国に十分な安心感を与えることができない、という反論もあろう。しかしながら、歴史的事実として米国の同盟国は、欧州、東アジアを問わず、米ソの戦略関係が弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約で法的にも制度化された相互確証破壊時代、ソ連からの武力攻撃を受けることがなかったのである。言い換えれば、米国の「核の傘」は相互脆弱を基調とする戦略関係においても機能していたと言えるのである。

さらに、米中の抑止関係が相互性を帯びるようになったとしても、米中間にみられる戦略核戦力の大幅な質的較差が米国の「核の傘」の信憑性や信頼性を担保している。冷戦時代の米ソ戦略関係と異なり、米中間では、カウンターフォース能力や BMD などの戦略防衛能力で裏打ちされた損害限定能力の面で米国が圧倒的に優勢な状況にある。この能力の較差は、「核の傘」の信憑性や信頼性を維持するのに役立つ³²。なぜなら、「核の傘」の供与国が、挑戦国に比べ損害限定能力の面で優っていれば、それだけ核兵器の投げ合いに踏み切るという威嚇の信憑性が高まるからである。

以上検討したように、中国が戦略核戦力を増強しても、そしてその結果、米中が相互抑止に入ったとしても、日本や韓国の安全を致命的に損なうことはない。しかしながら、北東アジアの平和と安定にとって最も好ましいのは、そもそも米中が戦略核戦力をめぐる対立や軍備競争に陥らないことである。そのための一つの施策としては、BMD を中心に米中間の戦略協議を密にすることである。そうした戦略協議を積み重ねれば、たとえ米国の BMD 計画に対する中国の不信感を除去するまでに至らなくとも、中国の指導層に対し、少なくとも米国が彼らの安全保障上の懸念に留意しているとの印象を与え、激しい対立関係に陥るといった事態は回避できるかもしれない。特に、中国の為政者が米国の BMD に対する中国の姿勢が、米中関係の在りようによって大きく左右されるとの認識を示していることから³³、こうした戦略対話の意義は大きいといえる。

4. 核軍備管理・軍縮・不拡散に及ぼす影響

ペースは早くないものの、戦略核戦力を中心に核戦力の増強を進めている中国は、今後、グローバルな核軍備管理・軍縮・不拡散の取り組みに如何なる政策を打ち出すのであろうか。その糸口を探るために、核軍備管理・軍縮・不拡散に対するこれまでの中国の姿勢を振り返ってみることとする。

核軍縮に対する中国の姿勢については次のことがいえる。中国は、長年、核兵器の全廃を唱道しているが、核軍縮交渉への参加条件など、実際に核軍縮に取り組む際の中国のスタンスは一貫していない。中国は、1983年当時、米ソが核実験や核兵器製造を停止するとともに、核兵器保有量を半減すれ

³² Earl C. Ravenal, "Counterforce and Alliance: The Ultimate Connection," *International Security*, vol. 6, no. 4 (Spring 1982), p. 26 を見よ。ただし、抑止力の基盤を報復能力に求める戦略環境にありながら、カウンターフォース能力や戦略防衛を無制限に強化すると、クライシス・スタビリティを脅かすなど、相互抑止の不安定化をもたらす危険がある。

³³ Jing-dong Yuan, "Bush's ABM Bombshell: The Fallout in Asia," *The Asia Times*, January 8, 2002.

ば、核軍備管理交渉に参加するとの意向を示していた³⁴。しかし、その5年後の1988年になると、参加条件を半減ではなく、「大幅な (drastic)」削減という曖昧な表現を使い始めた³⁵。冷戦後の1995年になると、再度、条件を変えている。すなわち、米露が核の先行不使用政策を採ること、双方の戦略核戦力を第二次戦略兵器削減条約 (START II) で規定された配備量以下に削減すること、戦術核兵器を廃棄すること、BMDの研究・開発を停止すること、それに米国が海外に配備した核兵器を撤去するとともに国内の核兵器の警戒態勢を解除することなどを中国が核軍縮に取り組む条件としたのである³⁶。

2009年1月に公表された『中国の国防 2008年』のなかでは、核軍縮交渉に入る条件としては提示していないものの、従来通り最も大規模な核戦力を保有している2カ国という表現で、米ロ両国に対し、他の核兵器国が核軍縮プロセスに参加できるようにするべく大幅に核戦力を削減することを求めている³⁷。また、核兵器の全廃、新型核弾頭の製造の停止、国防・安全保障政策のなかで核兵器の役割を減らすことなどを求めている³⁸。

他方、核不拡散に対する中国の姿勢は大きく変化した。1949年の建国以降1970年代末頃までの中国は、国際的な核不拡散体制の局外に立つのみならず、時には批判的姿勢をみせていた。例えば、1963年10月に発効した部分的核実験禁止条約 (PTBT) について、「世界の人民を愚弄するまやかしもの」と称して調印を拒絶するのみならず、同条約の成立に深く関わったソ連に対し、「共産主義陣営の裏切り者」として激しい非難を加えたのである³⁹。同様に、1970年3月に発効したNPTに関しても、不平等条約と批判を加え、署名を拒んでいた⁴⁰。ただし、非核兵器地帯条約には一貫して賛意を示し

³⁴ 例えば、1983年9月、当時の中国外相呉学謙 (Wu Xueqian) は、国連総会での演説で、米ソが核兵器を半減した暁には、中国も含めた核兵器国の参加を得てさらなる核軍縮のための国際会議の開催を求めるとの意向を示した (<http://www.nti.org/e_research/profiles/China/Nuclear/5630.html>, accessed on May 19, 2007)。

³⁵ 旧ソ連のゴルバチョフ (Michael Gorbachev) 書記長が米国に核兵器の半減を提案したことを受けて、鄧小平は、米ソが核兵器を50パーセント削減しても、世界を壊滅できる核兵器が残るのであれば十分な削減ではないとコメントしている (<http://www.nti.org/e_research/profiles/China/Nuclear/5630.html>, accessed on May 19, 2007)。

³⁶ Manning, Montaperto, Roberts, *China, Nuclear Weapons, and Arms Control: A Preliminary Assessment*, p. 66.

³⁷ Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's National Defense in 2008*. また、2008年4月に開催された2010年NPT運用検討会議準備委員会においても同じ文言を用いて米ロの核戦力の削減を求めている。Statement by H.E. Mr. Cheng Jingye, Head of the Chinese Delegation to the Second Session of the Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, April 28, 2008 <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/ChinaApril28.pdf>>.

³⁸ Ibid.

³⁹ Coit D. Blacker and Gloria Duffy, eds., *International Arms Control: Issues and Agreements*, 2nd ed. (Stanford: Stanford University Press, 1984), pp. 130-131.

⁴⁰ <http://www.nti.org/e_research/profiles/China/Nuclear/index.html>, accessed on February 9, 2009. また、Mingquan Zhu "The Evolution of China's Nuclear Nonproliferation Policy," *The Nonproliferation Review*, vol. 4, no. 2 (Winter 1997), p. 43.

続け、1968年4月に発効したトラテロルコ条約の第2議定書に1973年8月に署名し、翌1974年6月には批准している。

1978年6月に開催された国連軍縮特別総会に参加したことを皮切りに、中国は、次第に国際的な核不拡散レジームに関与し始めた。例えば、NPTに対しては、その批判的姿勢を保ちながらも、核不拡散規範に賛同し、支持する意向を示し始めた。1984年1月には国際原子力機関（IAEA）に加盟したが、その際、中国が輸出する総ての核関連資機材にIAEAの保障措置を適用する旨、宣言した⁴¹。また中国は、1983年6月と12月にそれぞれ南極条約⁴²並びに宇宙条約の締約国となり、核兵器を含む大量破壊兵器（WMD）の南極と宇宙および地球を回る周回軌道への配備禁止に賛成したほか、1989年2月には核物質防護条約、1991年2月に海底核兵器禁止条約の締約国となっている。さらに中国は、当時NPT未締約国であったが、1990年春に開催された第4回NPT運用検討会議に参加し、2年後の1992年3月にはNPTの締約国になっている。輸出規制の分野では、中国は、1997年10月、核関連資機材の輸出規制リストを検討するザンガー委員会に加入したほか、核関連資機材の輸出規制を目的に1997年に「汎用核資機材および関連技術の輸出規制に関する中華人民共和国規則」、翌1998年には「核輸出規制に関する中華人民共和国規則」を發布している。この間、中国はマグネット・リングや核弾頭の設計図をパキスタンに供与するなど、核不拡散にもとる行為の疑惑がかけられたが、全体的な趨勢としては、1978年に打ち出された改革・開放政策と肩を並べるように、国際的な核不拡散レジームにより深くコミットし始めた。

中国は、1996年9月、包括的核実験禁止条約（CTBT）が署名のために開放された時、米国に次いで2番目に署名した国である。ところが、その後12年以上経た今日にあっても、批准に踏み切る気配を見せていない。一時期、CTBTを全国人民代表大会に上程し、審議・批准を求めているとの説明が繰り返されていた。例えば、2000年10月に発表された『中国の国防2000年』によると、「目下、中国政府はすでに必要な準備作業を終え、正式に条約を全国人民代表大会に上程し、その審議・批准を求めている⁴³」と記されていた。また、2007年に公表された『中国の核兵器と核軍縮政策』においても『中国の国防2000年』と同じ文言を用いてその審議と批准を求めていると説明していた⁴⁴。ところが、『中国の国防2008年』にあっては、そうした説明はなく、単に、中国はCTBTの早期発効を支持すること、核実験モラトリアムを継続すること、CTBT機構の条約発効準備委員会の作業を支持していること、それに国際監視システムの確立に貢献していることなどを述べている。中国がCTBTの批准に逡巡しているのは、同じくCTBT未批准のままの状況にある米国の動向を見極めていくからであろう⁴⁵。

⁴¹ NTI, Database: China <<http://www.nti.org/db/china/iaeaorg.htm>>, accessed on February 9, 2009.

⁴² 南極条約は、南緯60度以南の南極地域で、核兵器の配備を含むあらゆる軍事活動を禁じている。

⁴³ 中華人民共和国国務院新聞弁公室『二〇〇〇年の中国の国防』、30頁。

⁴⁴ 在京中国大使館『中国の核兵器と核軍縮政策』<<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zgbk/gfzc/t62868.htm>>, accessed on April 12, 2007.

⁴⁵ その他の理由として、米国上院が条件を付してCWCを承認した先例に倣い、中国の全国人民代表大会が

核関連資機材の輸出管理の分野では、2006年11月に「核輸出規制に関する中華人民共和国規則」の改定、2007年1月には「汎用核資機材および関連技術の輸出規制に関する中華人民共和国規則」の改定、それに2007年7月には同規則の輸出管理リストを改定している⁴⁶。

中国は、宇宙における軍備規制の強化を強く訴えている。現在、宇宙空間や天体を対象に軍事力の展開を規制している条約として1967年10月に発効した宇宙条約がある。この条約は、先に指摘したように地球を回る衛星軌道や宇宙空間に関しては核兵器を含むWMDの配備を禁止しているが、WMD以外の武器の配備を許容するなど軍事利用の余地を残している。中国は、こうした宇宙条約の欠陥を指摘し、ジュネーブ軍縮会議（CD）において、懸案となっている兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始と並行的に、宇宙への武器の配備や軍備競争の禁止（PAROS）を規定する条約の交渉開始を唱えているのである。中国は、これまでもこうした趣旨を記した条約草案をCDに提出して交渉の開始を求めてきたが、2008年2月、改めてロシアとともに宇宙に武器を配備することや宇宙に打ち上げた物体を攻撃することを禁止する条約草案を提出している⁴⁷。PAROSを求めるこうした中国の主張は、BMD開発の一環としてミサイル迎撃体を宇宙に配備することを計画している米国と真っ向から衝突し、CDは1996年にCTBTを採択して以来、実質審議に入れない状態が続いている。

これまで述べたように、中国は、核軍備管理・軍縮をめぐる交渉に入る条件を提示したり、交渉中での目標を高く設定することが多いが、実際の交渉の場での中国の姿勢を顧みると、そうした条件や目標は状況に応じて取り下げたり、修正を受け入れたりすることも見受けられる。例えば、CTBT交渉において、中国は、妥結しそうな核実験の定義を求めたり、査察・検証上、核兵器の爆発実験と識別が困難な平和目的核爆発の容認を求め続けたほか、条約前文に非核兵器国に対する消極的安全保証や核兵器の先行使用を禁ずる文言を盛り込むことを執拗に求め続けたが⁴⁸、最終的には、いずれの主張も取り下げている。中国の妥協は、中国以外の大多数の国々が中国の主張に与することがなかったためと推測される。他方、PAROSに関しては、中国は姿勢を変えようとしていない。その理由は、CDメンバー65カ国中、米国を除けば、ほとんどのメンバー国がPAROSを交渉案件にとりあげることに反対の姿勢を示していないからであろう。このように中国の核軍備管理・軍縮をめぐる交渉姿勢は状況対応的であり、戦術的である。

今後の核軍備管理・軍縮・不拡散に対する中国の姿勢については、次のことが言える。改革・開放路線へと舵を切ったのとほぼ同時期に核不拡散体制への関与を強め始めたこと、改革・開放政策の目

CTBTを承認するにあたって付すべき留保条件を検討しているとの見方もある。Li Bin, "China: A Crucial Bridge for the 2005 NPT Review Conference," *Arms Control Today*, vol. 35, no. 1 (January/February 2005), p. 23を参照。

⁴⁶ Information Office of the State Council of the People's Republic of China, *China's National Defense in 2008*.

⁴⁷ Ibid.

⁴⁸ Rebecca Johnson, "CTBT: Now or Never," a Report on the 1995 Conference on Disarmament Negotiations, Acronym No. 8, (October 1995), p. 11.

的は、経済発展を基礎に国家建設を進めることにあること、そして今後も国家建設に邁進するためには、平和と安定的な国際情勢を維持することが不可欠であることなどを考慮すれば、中国は、今後もグローバルな核軍備管理・軍縮・不拡散の取り組みに関与し続ける筈である。換言すれば、中国が中国をめぐる国際情勢の悪化を覚悟してまで戦略核戦力の増強に走るとことは考えにくい。また、グローバルな核軍備管理・軍縮・不拡散レジームに関与し続けることによって世界の主要国の地位を維持できること、世界の指導国である米国との関係を密にすることができること、中国の周辺国に核兵器が拡散することを防止できること、さらに、他の主要国の核戦力増強を抑制することが可能となるなど、核軍備管理・軍縮・不拡散を追求することによって期待できる中国の安全保障上の利益を考慮すれば、核軍備管理・軍縮・不拡散の分野においても一定の協調的姿勢をみせる可能性が高い。要するに、米国を中心とした民主主義国との間で総体的に良好な関係を維持できる限り、核軍備管理・軍縮・不拡散に関与し続けるものと推測される。

第7章 透明性、不可逆性、検証可能性

秋山 信将

はじめに

言うまでもなく、一方的な軍備の削減（軍縮）は自国の防衛能力の減少、すなわち脅威の増大を意味するが、二国間もしくは多国間において合意の下で軍備を削減する場合、「相対的」には軍備の縮小が防衛能力の減少に必ずしも直結するわけではない。しかしながら、軍縮のプロセスにおいて、自国が合意を遵守して軍備を削減する一方で他国がその合意を遵守しなければ、軍事力の不均衡が生じ自国の安全保障が害される可能性が高まる。また、たとえ実際に裏切り行為（合意の不遵守）を行なっていないとしても、そのような懸念があれば、自国の軍縮の実施を躊躇し、約束の履行プロセスが妨げられることになる。したがって、軍縮・不拡散に係る国際的な取り決めにおいて、それらの国際約束に規定されている義務を締約国が誠実に履行し、約束を遵守しているかどうかを客観的に確認することは、国際約束の実効性を担保する上で重要である。そのための作業が検証（*verification*）であり、検証を通じて合意の締約国間の軍縮プロセスの透明性（*transparency*）を確保するのである。透明性の確保は、合意締約国間において軍縮プロセスを進展させるにあたって、戦力バランスの不均衡の発生等の安全保障上の懸念を解消する信頼醸成（*confidence-building*）の措置として重要な役割を果たす。また、当事国以外にも国際社会に対して緊張緩和の明確なメッセージを発することになり、そこから他の安全保障プロセスへの波及効果も期待できる。

このような軍縮プロセスの前提として、現在保有する核兵器の量や種類などを申告（*declaration*）する必要があるが、核兵器国の核保有量を明らかにすることは、核兵器国の軍事ドクトリンを含む核政策を明らかにすることとともに、非核兵器国も含めた国際社会の信頼醸成にもつながる。透明性の確保により、偶発的な核兵器の使用の防止や安全保障政策における核兵器の役割の低減への道筋もつけることが可能になる。

また、核兵器の軍縮プロセスにおいて、とりわけ重要な核分裂性物質の取扱については、軍縮プロセスを確かなものとするために、核分裂性物質が軍事的な用途に再利用されないような措置をとることが重要である。この再利用が不可能であることを不可逆性（*irreversibility*）という。不可逆性の担保は、核分裂性物質のみならず、運搬手段や核兵器の開発・製造に関連する施設や、核開発・製造に従事する科学者やエンジニア（あるいは、「知識」一般）についても、再び軍事的な活動に従事しないような手当てをすることが必要である。

核軍縮の検証については、米国とソ連（のちにロシア）の二国間の軍備管理のプロセスにおいてその定義、対象、手法等について様々な議論が展開されたが、完全な核軍縮が不可能な理由の一つとして、検証が不可能であるという点があげられてきた。しかし、その後、南アフリカ共和国による核兵器の放棄や、湾岸戦争後のイラクにおける核開発計画の解体などを通じ、国際的な環境さえ整えば、核軍縮は適切に検証することが可能であることが示唆されている。言うまでもなく、これらの事例は、

米国やロシア、その他の核兵器保有国による核軍縮とは核戦力の規模も戦略的な意味合いも異なるため、同列に比較することはできない。しかし、検証を伴った核廃棄にかかる論点を抽出したという意味では非常に有効な事例であろう。

以下、本稿では、核兵器の削減において、「透明性」、「不可逆性」、「検証」が果たす役割と、それらを確認する方途・手段について、これまでの議論を概観し、それに基づき透明性・不可逆性の確保および核兵器や核分裂性物質の削減の検証と核兵器や兵器用核分裂性物質削減のあり方の関係について議論する。

1. 軍縮・軍備管理条約における検証問題

(1) 最近の核軍縮をめぐる議論と検証・透明性・不可逆性

最近、核軍縮に対する関心が高まっている。とりわけ、2007年1月にいわゆる「ギャング・オブ・フォー (Gang of Four)」が、ウォール・ストリート・ジャーナル紙に「核のない世界」¹を寄稿すると、世界各地でもこれに呼応するように核兵器削減に対する声が高まってきた。米口間では、第一次戦略兵器削減条約 (START I) の失効を2009年12月に控え、STARTおよび戦略攻撃能力削減条約 (モスクワ条約) を引き継ぐ軍備管理枠組みの交渉が行われている。そうした交渉に向け、米国内および国際社会では、現行のモスクワ条約における1700から2200発というレベルでの戦略核弾頭のバランスをさらに低レベル (たとえば1000発) へと引き下げるべきとの議論 (あるいは引き下げるであろうという観測) が高まっている。また、モスクワ条約においては、核兵器の削減は検証措置を伴わないものであったが、オバマ政権は、検証措置を取り決めることに前向きである。

検証・透明性・不可逆性は、第一に、核兵器の廃棄および核兵器製造の能力の消去の出発点 (ベースライン) として、次に能力評価およびプロセス進展に必要な信頼の醸成、核解体が実施されたこと (実効性) を担保するために必要となる。核兵器不拡散条約 (NPT) の運用検討プロセスにおいても、こうした核軍縮における検証、不可逆性、透明性の重要性について繰り返し言及されている。2000年のNPT運用検討会議の最終文書には、核軍縮の「透明性、不可逆性、検証可能性」の原則が合意された²。2008年NPT運用検討会議準備委員会でも、いくつかのステートメントにおいてこれらの原則について言及がなされている。欧州連合 (EU) は、そのステートメントにおいて、核兵器国がSTARTおよびモスクワ条約に引き続いてさらなる削減をする必要、および不可逆性、透明性、検証可能性の原則を強調する。また、核弾頭を非作動／不活性化 (de-activation) し、軍事用の核分裂性物質備蓄を核兵器に利用できないような物理的な状態に転換する努力の必要、すなわち不可逆性についても触

¹ George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *The Wall Street Journal* (January 4, 2007), p.A15.

² "Final Document," 2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, 2000. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/2000FD.pdf>>, accessed on March 24, 2009.

れている³。新アジェンダ連合（NAC）は、核兵器国に対し、現在の保有状況を明らかにすると共に、国家安全保障・地域安全保障のドクトリンにおいて核兵器への依存を削減する計画を示すことを求める⁴。またイギリスの主導する軍縮の検証に関する会合に参与することを懇願する。言うまでもなく、日本も、2000年の最終文書で合意された3原則「透明性、不可逆性、検証可能性」を強調し、核兵器の役割の減少と核兵器使用の敷居をなるべく高くすることを主張している⁵。

また、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉においても、検証が焦点となっている。FMCTをめぐる交渉は、1993年11月の国連総会の勧告によりジュネーブの軍縮会議（CD）で行うことが合意された。1995年、カナダのジェラルド・シャノン（Gerald E. Shannon）大使の報告書に基づき、「核兵器あるいはその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、無差別、多国間で、国際的・効果的に検証可能な条約」について交渉を行う特別委員会の設置が合意された⁶。その後、FMCTをめぐる交渉は、「宇宙における軍備競争の禁止」（PAROS）など他のイシューとリンクさせることを主張する中国と米国の対立など、政治的に行き詰まりを見せていたが、2006年になって米国が提案した条約案は、既存のストックについては条約による規制の対象とせず、将来の生産のみを禁止対象とすること、および有効な検証は不可能であるという理由から「国際的・効果的に検証可能」という部分が盛り込まれていなかった⁷。この提案には、核分裂性物質の生産禁止が検証を伴わない場合、どの程度実効性をあげることができるのか、という大きな疑問があるが、同時に、実効的な検証は、とりわけ多国間の条約の中で実施していくことは非常に難しいのではないかと、との論点についても想起させる。すなわち、「実効的な検証」を技術面だけでなく政治面からどのように定義するのが問われることになるだろう。

³ “Statement by H. E. Ambassador Andrej Logar, Permanent Representative of Slovenia, on Behalf of the European Union,” Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 2nd Session, Geneva, April 30, 2008. <http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/Cluster1/April30Slovenia_behalf%20of%20EU.pdf>, accessed on March 24, 2009.

⁴ “Statement by H. E. Don Mackay, Permanent Representative to the United Nations in Geneva, New Zealand on Behalf of the New Agenda Coalition,” Cluster One, Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, April 30, 2008. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/Cluster1/April30NewZealand.pdf>>, accessed on March 24, 2009.

⁵ Ga “Cluster 1: Nuclear Disarmament,” Working Paper Submitted by Japan, 2nd Session, Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Geneva, April 28, 2008. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/papers/WP10.pdf>>, accessed on March 24, 2009.

⁶ “Report of Ambassador Gerald E. Shannon of Canada on consultations on the most appropriate arrangement to negotiate a treaty banning the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices,” *CD/1229*, 24 March 1995.

⁷ 「ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約に関する集中討議一概要と評価」、平成18年5月31日、外務省ホームページ<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/fmct/tougi_gh.html>2009年2月20日アクセス。

(2) 検証の定義

核軍縮に係る検証については、さまざまな文献で定義が試みられている。たとえば、全米科学アカデミーでは、「あらゆるソースから入手可能な情報を総合した分析に基づき、合意の遵守・不遵守、あるいは申告の正確性を判定するプロセス」⁸と定義し、また、国連軍縮委員会の定義によれば、検証とは、「条約締約国が合意された義務を遵守しているかどうかを確認するためのプロセス」であり、「軍備制限及び軍縮合意下の義務に関連する情報の監視や収集及び合意で特定されている事項が満足されているかどうかの判定を含む複合した連続的手段から構成」される⁹。

核軍縮の過程において検証の対象となる可能性があるのは、主として、①申告済みの核兵器や核兵器製造施設の解体と廃棄、②未申告の核兵器や核関連施設、③運搬手段の制限や廃棄、④新たな核兵器への核分裂性物質の転用がなされていないこと、⑤新たな核兵器関連の研究開発や製造がなされていないこと、あるいはその兆候などの検知、ということになる。これらは、のちに述べるように、検証の目的および核軍縮の段階、すなわち、大量の核兵器が存在する環境において二国間の戦略的安定性を担保するための核戦力のバランスを維持することを目指す段階と、ある程度核兵器が削減され、より多くの核兵器国の戦力が戦略環境へ影響を与える段階、さらに完全な核兵器の廃棄へ向かう段階では、検証の対象も精度も異なる。

(3) 検証の目的

検証の目的は、国際的な約束や条約との関係に照らして整理すれば、①約束や取決めの違反の検知（これは、その後の強制や制裁のトリガーとしても機能する）、②検知能力によってもたらされる違反などの抑止、③軍備管理・軍縮によって戦略的安定が保たれていることを担保することによる信頼醸成（すなわち、軍備管理や軍縮を実施する政治的環境の醸成）、という効果が期待されている¹⁰。そして、そのような効果のうちどれが重視されるのか、あるいはどの程度の効果が求められるのかという点については、国際的な約束や条約の目的の詳細と密接な関係がある。

冷戦期までに米ソの間で締結された軍備管理条約の場合、検証の目的は軍備管理の合意を両国が遵守しているという了解を両国の間で確立すること（信頼醸成）であり、検証の精度についても、両国間の信頼が得られるレベルで妥協が可能ということになる。「軍備管理」における効果的な検証システムとは、「軍事的に有意な形で (in a militarily significant way) 条約の限界を超える違反を検知」(ポール・ニツェ) できなければならないとするが、それは戦略に影響を与える規模かどうか重要

⁸ National Academy of Science, *Monitoring Nuclear Weapons and Nuclear-Explosive Materials*, 2005, p.40.

⁹ United Nations, *Verification in All its Aspects: Study on the Role of the United Nations in the Field of Verification, A/45/372* (1990). 訳は、菊池昌廣「核拡散問題と検証措置」浅田正彦・戸崎洋史編著『核軍縮不拡散の法と政治』（信山社、2008年）297～323頁、298頁による。

¹⁰ George Perkovich and James M. Acton, *Abolishing Nuclear Weapons, Adelphi Paper 396* (London: International Institute for Strategic Studies, 2008) p.41など。

ということを意味する。逆に、戦略に影響を与えうる規模の以下の違反については検知するようなシステム設計になっていないこともある。すなわち、「許容可能な不確実性」の存在が認められることになる。また、「軍事的に有意な違反」のレベルには客観的な判断基準は存在せず、両国間の信頼の程度や両国を取り巻く安全保障環境など、状況による。したがって、検証のための措置（たとえば、査察の精度やそれに費やすコストや労力）は、状況依存的に決定される。米ロのように、戦略的に対称的關係にある国同士、とりわけ核戦略が対称的で相互確証破壊（MAD）が成立していると相互が了解している状況においては、条約を破るインセンティブは高くないため、検証の基準は低くてもよいということになる。

他方、より大幅な核軍縮の段階、あるいは完全な核廃棄に至る過程、もしくは3カ国以上の軍縮の取り決めにおける検証には、政治的状況と政策的必要性に応じて異なった目的が設定されよう。一般的に、核兵器の数が減った状況、あるいは非対称な核戦力を持つ国同士は、より厳格な検証が必要となる。第一に、より低位の核弾頭数での戦略的安定性を実現しようとするれば、より精密な検証の信頼性を確保する必要がある。核兵器の数が減少すれば、核弾頭一発当たりの限界効用は弾頭数の減少に反比例するように拡大する。したがって、検証に際し「軍事的に有意」とされる誤差は必然的に小さくなる。また、配備されている核弾頭や運搬手段のみならず、各国の潜在的な核兵器能力の検証にまで配慮が必要となろう。核兵器の数がゼロに近づけば近づくほど、検証の精緻化とより高い信頼性が求められることになる。

第二に、多国間の核軍縮の検証では、すべての締約国が同意しうる検証措置とその精度を定めることに困難が生じると予想されよう。核兵器国にはそれぞれ独自の核戦略があり、検証によってより明らかにされるであろう核戦力の詳細は、安全保障上の国益に勘案して異なってくる。たとえば、中国のように米国に比して弱小な核戦力しか保有しない場合、自国の核戦力を正確に見積もらせないことにより米国側の戦略（あるいは自国の損害見積もり）に不確実性を高めることが、抑止力を高めることにつながる。となれば、核軍縮の過程において、検証の信頼性を高めるために正確な申告をすることは、安全保障上の国益に反することになる。

第三に、基本的な信頼が欠如した国家間関係においては、客観的なデータ等による信頼性の確保が検証において重要性を増すが、精緻な検証にかかるコストとの正当なバランスが問題となろう。「軍事的に有意」な誤差が小さくなればなるほど、それに比して査察の精度や労力の限界効用は減少する。検証の精度向上にかかるコストあるいは労力の、単位当たりの効果（信頼性の向上を含む、軍縮促進に貢献する政治的効用）は小さくなるため、効果を得るためのコストは、核兵器の数が大きく減少した段階においては逡増傾向にある。このような現象が顕著になるのは、核軍縮が進み、主要な核兵器国の核弾頭数が着実に減少した後、「ならず者国家」やテロ組織による核能力が核戦力バランスの計算式に絡んできた場合である。「ならず者国家」やそれに類するような行動パターンを示す国家における、不透明性の除去が重要になってくるが、もしそうした国家が非協力とまではいかなくとも、積極的な協力姿勢を示さなかった場合、核軍縮の障害として浮上してくる可能性は高い。同様の懸念は、解体を待つ核物質や核兵器のセキュリティについても存在する。

また、国際的な取り決めの遵守を確保するという意味では、検証のみならず、執行・強制両方の信頼性（credibility）が必要となろう。北朝鮮の核問題をめぐる一連の交渉の経緯が示唆するように、強制力の弱い検証制度下においては、懸念国が非協力的な姿勢を取った場合、検証の信頼性を確保できないどころか、検証のモダリティを確立させること自体が政治的取引の要素として扱われることになりかねない。その場合、検証を通じて信頼醸成を確立し、その信頼に基づいて脅威を削減するという「核軍縮」の経路ではなく、いかなる形であれ検証を実施するために政治的妥協すること自体が信頼醸成、すなわち脅威の低減になる、という「軍備管理」への論理のすり替えが起こる。前者の場合、物理的に脅威のもととなる兵器や核物質を削減することが主たる目標であるが、後者の場合、物理的な脅威の削減ではなく、脅威の根源と共存し、政治的に安定を図ることを主たる目的とする。

(4) 従来の軍縮・軍備管理条約における検証の方法

次に、検証の方法について整理してみる。軍縮にかかる具体的な検証の方法は、主として、検証活動の範囲、検証の手段、検証実施を担当する機関、検証措置の法的基盤および検証機関の権限などについて取り決めが必要となる。また、いうまでもなく、そのような検証のベースラインとしての申告についても詳細に取り決める必要がある。申告が正確になされていない場合、検証の手段が具体的に取り決められ誠実に実施されたとしても、その信憑性の担保は得られない。以下の表1は、これまでの主要な軍備・軍備管理条約において検証がどのような取り決めによって実施されているかを一覧にしたものである。

表1 主要な軍縮・軍備管理条約における検証の規定

	NPT	ABM	INF	START	CTBT	CWC
発効年月日	70.3.4	72.10.3	88.6.1	94.12.5		97.4.29
多国間・二国間	多国間	米ソ二国間	米ソ二国間	米ソ(ロ)二国間	多国間	多国間
検証活動の範囲	核物質の転用検知	弾道ミサイル展開確認	中距離ミサイル廃棄	戦略核(運搬手段)廃棄	監視システム連携	貯蔵兵器解体
検証方法	情報分析、査察・監視/補完的アクセス	自国検証技術手段 (NTM)	NTM (偵察衛星含む)と相互査察	NTM、現地査察、連続監視	監視とその結果に基づく現地査察、チャレンジ査察	通常査察、チャレンジ査察
実施機関	IAEA (NPTとは別の国際機関)	締約国間の相互実施	締約国間の相互実施	締約国間の相互実施	条約によって定められた事務局	OPCW (国際機関)
検証実施の法的根拠と権限	加盟国とIAEAとの保障措置協定	締約国が相互に権限を付与	締約国が相互に権限を付与	締約国が相互に権限を付与	加盟国が事務局に付与	加盟国がOPCWに付与
申告・対象情報の提供・交換	IAEAへの申告	必要な情報の自発的提供	合意した情報の相互通報	合意した情報の相互通報	国際監視システム、加盟国からの通報	検証付属議定書に基づく
検証結果の通報	IAEA理事会へ	条約の常設協議委員会へ	特別検証委員会へ	共同査察委員会へ	CTBT理事会へ	OPCW理事会へ

出典) 菊池「核拡散問題と検証措置」300頁の表をもとに作成。

NPTにおける条約履行の検証は、第2条において規定される非核兵器国の不拡散義務について、第3条で国際原子力機関 (IAEA) に付託しており、検証 (保障措置) の具体的な内容は、IAEAと締約国

の間で定められる。基本となるのは、包括的保障措置協定であり、そのモデルはINFCIRC/153において定められている。包括的保障措置協定では、締約国（非核兵器国）内のすべての核物質を申告し、その申告をもとに申告内容を検証するために査察を実施している。しかし、この包括的保障措置協定は、締約国の申告をもとにしているために、未申告の核物質を検知・検証することは難しく、たとえ未申告の物質の存在が疑われる場合においても検証を強制することは制度上困難である。この制度上の問題は、1990年代初めに、湾岸戦争後に発覚したイラクの未申告核開発、および北朝鮮の核危機などによって顕在化したため、その強化がなされた。

1997年に出来上がった追加議定書（INFCIRC/540）では、未申告の核活動を検知するためのより強制力のある査察についてIAEAの権限を強化し、それによって保障措置の強化が図られた。それによって、申告の正確性（correctness）を検証するという従来の保障措置モデルから、申告の完全性（completeness）を検証する保障措置モデルへと制度設計の思想の転換がはかられた¹¹。これは、条約上の国際約束の完全な履行を求めるモデルであるといえよう。ただし、この追加議定書を締結するか否かは、IAEA加盟各国の自主性にゆだねられている。NPT運用検討プロセスにおいて各国政府が発出するステートメントや文書においては、追加議定書を「検証の標準（verification standard）」とすべきとするものが西側を中心に多く見られるが、非同盟諸国（NAM）は、追加議定書に定められた補完的アクセスが主権の侵害につながりかねないとの主張から慎重な姿勢を示している。

米ソ（もしくは米ロ）二国間で結ばれた軍備管理条約においては、両国が自国で弾道ミサイルシステムの破壊（弾道弾迎撃ミサイル（ABM）条約）や運搬手段（中距離核戦力（INF）全廃条約）の廃棄など軍縮措置を実施し、それを相互に検証するという形式がとられている。そして検証の結果については、常設協議委員会（ABM条約）、特別検証委員会（INF条約）、共同査察委員会（START）に通報がなされる。

米ロ間の軍備管理の歴史において検証の方法も発展を遂げてきた。当初、ABM条約および戦略兵器制限条約（SALT）においては、「一般的に認められた国際法の諸原則に合致する¹²方法での自国の検証技術手段（NTM）」を活用する権限を与えられ、またその手段の行使を妨害しないことが合意されている。NTMには、衛星からの偵察画像や赤外線検知あるいは核エネルギーの検知、航空機による偵察画像や赤外線やレーダー検知、地上設置型高性能レーダー、無線傍受、振動検知器、放出核種検知

¹¹ “Strengthening the Effectiveness and Improving the Efficiency of the Safeguards System,” GOV/2784, 21 February 1995, para.6.

¹² この「一般的に認められた国際法の諸原則に合致する」という文言は、米国が偵察衛星の画像の利用を含むことを提案したのに対し、ソ連が反対したために付加された。Thomas Graham, Jr., *Disarmament Sketches: Three Decades of Arms Control and International Law* (Seattle: University of Washington Press, 2002), p.37. しかし、現在では、衛星からの画像が検証のための情報分析に利用されている。なおIAEAでは、従来「加盟国からのNTMによる情報」の分析を、未申告の原子力活動の検知のために利用しており、その分析は実際にはインテリジェンス機関によってなされていた。IAEAでは、実質的に非公開のインテリジェンス情報も分析に利用されていたことになる。現在では、そのような実態を踏まえ、「IAEAが入手可能な情報」の分析を、査察による確認に先立って行うよう定められている。International Atomic Energy Agency, *IAEA Safeguards Glossary, 2001 Edition*, International Verification Series No.3, Vienna, 2002, para.12.1.

装置などがある。

INF条約においては、NTMに加え、両国の合意によって設置された核危機低減センターを通じて条約に規定された事項に係る最新のデータの交換を行うことや現地査察（廃棄の査察、廃棄後の短期通告査察、常駐査察など）を実施するなどの検証規定が取り決められている。START I条約では、提供すべきデータの内容や方法なども詳細に規定され、検証も査察議定書によって取り決められる。

(5) 核弾頭・核分裂性物質の検証付き廃棄をめぐる経緯

過去の軍備管理交渉においては、運搬手段の制限により、攻撃の能力を制限し、戦力のバランスをとることに主眼があった。そのため、未配備の核弾頭については、運搬手段の総量が制限を受ける以上、戦力バランスへの影響は決定的ではないと考えられた。また、たとえそれらの削減や管理について取り決めを行ったとしても、従来検証手段として採用されてきたNTMでは有効な監視が不可能であった。そのため、未配備の核弾頭については主要なイシューになることはなかった。

しかし、核弾頭・核分裂性物質の検証付き廃棄の問題は、冷戦の終結とともに注目されるようになった。1990年代には、「保障措置、透明性、不可逆性（STI）」を巡って米ロの間で議論が交わされ、1995年までに、両国は核兵器の数、核分裂性物質の量についてのデータを交換することに同意した。1997年のビル・クリントン（Bill J. Clinton）・ボリス・エリツィン（Boris N. Yeltsin）会談（ヘルシンキ）では、「戦略核弾頭の在庫の透明性およびその廃棄の透明性に関連する手法を、核弾頭数の急激な増加の防止を含む、大胆な削減の不可逆性を促進するため」STARTⅢに盛り込むべきであるとした。しかし、STARTⅢが目の目を見ることはなく、また、核戦力の能力を推し量ることが可能なデータ（インテリジェンス）のフィッシングの疑念が解消されなかったため、実際には両国の間でデータ交換がなされることはなかった¹³。

1995年のシャノン・マンデートにより交渉開始を勧告されたFMCTは、当初「国際的・効果的に検証可能な」規制を目指したが、2006年、ジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）政権は検証について、コストをかけても高い信頼性を得られないと表明し、検証なしのFMCTを目指す立場に転換した。米国政府は、「たとえ、徹底した検証のメカニズムと条項——それが主要な締約国にとって中核となる安全保障上の国益を調整できないほど徹底したもので、多くの国がその実施に躊躇するほど費用がかかろうとも、FMCTの遵守を監視する我々の能力に対して高い信頼性を置くことはできないであろう」と述べている¹⁴。

その後、検証可能性をめぐるFMCTの交渉は停滞した。その間、交渉停滞を打破するためいくつかの提案がなされた。たとえば、ドイツは、2008年のNPT運用検討会議準備委員会において、FMCT

¹³ Matthew Bunn, “Transparent and Irreversible Dismantlement of Nuclear Weapons,” George P. Schultz, et al. eds., *Reykjavik Revisited: Steps toward a World Free of Nuclear Weapons: Complete Report of 2007 Hoover Institution Conference* (Stanford: Hoover Institution Press, 2008), pp.205-227, esp., pp.212-213.

¹⁴ United States of America, “White Paper on Fissile Material Cutoff Treaty,” U.S. Mission to the United Nations in Geneva, May 18, 2006.

の「枠組み条約」化、すなわち、気候変動枠組み条約のように、核分裂性物質の生産禁止という大枠にまず合意し、その後検証を含む詳細については議定書で決定すべき、との提案を行った¹⁵。また、日本が主張したのは、まず条約の交渉に入ることが先決であり、検証の問題については、交渉の中で議論すべきというプロセスである¹⁶。また、FMCTの交渉がまとまるまでの間の、核分裂性物質生産を停止しておくための代替案として提案されたのが、核分裂性物質管理構想（Fissile Material Control Initiative: FMCI）である。これは、すでに核分裂性物質のストックパイルを保有しているいかなる国も参加が可能な、多国間の自主的なガイドラインの取り決めである。ガイドラインには、カテゴリー別の核分裂性物質のストックの申告、物理的防護・計量管理、核分裂性物質のIAEA保障措置下への速やかな移行、核兵器への再利用のできない形態への転換（不可逆性の担保）が含まれる¹⁷。

2. 申告における透明性、核解体における不可逆性の担保

(1) 核軍縮の信頼性と有効性の条件

包括的な透明性かつ不可逆的な核軍縮アプローチには、検証可能な運搬手段の解体、検証可能な核兵器の解体、核物質の処分、核兵器や運搬手段の生産施設の解体あるいは別用途（民生用）への転換が含まれる。そして、過去の活動、核分裂性物質の保有状況、核解体措置の進捗状況、核物質の現状についてデータやその他の情報を公開して約束の履行を明示し透明性を確保すれば、検証の信頼性は高まり（信頼醸成）、したがってそれが安全保障上の効用を高める。一方、前述のように、そのような透明性の向上は、個別の国にとって安全保障上の効用を高めるとは認識されない場合がある。その場合、軍縮促進という観点からいくら透明性の高い検証スキームを提案したとしてもそれが実現する可能性は低い。実効的な検証にとって、最大のハードルとなるのは、（核軍縮にコミットする核兵器国の政治的意思を別にすれば）核戦力に係る情報公開から発生する核兵器国の安全保障上の懸念への配慮と、透明性の担保による国際社会から信頼（confidence）の確保をいかに調和させるかである。あるいは、そのような機微な情報を公開せずに実効性を担保できるような検証の方法があるかどうか課題となる。

次に、核軍縮の有効性の要素として不可逆性がある。不可逆性とは、解体された核弾頭や核分裂性物質が再び軍事用に利用され得ない状態である。以下の表2にあるとおり、核弾頭解体の各段階を進

¹⁵ “Creating a New Momentum for A Fissile Material Cut-Off Treaty (FMCT),” Working Paper Submitted by Germany, 2nd Session, Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Geneva, April 30, 2008. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/papers/WP21.pdf>>, accessed on March 24, 2009.

¹⁶ “Statement by H. E. Mr. Sumio Tarui, Ambassador, Permanent Representative of Japan to the Conference on Disarmament,” Cluster One, Second Session of the Preparatory Committee for the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT), Geneva, April 30, 2008. <<http://www.reachingcriticalwill.org/legal/npt/prepcom08/statements/Cluster1/April30Japan.pdf>>, accessed on March 24, 2009.

¹⁷ Robert J. Einhorn, “Controlling Fissile Materials and Ending Nuclear Testing,” a paper prepared for the Oslo Seminar on Nuclear Disarmament, February 26-27, 2008.

表2 核弾頭の検証可能な解体手順と透明性・不可逆性・信頼醸成

核弾頭解体の手順	検証可能な解体とするための措置	措置の目的
核弾頭の取り外し	申告（弾頭の数、種類、所在）←検証、 査察（ランダムサンプリングなど）申 告の正確さを担保する措置	透明性、信頼醸成
核弾頭の一時保管	解体までの無能力化・保管←監視、保 障措置、セキュリティ	一時的不可逆性、透明性、 セキュリティ
弾頭の解体、核物質とその他 の部分に分離	監視	不可逆性
弾頭の起爆装置等核物質以 外の部分の破壊	検証？	不可逆性
核分裂性物質の保管	検証、国際的保障措置、セキュリティ	透明性、信頼醸成、セキュ リティ
核物質の転換	検証、保障措置、セキュリティ	不可逆性、セキュリティ
インフラ（設計・研究所、製 造施設、性能維持・管理のた めの施設）解体・民生転換	監視、検証 科学者（知識）の民生転換促進	より広範かつ徹底された 不可逆性
汎用性のある物質・資器材の 取扱い	監視	不可逆性

めるに従って不可逆性の度合いは高まっていくが、各段階においても不可逆性を担保する適切な措置が講じられる必要がある。たとえば、取り外された核弾頭をそのまま保管しておくのではなく、弾頭を「無能力化」してから保管する方が、核戦力の削減をより速やかに進めることができるといえよう。弾頭を「無能力化」する措置の一つとして、「ピット・スタッフィング (pit-stuffing)」と呼ばれる方法がある。

現在主流となっている爆縮型核弾頭の構造は、ピットと呼ばれる殻に核分裂性物質が収納され高性能爆薬で取り囲まれている。そして、ピット内の空洞部分に起爆を促すためにトリチウムを注入するチューブが付いている。そこで、そのチューブからワイヤーなどを挿入して空間を埋め、ワイヤーを、ピットを解体しない限り引き抜くことができないような措置を施せば、その核弾頭は核爆発を起こすことができなくなる。そして、その作業を査察官が監視することによって、不可逆性の信頼度は高まるとされる¹⁸。

ピットを解体し、核分裂性物質とその他の部品・装置に分解した後の核分裂性物質に対しては、厳格な保障措置をかけて監視を強化するだけではなく、不可逆性を加える措置も有効である。核弾頭から回収された高濃縮ウランは希釈をして発電用原子炉に利用する低濃縮ウランにする措置がある。プルトニウムに対しては、ウランと混合させてMOX燃料を製造する、あるいは、ガラス固化体として地層処分をする¹⁹、といった措置が考えられる。（通常、兵器に使用されるプルトニウムは、プルトニウ

¹⁸ Bunn, “Transparent and Irreversible Dismantlement of Nuclear Weapons,” pp.216-217.

¹⁹ アメリカは、ロシアとの協調的脅威削減 (CTR) の枠組みにおいて、当初START Iの履行によって発生した34トンの余剰プルトニウムの処分を、地層処分で実施しようとしていたが、途中でMOX処分に切り替えた。これは、純度の高いプルトニウムのガラス固化技術の信頼性が確立されていないことや処分地の問題があったからであるといわれている。

ム239の純度が高いものであるが、他の同位体（プルトニウム238やプルトニウム240など）の含有率が高くなったとしても、その物質によって核兵器が製造できないというわけではないので、プルトニウム239の純度を低くすればよいというアプローチは、有効ではない。）

とはいえ、このような措置を講じるには、核弾頭を解体し、核物質を処分するための施設が必要となる。これらの施設の稼働能力が処分の速度、すなわち核軍縮の実施の速度を決定づけることになる。もし施設の能力が不十分であれば、核軍縮の進捗は遅れることになるし、また、その間の物質の管理についても適切な配慮がなされなければいけない。いずれにしても強化された保障措置（特にIAEAなど多国間枠組みの保障措置下に置くことが望ましい）と物理的防護措置が必要となる。

また、転用の防止という観点からは、解体プロセスの途中での核分裂性物質を低品位の核物質などとすり替えができないようにするという意味でも、監視を強化することは、広い意味での不可逆性を担保する措置といえよう（監視については後述）。

(2) 透明性と申告

核軍縮における透明性の担保には、核戦力や製造能力を含む、核能力の透明性と核兵器を運用する政策もしくは核ドクトリンに関する透明性という二つの面での議論が成り立ちえる。後者は主として各国間の信頼醸成措置として、軍縮を進めるための政治的基盤づくりの意味があり、前者は、核軍縮を実際に進めるにあたって基準となるベースラインの形成という意味がある。ここでは、申告と透明性の問題を論じる。

核軍縮のベースラインを確立するための申告においては、どのような内容を申告すべきか。言うまでもなく、これまで製造されてきた核兵器の現状およびこれからの核兵器計画、すなわち、過去・現在・未来のすべてにおいて申告が必要である。では、どのような内容の情報を申告するのか。表3では、核兵器のストックパイルの申告のあり方について、申告に含まれる情報の内容の精緻さによって低い方からレベル1として4つのレベルに分けて整理してある²⁰。

レベル1は、もっとも秘匿性の必要性の低い、より一般的な情報であり、レベル4まで行くと、極めて詳細な内容となり、これらの情報があれば、明らかに戦略の策定に非常に有効である。しかし、機密と情報公開の関係は、さらに別の観点からも重要である²¹。第一に、核兵器の設計などを含む詳

²⁰ なお、日本政府が提案する透明性の内容は、2008年のNPT運用検討会議第二回準備委員会の文書において以下のようになっている。

- aggregate numbers of nuclear warheads and delivery system deployed and in stockpiles)
- the extent of nuclear stockpile reductions and the number and pace of reducing and dismantling nuclear warheads and delivery system
- the extent of reductions in the nuclear weapons complexes including personnel and size
- the year in which fissile material declared excess and plans for its disposition
- activities to assist in the removal of fissile materials from dismantled weapons
- steps taken to reduce the role of nuclear weapons in security doctrines
- plans or intentions for further nuclear disarmament measures

²¹ たとえば、Annette Schaper, “Looking for a Demarcation – Between Nuclear Transparency and Nuclear Secrecy,” *PRIF Reports No.68*, Peace Research Institute Frankfurt, 2004.

表3 核兵器ストックパイルの申告のレベル

レベル	情報の内容
1	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる種類の現存する核兵器の総数 最初の核実験から毎年：組み立てられた核兵器、解体された核兵器、貯蔵されている核兵器の数 今後5年間の間毎年：組み立てられる核兵器、解体される核兵器、貯蔵数
2	<ul style="list-style-type: none"> 現存する核兵器を状態ごとに（運用配備済、予備（active, inactive）、退役・解体待ち それぞれの種類別の運搬手段 最初の核実験から毎年：組み立てられた核兵器、解体された核兵器、貯蔵されている核兵器の数 今後5年間の間毎年：組み立てられる核兵器、解体される核兵器、貯蔵数
3	<ul style="list-style-type: none"> 現在核兵器が配備、貯蔵、組み立て、維持、再生（remanufactured）、解体などを行っている施設の名前と場所 施設の詳細と核兵器が存在するランチャー、貯蔵用バンカー、建物などの位置を示す地図 それぞれの施設ごとに種類別の核兵器数 かつて核兵器が置かれていた施設の名前と場所
4	<ul style="list-style-type: none"> 各核兵器ごとの、シリアルナンバー、種類、状態、現在地

出典) NAS, Monitoring Nuclear Weapons and Nuclear-Explosive Materials.

細な技術情報は、核兵器製造のノウハウを広めることにつながりかねず、核拡散の懸念を高めることになる。インターネット上においても核兵器製造に関する基本的な技術情報はすでに入手可能な状態にあることも確かであり、その観点から不必要な情報の秘匿は避けなければならない。とりわけ、細部のテクニカルな工学的情報やデータなどについては注意が必要であろう。

また、上述のように、国家安全保障上の要請から情報を秘匿する場合がある。第一に、自国の核戦力が相手国からの第一撃から生き残る残存能力について、相手方に知らしめない方が、抑止効果は高まるとされている。その場合、残存能力を知らしめることになる情報公開（たとえば、核兵器の配備状況など）には応じにくい。その場合、透明性の向上のためには、そのほかの信頼醸成措置により両国の安全保障関係における核兵器の役割の低下についてそれなりの見通しが確立されることが前提となろう。また、不確実性の存在が戦略的な優位性を確立するという考え方もある。ただし、不確実性については戦略的安定性を損なう可能性もあり、それが米口の軍備管理の背景にあることとも忘れてはならない。

あるいは、政治的な理由としては、非民主的な手続きによって情報公開一般がなされていない場合や、核が特別な地位を象徴するものとして実態を明らかにしない場合などがある。

いずれにしても、核兵器製造や核兵器・核物質の盗難など、核拡散のリスクに結びつくような情報については引き続き秘匿しておくことが望ましいが、それ以外については、公開するか、もしくは当事者間において情報を共有するなどして、透明性を高め、信頼のレベルを高めていくことが望ましい。

(3) 申告の信頼性のレベルと検証・監視の内容

検証の手法は、申告の信頼度によっても変わってくる。申告の信頼性が高く、秘匿された核弾頭が

存在しない可能性が極めて高い場合には、検証と監視の方法については比較的簡易なもので、取り外され解体される弾頭の数管理することを目的とすればよい。しかし、そのようなケースは、核軍縮に大幅な進展があった場合には稀であろう。むしろ、申告の信頼性が低い場合についてどのような措置をとれば軍縮プロセスのベースラインとしての申告の信頼性を得ることができるか、という点が重要である。核兵器のストックの申告の信頼性を脅かす懸念には、①申告されている以外に秘匿された核兵器の貯蔵がなされていないか、②解体のプロセスのどこかの時点において解体すべき核分裂性物質が他の物質とすり替えられないか、③計量管理の数値のごまかしなどによる抜き取りがなされていないか、といった可能性が存在する。

まず、①の未申告の核兵器や核分裂性物質の存在については、監視の強化が必要である。監視とは、核兵器や核兵器に関連する施設について、それらが申告されているか否かにかかわらず、また合意の対象になっているか否かにかかわらず、状態について情報を収集するためのあらゆる活動である。その手段としては、IAEAが採用してきているような技術手段（環境サンプリングなど）、NTM（自国の検証技術手段）、査察、衛星画像などの情報ソースの分析などが考えられる。

②、③の懸念への対処としては、核弾頭の配備されている基地から保管庫、解体施設そして弾頭の処分施設までを含め、監視・追跡するということがなされる必要がある（「監視の鎖(chain of custody)」の確立²²）。そして、解体施設の入り口と出口での検証と査察の組み合わせによってより厳重に核物質の出入りを確認、未申告の移動がないかチェックすることも有効であろう（perimeter-portal）。また、査察官によるランダム・サンプリングによって申告と現況との整合性のチェックがなされるべきであろう。その際、サンプル数が大きければ大きいほど申告の信頼性は高まる。また、核弾頭や核分裂性物質が核解体の過程で抜き取られたり秘匿されたりするといったことがないように、格納容器には封印を施し、それらを取り出すような動きを容易に検知できるようにしておくべきである²³。また、査察官の現地査察のアクセスの許容度や資格などについても議論が必要になろう。たとえば、STARTの場合、査察官は、再突入体（re-entry vehicle）のノーズ・コーンの数を数えることで、機微な情報に触れずに申告の正確性についてある程度の信頼性を得ることができた。このような管理されたアクセスに加え、化学兵器禁止条約（CWC）や包括的核実験禁止条約（CTBT）においてはチャレンジ査察が認められている。このようなより侵入度の高い査察が核弾頭の廃棄プロセスにおいて可能かどうかは、そのような査察活動によってどの程度機微な情報の流出が起きえるかという問題に依存する。

(4) 申告における機密情報の取扱い

これまでの核解体の過程においては、検証がなされているのは、核弾頭そのものではなく、それらが格納されている容器（コンテナ）である。潜在的には、ここが核解体の検証システムにおける弱点

²² Perkovich and Acton, *Abolishing Nuclear Weapons*, p.47.

²³ Eric G. Gerdes, Roger G. Johnston and James E. Doyle, "A Proposed Approach for Monitoring Nuclear Warhead Dismantlement," *Science and Global Security*, vol.9 no.2, 2001, pp. 113-41.

となりえよう²⁴。検認は格納容器までで内部までは確認できないとすれば、施設の入り口で核兵器であると申告されたものが、本当に核弾頭かどうかの確証は100%ではない (authentication problem)。しかし、核弾頭的设计情報や、核物質の同位体組成比など機微な情報へのアクセスは認められない可能性が高い。そこで、機微な情報をブラックボックスの中に入れてたままでも検証可能な技術が必要となる。

一つの方法としては、検認に必要なデータを明らかにすることなく査察官に兼任の成否を知らせる、情報バリア (information barrier) アプローチがある。このアプローチでは、格納容器に入っている核弾頭から放出される放射線量を測定し、その数値を示さずにフィルターを掛けることでその結果 (格納容器に核弾頭が入っているかどうか) のみを査察官に知らせる。しかし、放射線量だけでは容器内部の物体が核弾頭であるかどうかの確証を得ることはできない。そのため、内部の物体が核弾頭であるかどうかをその物体の属性から判断するという手法がある。(「属性検証」 attribute verification) この手法は、核弾頭を示す特徴を定め (たとえば同位体組成比率などの特徴を備えた特定の質量を持つ物体とする)、それに合致しているかどうかを判断の材料とするというものである。これは、米国、ロシア、IAEAの三者で構成されている「トライラテラル・イニシアティブ」で採用されている手法である²⁵。このアプローチにも問題点はある。たとえば、どれくらいの量の核分裂性物質が入っていれば核弾頭とみなすのか、という点だが、通常弾頭に使用される核分裂性物質の量は機密情報に属する。とするならば、申告を信用するしかないということになるが、となるとその信頼性は100%となることはない。ある一定程度の政治的に合理的な判断を下さなければならないことになる。

これを補完できる可能性があるのは、「テンプレート検証 (template verification)」であろう。これは、検証の対象となる物質の放射線スペクトルをあらかじめ作成しておき、それと照合することで容器内部の物体が核弾頭であるかどうかを確認するという手法である。しかしここにも、テンプレートとなるべき放射線スペクトルは、だれがどのように作成するのが最も信頼性を高めるのか、という問題が生じることになる²⁶。

おわりに

以上みてきたように、核軍縮に係る検証は、技術的にも様々な困難な問題が存在するというだけではなく、極めて政治的な要素や国際安全保障環境のような背景的要素がその信頼性を左右する。その意味では、核軍縮における検証可能性、透明性の担保は非常に困難な作業であることがわかる。それでも検証が必要かつ可能である理由は以下のとおりである²⁷。すなわち、①核兵器に関するほとんど

²⁴ Perkovich and Acton, *Abolishing Nuclear Weapons*, p.48.

²⁵ Ibid., p.49.

²⁶ Ibid., p.50.

²⁷ *Global Fissile Material Report 2008: Scope and Verification of Fissile Material (Cutoff) Treaty*, third annual report of the International Panel on Fissile Materials (IPFM), 2008, p.3

の条約において、合意された検証方法は信頼醸成のために必要であると締約国が認めている（たとえば、NPTにおけるIAEA保障措置、CTBTの検証システム（国際監視システム、国際データセンター、現地査察によって構成）、②NPTの核兵器国と非核兵器国の不平等性の縮小（民生用の原子力施設に対して負う保障措置義務においても負担に格差が存在しており、それが非核兵器国の大きな不満となっている）、③核兵器国の軍縮義務実施の保証を非核兵器国に対して提示、④核軍縮の実効性担保、である。

核軍縮の検証可能性を追求するにあたって、検証の技術的側面以外にも今後さらに検討が必要な事項は少なくない。第一に、検証のコストの負担は誰がすべきか、という問題は、簡単ではない。核軍縮によって世界全体の安全保障が高まったということになるのならば、核解体とその検証のコストは、軽重付けたとしても世界全体でコスト分担をする、という考え方もあろう。他方、途上国を含む非核兵器国などからすれば、これまで一方的に核兵器国によって脅威を与え続けられてきたうえにそうした核兵器の解体や検証のコスト負担を強いられるのは不平等である、という論理も成り立ちえよう。しかし、核軍縮が一義的には核兵器国の義務であるにしても、核兵器国間での検証が、果たして国際社会全体の信頼を獲得し得るかどうかは疑問の余地なしとしない。逆に、検証技術の開発などにおいて、日本のような技術力を持つ非核兵器国が関与できる余地はある。そのような形で非核兵器国も参加した軍縮プロセスの進展が望ましい。現在、英国政府がノルウェー政府およびVERTICと共同で検証技術開発のプロジェクトを実施している。また、核弾頭の解体・処分から生産される核分裂性物質の取扱いにおいても、そのような物質が大量であることを考えると、非核兵器国も何らかの役割を果たすことができる。たとえば日本はロシアとの間でCTRの枠組み内において余剰プルトニウムの処分に関して高速炉でのMOX燃料の燃焼という技術において協力を行っている。

次に、軍縮取り決めの遵守は、検証のみによって担保されるわけではない。取り決めの遵守メカニズムには、信頼性の高い検証制度の確立とともに執行・強制メカニズムによる担保が必要となろう。とりわけ核兵器国の取り決めからの離脱に対する強制のあり方については、実効性の観点から機微な問題に配慮した検討が必要となろう。たとえば強制のメカニズムにしても、NPT上の核兵器国が常任理事国である以上、国連安保理が強制において実効的に役割を果たせるとは考えにくい。とはいえ、取り決めの中にトリガーをあらかじめ設定しておき、そのトリガーにかかる違反が発覚した場合には自動的に強制のメカニズムが発動されるようにすることも、政治的には適切でない場合も少なくないであろう。

最後に、米ロ二国間の軍備管理の実施経験が、多国間での核軍縮取り決めにおいてどの程度適用可能か、という点も検討を要する。米ロの核弾頭の大幅な削減（1000発以下）は、1990年代の議論においては、中国、英国、フランスによる核軍縮の約束が必要条件であるとの議論があった。米ロ両国の核戦力が大幅に削減されれば、他の核兵器国の保有する核戦力はグローバルな戦略バランスにとって相対的に重要な意味を持つようになるためである。2007年のSIPRI年鑑によれば、中、英、仏の配備核弾頭数は、それぞれ、145、160、348となっている（このうち、中国の核弾頭数については、SIPRIは2005年までは400発と見積もっていた）。グローバルな核のバランスの安定性を考えた場合、核戦力

を削減することをこれらの国が約束することが、米ロによる大幅な核戦力削減（たとえば1000発程度から先の削減）の条件となることは現在も変わっていないと想定されよう。

米ロ二国間の核軍縮を多国間での核軍縮へと進展させていくためには、まずそのベースラインを確定させる必要があるが、前述のように申告による自国の核戦力の透明化を望まない国も存在する。もしそのような国が立場を変えなければ、そもそも核軍縮の道筋に関する大枠の合意さえも困難になるということになる。さらに、NPTの核兵器国以外の核保有国（インド、パキスタン、とりわけイスラエル）をどう取り込むかがカギとなる。そして、前述のように非核兵器国の参加、およびIAEAといった国際機関の役割についても確認する必要がある。